





御説明申上ゲマス、昭和十三年度ノ一般會計歳出ノ財源ニ充テマスル爲必要ナル公債ノ發行ニ付キマシテハ、今期議會ニ於テ、既ニ二回ニ瓦リ之ニ關スル法律案ヲ提出致シマシテ、何レモ御協賛ヲ經テ居ルノデゴザイマス、然ルニ今回提出ノ第二號追加豫算案及第三號追加豫算案ニ計上シテ居リマスル經費ノ、所要財源總額二億六千二十餘萬圓トナツテ居リマス中テ、二億三千九百六十餘萬圓ハ之ヲ歲入補填公債ニ依ルノ必需要ガゴザイマスノデ、既ニ御協賛ヲ經テ居リマシテ本月十六日ニ公布セラレマシタ昭和十三年法律第六號ニ規定スル公債發行限度ノ法定額ヲ、七億九千七百四十萬圓ニ増加テスル爲ニ、此ノ法律案ヲ提出致シタ次第、ゴザイマス、終ニ昭和十一年度第一豫備金支出外六件ニ關スル事後承認ヲ求ムル件ニ付、其ノ大要ヲ御説明申上ゲマス、昭和十一年度一般會計第一豫備金ノ豫算額ハ八百萬圓デアリマスガ、昭和十一年勅令第二百六十五號ニ依テ、第一豫備金ヨリ補充致シマシタル主ナル事項ハ、入營附添人檢丁及新兵旅費、諸拂戻立替補填及償還金、海軍主食品ノ購買費、矯正院及刑務所收容費等デゴザイマシテ、其ノ總額ハ八百萬圓デゴザイマス、各特別會計ニ於キマシテモ、其ノ第一豫備金又ハ豫備費ヨリ豫算超過ノ支出ヲ爲シタモノガアリマス、尙昭和十一年度滿洲事件第一豫備金支出ニ付申上ゲマス、昭和十一年度滿洲事件第一豫備金ノ豫算額ハ二百萬圓デアリマス、尙昭和十二年度一般會計第二豫備金ノ豫算額ハ二千五百萬圓デアリマシテ、其ノ支出ノ主ナル事項ヲ申上ゲマスレバ、衆議院議員總選舉檢察費、中國地方其他各地災地風水害復舊施設費、關東地方其他各地災

害應急施設費等デゴザイマシテ、其ノ總額八千八百八十五萬千二百七十一圓デゴザイマス、各特別會計ニ於キマシテモ、其ノ第二豫備金ヲ以テ豫算外ノ支出ヲ致シタモノガアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛茲ニ御承諾ヲ與ヘラレムコトヲ御願ヒ申上ダマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御質疑ガナケレバ十一件ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致セマス

(右橋書記官朗讀)

兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案外十件特別委員

侯爵中山	輔親君	子爵大岡	忠綱君
男爵今園	國貞君	男爵長	基連君
中村純九郎君		土方	久微君
深井英五君		西本健次郎君	
平沼亮三君			

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第十二、航空機製造事業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長溝口伯爵

(左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ参考ノタメ茲ニ載錄ス以下之ノ倣フ)

航空機製造事業法案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十三年三月二十三日

委員長 伯爵溝口 直亮

貴族院議長 伯爵松平頼壽殿

(伯爵溝口直亮君演壇ニ登ル)

○伯爵溝口直亮君 私ハ本案ノ委員長ト致シマシテ、委員會ノ經過茲ニ結果ヲ御報告致シマス、本法案ノ委員會ハ去二十日ヨリ三回ニ瓦リマシテ開設致シマシテ、昨二十

三日全員一致、可決決定致シマシタ、其ノ  
中一昨二十二日ハ午前午後トモ、終日祕密  
會ニ終始致シマシテ、航空ニ關スル諸問題  
ヲ聽取致シマシタ、質問應答ノ大要ヲ申上  
ゲル前ニ、本案ニ關シマシテ政府委員ヨリ  
説明サレマシタコトハ、本議場ニ於キマシ  
テ申サレマシタコト大差ゴザイマセヌカ  
ラ、是ハ省略致シタイト存ジマス、要スル  
ニ本案ハ航空機ノ國防及產業上ニ於ケル重  
要性ニ鑑ミ、航空機製造事業ニ對シ、適切  
ナル保護統制ヲ加ヘ、次デ斯業ノ確立ヲ圖  
リ、優秀且低廉ナル航空機ノ豐富ナル供給  
ヲ爲スト云フコトガ主眼デ作ラレタ案デゴ  
ザイマス、次ニ質問應答ノ大要ヲ申上ダマ  
スガ、尙此ノ質問應答中ニハ、屢々筆記ヲ  
中止致シマシタ所ガゴザイマシテ、其ノ件  
ニ付テハ本議場ニ於テ報告ヲ致スコトガ出  
來マセヌノハ遺憾デゴザイマス、第一ハ一  
委員ヨリ、航空船ト云フコトニ付テ御質問  
ガゴザイマシタ、航空船ハ現ニ「ドイツ」デ  
使ヒ、且「アメリカ」ノ海軍ニ於テモ尙使用  
シテ居リマス、之ニ關シテ本邦ニ於テモ研  
究調査スル必要ガアルト思フガドウデアル  
カト云フ御問ニ對シマシテ政府委員ヨリ、  
研究ニ付テハ尙續ケテ研究スル積リデアル  
ガ、何分ニモ非常ニ多額ノ經費ヲ要スルモ  
ノデアルカラシテ、實際ノ實驗若シクハ製  
造ト云フコトハ、他ニ尙ソレヨリモ急務ナ  
ルコトガアツテ、ナカ／＼手ガ著ケラレナイ  
ノヲ遺憾トスルト云フ御答、次ニ規格ノコ  
トニ付テ本法ノ第六條ニ「規格ヲ定ムルコ  
トヲ得」トアル、此ノ規格ニ付テノ問答ガゴ  
ザイマシタ、ソレハ此ノ規格ト云フモノハ  
殆ド世界ガ共通的ニナツテ行ク傾向ガアル  
ノデ、我ガ國ニ於テモソレニ則シテ、大體世  
界ノ標準ニ應ズルヤウニ定メタイト思フト  
云フコトニ對シテ、一委員ヨリハ、規格ハソ  
レハ尤デアルガ、尙我ガ國獨得ノ規格ト云  
フモノガアリハシナイカ、又ハソレヲ造ル

必要ガアリハシナイカト云フ御質問ガゴザ  
イマシタ、ソレニ對シテ政府當局ヨリハ、此  
處ニ謂フ規格ト云フモノハ、大キナ飛行機  
ノ種類トカ何トカ云フヤウナコトデナイ、極  
メテ技術的ノ規格ヲ謂フノデアルカラ、是  
ハ大體ニ於テ世界共通ニ段々ナツテ行クモ  
ノデアル、左様御承知ヲ願ヒタイト云フ御  
答辯デアリマス、次ニ官營ノ工場ヲ設ケテ、  
模範的ノ試作ラスルト云フヤウナ必要ハナカ  
ラウカト云フ御問ニ對シマシテ、政府當局  
ヨリ、斯クノ如キコトハ目下考ヘテナイ、  
遞信省ノ航空局及陸海軍ニ於テモ各研究  
所若シクハ試驗場ト云フヤウナモノヲ持ツ  
テ居リマシテ、ソコデ研究シ、尙一部試作  
其ノ他ノ研究調査ヲスレバ十分デアツテ、別  
ニ官營ノ工場ヲ設ケル必要ハナカラウト云  
フ御答デゴザイマシタ、次ニ一委員ヨリ、國  
民ニ航空思想ヲ注入シ、且航空機ニ親マシ  
メルコトハ極メテ必要デアルカラシテ、ソ  
レニハ旅客機ニ餘計乗ルヤウニ、運輸ノ回  
數ヲ増加スルト共ニ、貨銀ヲ安クスレバ、  
之ヲ利用スル者ガ多クナツテ、航空思想ガ發  
達シテ來ルガ、之ニ關シテ何カ政府デ御考  
ハアルカト云、フコトニ付キマシテ、政府  
當局ヨリハ、目下ノ貨銀モ諸外國ニ比シテ  
著シク高イト云フコトハナク、寧ロ現爲替  
相場ヲ以テスレバ安イ位デアル、但シ本邦  
ト外國トノ生活程度ノ比較モアリマスシ、  
尙其ノ他ノ汽車汽船等トノ比較モアリマス  
ガ、是ハ將來ニ於テ出來ルダケ御希望ニ副  
フヤウニ、趣旨トシテハ誠ニ御尤ナコトデ  
アルカラ努力シタイト思フト云フ御答デゴ  
ル中央研究機關ヲ設ケテ、ソレヲ利用シテ  
我ガ國ノ航空機製造及航空法ニ對シテモ、  
十分ナル發達進歩ノ爲ニ貢獻シヨウト云フ  
機關デゴザイマス、之ニ付キマシテ構造及

運用等ニ關シ、一委員ヨリノ質問ニ對シ、  
政府當局ヨリハ、本年度ニ於テ取敢ズ五十  
萬圓ノ豫算ヲ取リマシテ、準備ヲ致シ、來  
年度カラ出來ルルダケ此ノ實現ニ資シタイト  
云フ御答デゴザイマシテ、尙其ノ節ニ遞信  
省ノ私案ヲ示サレマシテ、是ハ別ニ決定シ  
タモノデモゴザイマセスカラシテ、此處デ  
御報告ハ略シマス、次ニ輕飛行機及「グラ  
イダー」ニ對シテハ、本法案デ別ニ保護獎  
勵ハシナインカト云フ御問ニ對シマシテ、  
政府當局ヨリ、茲ニ稱スル飛行機ト云フノ  
ハソレヨリモ大キナモノヲ謂フノデ、輕飛  
行機及「グライダー」ニ對シテハ、本法デ一  
般ノ飛行機製造ト同様ニ保護ヲシナイガ、  
併シナガラ是等ニ關シテモ尙保護スル途ガ  
アルノデ、ソレニ依ツテ出來ルダケ保護シ  
タイト思ツテ居ル、但シ「グライダー」ハ寧  
ロ目下「スポーツ」ノ方ノ領域ニ入ッテ居ル  
ノデ、文部省及厚生省ニ於テ此ノコトハ頻  
ニ保護獎勵發達ト云フヤウナコトヲ考ヘテ  
居ルノデ、其ノ方ノ手ニ大體ハ委ネテアル  
ト云フ御答デアリマス、次ニ委員會ノコトデ  
アリマス、此ノ法律ニ於キマシテニツノ委  
員會ガ出來マス、第一ノ委員會ハ航空機技  
術委員會、ソレカラ航空機製造事業委員會  
此ノ二ツノ委員會、其ノ外尙現今文部省内  
ニ一委員會ガ存在致シマス、是等ノ各委員  
會ガ委員會ノ濫立ニナツテ、其ノ研究アタリ  
ガ却テ無用ニナリハシナイカ、重複若シク  
ハオ互ニ權限ヲ爭フト言ツテハ譯弊ガアリ  
マスルガ、權限ノコトニ付テ色々問題ガ起ツ  
タリ何カスルト、却テ面倒ニナツテ御困リ  
ニナリハシナイカ、寧ロ斯クノ如キ委員會  
本法律ニ依ツテ作ル技術委員會ト云フノハ、  
專ラ學術の人、學術及技術ノ方面ヨリシテ  
根本的ノ研究ヲスルモノデアル、片ツカ方ノ

事業委員會ト云フノハ、此ノ法律ノ運用ニ  
全然是ハ種類ノ違フモノデ、決シテソレガ  
重複ニナルトカ或ハ混同スルトカ何トカ云  
フヤウナ憂ハ絶對ニナイモノデアルト云フ  
御答デアリマシタ、次ニ償却ノコト、是ハ  
嘗テ本議場ニ於テ工作機製造事業法ニ付  
テ申上ゲマシタ通り、航空機製造ニ付キマ  
シテモ尙戦時若シクハ非常ノ場合ニハ非常  
ニ膨脹シ、且需要ガ澤山アツテ収益ガ多イ、  
其ノ間ニ出來ルダケ償却ヲ多クシテ、平時  
ノ状態ニ移ツタ時ノ、需要ノ減少若シクハ總  
テノ經濟上ノ變動ニ適應スルヤウニ、此ノ  
際成ルベク多額ノ償却ヲサシタラ宜カラウ、  
ソレニ付テ政府ハドウ云フ御考デアルカ、  
尙是等ニ付テ大藏省ト御打合セニナッテ居  
ルカト云フ問ニ對シマシテ、政府當局ヨリ  
ハ、ソレハ趣旨ニ於テハ誠ニ同意デ、自分  
ノ方モサウ思ツテ居ルガ、尙如何程ノ償却ヲ  
サセルベキモノデアルカト云フコトニ付テ  
ハマダ決ツテ居ナイ、追ツテ是ハ決メル筈デ  
アル、尙此ノ事ニ關シマシテ大藏省トハ十  
分協議ヲ遂ゲテ、之ガ爲ニ故障ノ起ルコト  
ハナイヤウニシタイト思フト云フ御答デア  
リマシタ、ソレカラ最後ニ一委員ヨリシテ  
飛行機製造工場ト云フモノハ、工場ノ分布  
ハ國防上ヨリモ其ノ他産業上ヨリモ、非常  
ニ必要ナコトデアリ、且其ノ地域ノ選定等  
ニ付テハ、國防產業其ノ他ヲ顧慮シテ餘程  
能ク御考ニナッテ按配シナケレバナラス、  
殊ニ新設サレル會社ノ如キハ、其ノ點ヲ十  
分顧慮シテ政府ニ於テ許可サレル必要ガア  
ルト思フ、政府ノ御意見ハドウデアルカト  
云フ御問ニ對シマシテ、政府當局ハ誠ニ御  
尤ノコトデ、此ノ點ハ十分顧慮シテ、御希  
望ニ副フヤウニシタイト思フト云フ御答デ  
ゴザイマシタ、以上ヲ以チマシテ一委員ヨ  
リシテ、次ノ如キ意見ヲ述ベラレマシテ贊  
成ノ意ヲ表明サレマシタ、ソレハ本法ハ一

西ニ於テハ非常ニ保護助成ト云フコトヲ含ンデ居ル、ソレ故ニ  
シテ居ルガ、又半面ニ於テハ可ナリ強イ統  
制強化ト云フコトヲ含ンデ居ル、ソレ故ニ  
此ノ法律ノ運用ニハ深甚ナル考慮ヲ要スル、  
目下世界ノ大勢ヲ見マスルト、大體ニ於テ  
工業統制ノ方針ニ二ツアル、一ツハ、國家總  
動員法ニ依ヅテ之ヲ統制シヨウト云フモノ、  
其ノ第二ハ、事業ニ依ヅテ統制ヲシヨウト  
云フ、其ノ二ツノ方法ガアル、サウシテ大  
體ニ於テ各事業ニ於テ統制ヲ強化スルト云  
フノハ、既ニ其ノ工業ガ發達シテ、或一定ノ  
程度迄達シテ居ル國、極メテ卑近ナル例ヲ  
引イテ言ヘバ英米獨佛、是等ノモノハ總テ  
此ノ方法ニ依ヅテヤッテ居ル、之ニ反シテ工  
業發達ノ未ダ所要ノ點ニ達シナイ國ニ於テ  
ハ、統制強化ヲ餘リ強クシナクテ、總動員法  
ニ依ヅテ之ヲ取締リ、以テ將來ノ戰鬪ニ資サ  
ウト云フ考ヲ採シテ居ル、我ガ國ノ今回ノ立  
法ヲ見ルト、是等ノコトヲ併用シテ居ルガ  
如キ觀ガアル、然ルニ我ガ國ニ於ケル工業  
殊ニ航空機製造事業ノ如キモノハ、之ヲ歐  
米諸國ニ比シマスルト遙カニ質ニ於テモ、量  
ニ於テモ、殊ニ量ニ於テハ遙カニ下位ニア  
ル、ソレ故ニ本法ヲ御出シニナツテ、本法提  
出ノ趣旨ニアツタ如ク、多量ニ且良イモノヲ  
造ラウ、ソレガ爲ニ保護助成ヲシヤウト云  
フ御考デアルコトハ明カデアルガ、動モス  
レバ統制強化ノ結果却テ工業ノ發達ヲ阻害  
シテ、所期ノ目的ヲ遂行スルコトガ出來ナ  
イヤウニナル處ガナイコトハナイト考ヘル  
カラシテ、本法施行ニ當リマシテハ、政府  
當局ニ於テ此ノ點ニ十分意ヲ用ヒラレテ、  
決シテ統制ノ爲ニ事業ノ發達進歩ヲ阻害シ  
ナイノハ勿論、益々事業ノ發達進歩、國防上  
産業上總テニ所期ノ目的ヲ達成スルヤウニ  
努力サレタイト云フ、大體ノ御趣旨ノ贊成  
演説デゴザイマス、是ニテ討論ヲ終リマシ  
テ採決ニ入りマシテ、全員一致、原案ノ如  
ク可決致シマシタ、右御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第三讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕





第十四條 交付セラレタル共同金ニ對シ  
テハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ  
共同金ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フル  
コトヲ得ス

第十五條 護國共同組合ノ事業ニ必要ナ  
ル經費ハ組合員之ヲ負擔スルモノトス  
前項ノ負擔ハ定款又ハ組合會ノ決議ヲ  
以テ之ヲ定ム

第十六條 護國共同組合ハ必要アルトキ  
ハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ物品ノ  
醸出又ハ勞力奉仕ヲ以テ醸金ノ一部又  
ハ全部ニ代ヘシムルコトヲ得

第十七條 護國共同組合ハ已ムコトヲ得  
サル事情アリト認ムル組合員ニ對シ組  
合會ノ決議ニ依リ前條ニ依ル金品ノ醸  
出及労力奉仕ヲ猶豫又ハ減免スルコト  
ヲ得

第十八條 護國共同組合ハ現役ニ服セサ  
ル組合員又ハ現役ニ服セサル者ト同一  
世帶内ニ在ル組合員ニ對シ其ノ故ノ  
ヲ特別ノ負擔ヲ爲シムルコトヲ得ス

第十九條 護國共同組合ハ第十條ニ規定  
スル事業ノ外左記各號ニ關シ組合員ノ  
指導誘掖ニ努ムルモノトス

一 國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ護國ノ精神  
ノ振作ニ努ムヘキコト

二 自強ノ精神ニ基キ兵役義務履行ニ  
伴フ家庭ニ於ケル經濟的準備ノ完整  
ニ努ムヘキコト

三 隣保相助ノ誼ヲ厚クシ組合ノ定ム  
ル金品ノ醸出及労力奉仕ハ組合ノ精  
神ニ鑑ミ進テ之ヲ爲スヘキコト

四 兵役義務者及其ノ家族ヲ敬愛シ其  
ノ名譽ヲ尊重スヘキコト

五 其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル  
精神指導ヲ爲スヘキコト

第十九條 護國共同組合ハ現役ニ服セサ  
ル組合員又ハ現役ニ服セサル者ト同一  
世帶内ニ在ル組合員ニ對シ其ノ故ノ  
ヲ特別ノ負擔ヲ爲シムルコトヲ得ス

第二十條 護國共同組合ハ第十條ニ規定  
スル事業ノ外左記各號ニ關シ組合員ノ  
指導誘掖ニ努ムルモノトス

一 國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ護國ノ精神  
ノ振作ニ努ムヘキコト

二 自強ノ精神ニ基キ兵役義務履行ニ  
伴フ家庭ニ於ケル經濟的準備ノ完整  
ニ努ムヘキコト

三 隣保相助ノ誼ヲ厚クシ組合ノ定ム  
ル金品ノ醸出及労力奉仕ハ組合ノ精  
神ニ鑑ミ進テ之ヲ爲スヘキコト

四 兵役義務者及其ノ家族ヲ敬愛シ其  
ノ名譽ヲ尊重スヘキコト

五 其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル  
精神指導ヲ爲スヘキコト

第六章 組合會ハ左ニ掲タル事項ヲ  
理事及監事ハ何時ニテモ組合會ニ出席  
之ヲ選任ス

第七章 解散  
議員ノ定數及選任ニ關スル事項ハ定款  
シ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第八章 第二十五条 組合會議員ハ組合員中ヨリ  
之ヲ選任ス

第九章 第二十六条 組合會議員ハ名譽職トス  
立ツルコトヲ得

第十章 第二十七条 組合會ハ定款ノ定ムル所ニ  
依リ組合長之ヲ招集ス

第十一章 第二十八条 組合會ハ左ニ掲タル事項ヲ  
議決ス

一 組合定款ノ改廢ヲ爲スコト

二 年度收支豫算ヲ定ムルコト

三 組合事業ノ報告及決算報告ヲ認定  
スルコト

四 財產ノ管理、處分及取得ニ關スル  
付議シタル事項

五 其ノ他本法ニ依リ組合會ノ權限ニ  
屬セシタル事項又ハ組合長ニ於テ  
役員ハ必要アル場合ニ於テハ定款ノ定  
ムル所ニ依リ組合員ニ非サル適當ナル  
者ヨリ選任スルコトヲ得

第六章 第二十九條 組合會ハ組合長ヲ以テ議長  
副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長故障  
アルトキハ副組合長又ノ事務ヲ統轄ス

第七章 第三十條 組合會ハ組合會議員ノ半數以  
上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ  
得ス但シ招集再度ニ及フモ尙半數ニ達  
セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八章 第三十一條 組合會ハ出席議員ノ全員ノ同意  
ヲ以テ之ヲ決ス但シ已ムヲ得サル場合  
ニ在リテハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス  
ルコトヲ得此ノ場合ニ於テ可否同數ナ  
ルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第九章 第三十二条 組合事務費ハ毎年度組合員  
醸金ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス  
政府ノ會計年度ニ依ル

第十章 第三十三条 組合會議員ハ組合員中ヨリ  
之ヲ選任ス

第十一章 第三十四条 組合會ハ左ノ事由ニ  
依リテ解散ス

一 定款ニ定メタル事由ノ發生  
二 組合會ノ決議

第十二章 第三十五条 組合會ハ定款ノ定ムル所ニ  
依リ組合長之ヲ招集ス

第十三章 第三十六条 組合會ハ左ノ事由ニ  
依リテ解散ス

一 清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ供託スル  
ニ非サレハ組合財產ヲ分配スルコトヲ  
得ス

二 清算人タル者ナキトキ又ハ  
清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作リ之  
ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘ  
シ

第三章 第三十七条 組合會ハ左ノ事由ニ  
依リテ解散ス

一 清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ供託スル  
ニ非サレハ組合財產ヲ分配スルコトヲ  
得ス

二 清算人タル者ナキトキ又ハ  
清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作リ之  
ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘ  
シ

第四章 第三十八条 組合員カ三十人未滿ニ減シタルト  
キ

第五章 第三十九條 組合ノ破産  
組合ノ解散及合併ハ組合會議員總數ノ  
三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ  
之ヲ爲スコトヲ得ス

第六章 第四十條 組合會ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立  
ス但シ副組合長ハ必要アル場合ニ於テ  
ハ其ノ數ヲ増加スルコトヲ得

第七章 第四十一條 組合會ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立  
ス但シ副組合長ハ必要アル場合ニ於テ  
ハ其ノ數ヲ増加スルコトヲ得

第八章 第四十二条 組合會ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立  
ス但シ副組合長ハ必要アル場合ニ於テ  
ハ其ノ數ヲ増加スルコトヲ得

第九章 第四十三条 組合會ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立  
ス但シ副組合長ハ必要アル場合ニ於テ  
ハ其ノ數ヲ増加スルコトヲ得

第十章 第四十四条 組合會ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立  
ス但シ副組合長ハ必要アル場合ニ於テ  
ハ其ノ數ヲ増加スルコトヲ得

審查シ

方長官ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得  
第四十五條 清算人ノ選任アリタルトキ  
ハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、  
住所ヲ登記スヘシ

第四十六條 清算結了シタルトキハ各事  
務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘ  
シ

第四十七條 民法第七十三條、第七十四  
條及第七十八條乃至第八十一條ノ規定  
ハ護國共同組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第九章 監督  
第四十八條 護國共同組合ハ第一次ニ北  
海道廳官又ハ府縣知事、第二次ニ內  
務大臣、厚生大臣、陸軍大臣及海軍大  
臣之ヲ監督ス

第四十九條 監督官廳ハ組合ニ對シ組合  
ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合事務ノ執  
行又ハ財產ノ狀況ヲ検査シ組合ノ定款、  
細則、收支、豫算又ハ經費ノ分賦收入  
方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナ  
ル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
第五十條 監督官廳ハ組合會ノ決議又ハ  
役員ノ行爲カ適當ナラスト認ムルトキ  
ハ決議ヲ取消シ役員ヲ解任シ又ハ議員  
ノ改選ヲ命スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行前ニ本法第一條ニ掲タル目的ヲ  
以テ設立セラレタル組合ハ命令ノ定ムル  
所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス  
○子爵戸澤正己君 只今日程ニ上リマシタ  
致シマスルガ故ニ、其ノ同一委員ニ併託セ  
ラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
ム

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 議事ノ都合上、 セマス	午後三時十七分開議
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 報告ヲ致サ セマス	午前十一時二十二分休憩
〔石橋書記官朗讀〕	リ開會致シマス
本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ	是ニテ一時休憩致シマシテ、午後ハ三時ヨ
昭和十三年度歲入歲出總決算歲入經 常部第一款租稅第五項相續稅中品川 稅務署ノ徵收ニ係ル件、第二款印紙 收入第一項印紙收入中奉天總領事館 ニ於テ歲入ニ編入スヘキ件、第六款 雜收入第十一項雜入中秋田縣ノ收入 未濟ニ係ル件	午後三時二十二分開議
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決 算大藏省所管關東局歲出臨時部第二 款補助費第一項勸業輔助中關東局ノ 支出ニ係ル件	昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部第一款租稅第一項所得稅中板橋 路改良費第三項國道改良繼續費中內 稅務署ノ收入ニ至ラサリシ件、下京稅 務署、茨木稅務署、水道橋稅務署、水 道橋稅務署、玉造稅務署ノ徵收不足 ニ係ルモノ五件、第三項營業收益稅 中玉造稅務署ノ徵收不足ニ係ル件、第四項資本利子稅中板橋稅務署ノ收 入ニ至ラサリシ件、第五項相續稅中 弘前稅務署ノ徵收ニ係ル件、第六款 雜收入第二項徵罰及沒收金中金澤地 方裁判所、岐阜地方裁判所、東京控訴 院、盛岡區裁判所ニ於テ歲入ニ編入 スヘキモノ四件、第三項辦償及違約 金中金澤地方裁判所、岐阜地方裁判 所ニ於テ歲入ニ編入スヘキモノ二件 昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部陸軍省所管第九款研究費第一項 特種化學兵器研究費中陸軍省經理局 ノ支出ニ係ル件、第十四款滿洲事件 費第一項滿洲事件費中海軍省經理局 ノ支出ニ係ル件
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決 算大藏省所管專賣局歲入第一款專賣 局作業收入第一項作業收入中東京地 方專賣局ノ徵收ニ係ル件	昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部海軍省所管第二款軍事費第一項 俸給中海軍省經理局、橫須賀海軍經 理部ノ支出ニ係ルモノ二件、第三項 雜給及雜費中海軍省經理局ノ支出ニ 係ル件、第四項衣糧費中海軍省經理 局ノ支出ニ係ル件、第七項患者費中 海軍省經理局ノ支出ニ係ル件、第九 項艦營費中海軍省經理局ノ支出ニ係 ル件
昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部第一款租稅第五項相續稅中品川 稅務署ノ徵收ニ係ル件、第二款印紙 收入第一項印紙收入中奉天總領事館 ニ於テ歲入ニ編入スヘキ件、第六款 雜收入第十一項雜入中秋田縣ノ收入 未濟ニ係ル件	昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部第一款租稅第五項相續稅中品川 稅務署ノ徵收ニ係ル件、第二款印紙 收入第一項印紙收入中奉天總領事館 ニ於テ歲入ニ編入スヘキ件、第六款 雜收入第十一項雜入中秋田縣ノ收入 未濟ニ係ル件

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 是ヨリ休憩 前ニ引續キ會議ヲ開キマス、日程第十五、 北支那開發株式會社法案 中支那振興株式會社法案	右八政府ノ措置適切ナラサルモノト認ム 昭和十一年度歲入歲出總決算歲出臨 款補助費第一項勸業輔助中關東局ノ 支出ニ係ル件
昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部第一款租稅第一項所得稅中板橋 路改良費第三項國道改良繼續費中內 稅務署ノ收入ニ至ラサリシ件、下京稅 務署、茨木稅務署、水道橋稅務署、水 道橋稅務署、玉造稅務署ノ徵收不足 ニ係ルモノ五件、第三項營業收益稅 中玉造稅務署ノ徵收不足ニ係ル件、第四項資本利子稅中板橋稅務署ノ收 入ニ至ラサリシ件、第五項相續稅中 弘前稅務署ノ徵收ニ係ル件、第六款 雜收入第二項徵罰及沒收金中金澤地 方裁判所、岐阜地方裁判所、東京控訴 院、盛岡區裁判所ニ於テ歲入ニ編入 スヘキモノ四件、第三項辦償及違約 金中金澤地方裁判所、岐阜地方裁判 所ニ於テ歲入ニ編入スヘキモノ二件 昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部陸軍省所管第九款研究費第一項 特種化學兵器研究費中陸軍省經理局 ノ支出ニ係ル件、第十四款滿洲事件 費第一項滿洲事件費中海軍省經理局 ノ支出ニ係ル件	昭和十一年度歲入歲出總決算歲出臨 款補助費第一項勸業輔助中關東局ノ 支出ニ係ル件
昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部第一款租稅第五項相續稅中品川 稅務署ノ徵收ニ係ル件、第二款印紙 收入第一項印紙收入中奉天總領事館 ニ於テ歲入ニ編入スヘキ件、第六款 雜收入第十一項雜入中秋田縣ノ收入 未濟ニ係ル件	昭和十一年度歲入歲出總決算歲出臨 款補助費第一項勸業輔助中關東局ノ 支出ニ係ル件
昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部第一款租稅第五項相續稅中品川 稅務署ノ徵收ニ係ル件、第二款印紙 收入第一項印紙收入中奉天總領事館 ニ於テ歲入ニ編入スヘキ件、第六款 雜收入第十一項雜入中秋田縣ノ收入 未濟ニ係ル件	昭和十一年度歲入歲出總決算歲出臨 款補助費第一項勸業輔助中關東局ノ 支出ニ係ル件

昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部陸軍省所管第二款軍事費第五項 兵器及馬匹費中陸軍航空本部ノ支出 ニ係ル件	昭和十一年度歲入歲出總決算歲出臨 款補助費第一項勸業輔助中關東局ノ 支出ニ係ル件
昭和十一年度歲入歲出總決算歲入經 常部海軍省所管第二款軍事費第一項 俸給中海軍省經理局、橫須賀海軍經 理部ノ支出ニ係ルモノ二件、第三項 雜給及雜費中海軍省經理局ノ支出ニ 係ル件、第四項衣糧費中海軍省經理 局ノ支出ニ係ル件、第七項患者費中 海軍省經理局ノ支出ニ係ル件、第九 項艦營費中海軍省經理局ノ支出ニ係 ル件	昭和十一年度歲入歲出總決算歲出臨 款補助費第一項勸業輔助中關東局ノ 支出ニ係ル件
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決 算大藏省所管通信事業業務勘定歲出 第一款通信業務費第三項諸拂戾立替	昭和十一年度各特別會計歲入歲出決 算大藏省所管專賣局歲入第一款專賣 局作業收入第一項作業收入中東京地 方專賣局ノ徵收ニ係ル件
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決 算遞信省所管通信事業業務勘定歲出 第一款通信業務費第三項諸拂戾立替	昭和十一年度各特別會計歲入歲出決 算遞信省所管通信事業業務勘定歲出 第一款通信業務費第三項諸拂戾立替

及補填金中貯金局ノ支出ニ係ル件  
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決  
算鐵道省所管帝國鐵道用品勘定歲入  
第一款用品及工作收入第一項用品及  
工作收入中鐵道省ノ徵收ニ係ル件  
歲出第一款用品及工作費第一項用品  
及工作費中鐵道省ノ支出ニ係ル件  
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決  
算拓務省所管朝鮮總督府歲入經常部  
第一款租稅第二項所得稅中京城稅務  
署ノ徵收不足ニ係ル件  
第十七款專賣局第二項事業費中朝鮮  
總督府京城地方專賣局外一箇所ノ支  
出ニ係ル件、歲出臨時部第四款補助  
及獎勵費第五項土木費補助中平安南  
道ノ支出ニ係ル件、第七款鐵道建設  
及改良費第一項建設費中朝鮮總督府  
鐵道局ノ支出ニ係ル件  
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決  
算拓務省所管臺灣總督府歲入經常部  
第一款租稅第二項所得稅中臺中州ノ  
徵收不足ニ係ル件  
昭和八年度歲入歲出總決算歲入經常  
部第一款租稅第一項所得稅中茨木稅  
務署ノ徵收不足ニ係ル件  
昭和八年度各特別會計歲入歲出決算  
鐵道省所管帝國鐵道用品勘定歲出第  
一款用品及工作費第一項用品及工作  
費中鐵道省ノ支出ニ係ル件  
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決  
算拓務省所管朝鮮總督府歲出經常部  
第一項建設費中朝鮮總督府鐵道局ノ  
支出ニ係ル件  
右ノ通議決セリ依テ及報告候也

第三項營業收益稅中玉造稅務署ノ徵  
收不足ニ係ル件、第三款官業及官有  
財產收入第九項刑務所收入中大阪刑  
務所ノ收入未濟ニ係ル件  
昭和十一年度歲入歲出總決算歲出經常  
部海軍省所管第二款軍事費第三項雜  
給及雜費中海軍省經理局ノ支出ニ係  
ル件、第六項演習費中海軍省經理局  
ノ支出ニ係ル件  
昭和十一年度歲入歲出總決算歲出臨時  
部海軍省所管第十五款大演習費第一  
項大演習費中海軍省經理局ノ支出ニ  
係ル件  
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決  
算信省所管簡易生命保險費第二項事業  
費中簡易生命保險費第二項事業費中簡易  
保險局ノ支出ニ係ル件  
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決算  
鐵道省所管帝國鐵道用品勘定歲出第  
一款用品及工作費第一項用品及工作  
費中鐵道省ノ支出ニ係ル件  
昭和十一年度各特別會計歲入歲出決算  
拓務省所管朝鮮總督府歲出經常部第  
一項建設費中朝鮮總督府鐵道局ノ支  
出ニ係ル件  
右ハ政府ニ對シ將來ノ注意ヲ促スヘキモ  
其ノ他異議ナシ

（右ノ通議決セリ依テ及報告候也）  
昭和十三年三月十九日  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿 兼道  
委員長 男爵周布 兼道  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿 兼道  
委員長 男爵周布 兼道  
（男爵周布兼道君演壇ニ登ル）  
○男爵周布兼道君 只今議題トナリマシタ昭  
和十二年三月三十一日現在國有財產現  
在額總計算書ヲ審査シ總チ異議ナキモノ  
ト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十三年三月十九日  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿 兼道  
委員長 男爵周布 兼道  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿 兼道  
委員長 男爵周布 兼道  
（男爵周布兼道君演壇ニ登ル）  
右ハ政府ニ對シ將來ノ注意ヲ促スヘキモ  
其ノ他異議ナシ

右ノ通議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月十九日  
委員長 男爵周布 兼道

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 兼道

委員長 男爵周布 兼道

（男爵周布兼道君演壇ニ登ル）

○男爵周布兼道君 只今議題トナリマシタ昭  
和十二年三月三十一日現在國有財產現  
在額總計算書ヲ審査シ總チ異議ナキモノ  
ト議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月十九日  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿 兼道  
委員長 男爵周布 兼道  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿 兼道  
委員長 男爵周布 兼道  
（男爵周布兼道君演壇ニ登ル）

右ハ政府ニ對シ將來ノ注意ヲ促スヘキモ  
其ノ他異議ナシ

右ノ通議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年度國有財產增減總計算書ヲ  
於キマシテ十五億六千百六十四萬九千五百  
圓六十七錢四厘、臨時部ニ於キマシテ  
四圓餘トナルノデゴザイマス、本委員會ハ

八億一千四十四萬九千九十八圓七錢七厘、  
合計二十三億七千二百九萬八千六百十二圓  
七十五錢一厘、之ニ對シマシテ歲出ノ支  
出額ハ、經常部ニ於キマシテ十三億二千十  
四萬六百八十六圓三十八錢七厘、臨時部ニ  
六十九錢八厘、支出額合計二十二億八千  
二百十七萬五千八百一圓八錢五厘トナリマ  
シテ、歲入ノ收入額ト歲出ノ支出額ト  
ノ差引額、八千九百九十二萬二千八百十一  
圓六十六錢六厘ノ剩餘ヲ生ジタノニアリマ  
スルガ、是ハ會計法第二十六條ニ依リマシテ  
昭和十二年度ノ歲入ニ繰入レタノデアリマ  
ス、此ノ外特別會計ハ本決算ニ於キマシテ  
其ノ數三十四アリマスルガ、其ノ金額ハ頗  
爾煩雜ニ瓦リマスルノデ茲ニ之ヲ省略致シ  
マス、次ニ國有財產增減計算書ニ付テ申上  
ゲマス、昭和十一年度中增加致シマシタ國  
有財產ハ一般會計ニ於キマシテ總計九億四  
千八百十八萬七千九百餘圓、特別會計六億  
七百二萬三千八百餘圓、合計致シマスルト  
十五億五千五百二十一萬一千七百餘圓ヲ減  
少致シマシタ、國有財產ハ  
マシテ二億九千九百七十七萬四千三百餘  
圓、特別會計ニ於キマシテ四億三千七百八  
十二萬七千三百餘圓、計七億三千七百六  
萬一千六百餘圓トナリマシテ、結局差引增  
加額八億一千七百六十一萬餘圓トナリマス  
尙昭和十二年三月三十一日現在、國有財產  
現在額總計算書ニ付テ一言致シタイト存ジ  
マス、從來國有財產法ハ内地ノミニ適用サ  
レテ居リマシタガ、昭和十二年四月一日ヨ  
リ外地、即チ朝鮮、臺灣、樺太、關東州及  
南洋群島ニ同法が施行セラル、コトトナリ  
マシテ、本現在額總計算書ニソレ等外地ノ國  
有財產ノ價格モ計上サレテ居ルコトデゴザ  
イマス、内地、外地ヲ通ジマシテ其ノ總價  
格ハ百十四億二千八百三十九萬五千九百十

第一回ヲ去ル二月二十五日ニ開會ヲ致シマシテ、政府當局ヨリ大體ノ説明ガアリマシテ、後ニ各委員ヨリ質疑ガアリマシテ、次ニ先例ニ依リマシテ決算ノ審査方針竝審査期限ヲ決議致シ、之ヲ審査ヲ各分科ニ、國有財産ニ關シテハ小委員會ニ各付託致シタノデアリマス、分科會、小委員會ニ於キマシテハ、各所管ノ部ニ付數回ノ會議ヲ開キマシテ、慎重ナル審査ヲ盡サレ、三月ノ十六日各分科會及小委員會ハ決議ヲ致シマシテ、三月十九日ニ第二回ノ委員會ヲ開キマシテ、各分科主査竝ニ小委員會ノ委員長ヨリ詳細ナル報告ガアリマシタ、各分科ヲ通じ議決セラレマシタモノハ、政府ノ措置適切ナラザルモノト認ムルモノ四件、政府ニ對シ將來ノ注意ヲ促スベキモノト認ムルモノ六十三件、其ノ他ハ全部異議ナシト云フコトデアリマシテ、小委員會ニ於テハ政府ニ對シ將來ノ報告ノ後、尙政府ニ對シ質疑應答ガ重ネラレマシテ、十分審査ヲ盡シ、採決ノ結果全會一致デ各分科主査竝ニ小委員會ノ委員長ノ報告通リニ可決致シタノデゴザイマス、茲ニ先ツ申上ゲテ置カナケレバナライコトハ、豫算議定權ニ伴フ決算ノ審査ト云フコトハ、非常ニ重要ナコトデアリマスノニ拘ラズ、決算書ノ提出ガ毎年遅レマシテ、特ニ今年ノ如キハ甚ダシク遅レマシテ、ソレガ爲ニ審議ニ困難ヲ感ズルヤウナナイ、此ノ際政府當局ニ於テ、斷然從來ノ希望スルヤウニ次ノ議會ヨリ、早ク提出ヲ願フコトニ考へテ戴キタイ、尙此ノ趣旨ヲ

徵底セシムル爲、本會議ニ於テ大藏大臣ノ  
言明ヲ求ムル動議ガ成立致シマシタ、次ニ  
本委員會ニ於ケル質疑應答ノ若干ヲ申上ゲ  
マス、第一ニ本決算委員會ニ於テ不當ナリ  
ト決議サレ、本會議ヲ經テ政府モ認メラ  
ナガラ、毎年同様ナ不當事項ガ繰返サレル  
ノハ如何ト云フ質疑ニ對シ、政府當局ハ何  
分廣汎ニ亘ツテ居ル役人ニ對スル仕事デ、同  
ジヤウナ「ケース」ガ繰返サレルコトハ、監  
督上誠ニ遺憾デアル、今後十分注意シ、左  
様ナコトノナイヤウ努力スルトノ答辯ガア  
リマシタ、次ニ財務當局デ豫算ノ増加ヲ注  
意セラレ、各省ノ要求ニ付テ斧鉄ヲ加ヘラ  
レテ居ルニ拘ラズ、決算ヲ見ルト一億三千  
萬圓以上ノ不用額ガ生ジテ居ルノハ如何ナ  
ル理由ニ依ルモノデアルカトノ質問ニ對シ、  
當局ハ不用額ノ一億三千三百餘圓ハ施行豫算  
算ニ對スル計算デ、實行豫算ニ於ケル不用  
額ハ四千二百餘萬圓トナリ、主トシテ豫算  
執行ノ適正ヲ期スル爲ニ、自然ニ又計畫的  
ニ不用額ヲ生ジタノデアルガ、他面豫算編  
成後ノ種々ナ事情、經費使用ノ自制等ニ依  
ルモノデアルトノ答辯デアリマシタ、又稅  
金ノ徵收不足ニ對スル質疑ニ對シ、政府ハ  
稅務署ニ於テ受取ル所謂資料ノ報告ハ全國  
ヲ通ジ約四百萬通モアルノデ、勢ヒ遲延ス  
ルコトモアリ、脫漏防止ノ方法トシ、所得  
稅法第二十六條第二項ノ期限ヲ延長スルコ  
トモ一案デアルト云フ答辯デアリマシタ、  
對支文化事業特別會計ノ資金ヨリ、毎年國  
際文化事業ノ經費トシテ百萬圓ヲ繰入レテ  
居ルガ、三百萬圓ノ對支文化事業ノ經費ヲ、  
之ガ爲ニ永久ニ支出スルト云フコトニ付テ  
支障ハナイカト云フコトニ對シマシテ、政  
府當局ハ、將來何等支障ナク支出ヲ爲シ、  
鐵道省所管ノ國有財產ニ關シマシテ、  
後日繰入補填スル考デアルト云フ答辯デゴ  
ザイマシタ、更ニ國有財產ニ關シマシテ、  
施ハ如何ト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ

夙ニ研究ヲ重ネ居ルガ、何分國有鐵道ノ固定財產ハ四十億ニ近ク、約五十年間ニ投資セラレタモノデアツテ、今日迄當初ノ價格ニ依リ臺帳ニ記載サレテ居ルノデアルノデアルガ、改良ニ依リ價格ガ增加シタモノナド、非常ナ複雜ナ關係ニアツテ、又官業特別會計ニ於テ、償却勘定ヲ立テルコトノ實益モ疑問デアルノデ、先づ學問的ノ正シイ結論ヲ得テカラニシタイト云フヤウナ意見デゴザイマシタ、次ニ國有財產法上國有財產デアリナガラ、國有財產ノ計算書ニ計上セラレナイ道路、河川、港灣ナドガアルガ、是等ハ計算書ニ計上スルヤウニシタラバドウカト云フ質問ニ對シ、報告書ニ計上スルコトハ望マシイコトデアルガ、相當手數モ掛ルコトハデアリ、マダ其ノ結論ニ達シテ居ナイト云フ答辯デゴザイマシタ、更ニ國有財產ノ整理情況、國有財產ノ評價、國富總額ニ對スル問題等ニ付種々質疑ガアリマシテ、政府委員ヨリ詳細ナル答辯ガゴザイマシタ、以上ノ外種々質疑應答ガアリマシタガ、詳細ハ速記錄ニ譲ルコトニ致シマシテ、茲ニ省略ヲ致シタイト存ジマス、右御報告申上ゲマス

議ヲ盡サシムルヤウ努力スル意向デアルベ  
キ旨ノ御言葉ガアツクノデアリマスルガ、決  
算ノ尊重スペキコトハ誠ニ御言葉ノ通りデ  
アリマシテ、政府ト致シマシテモ十分ニ之  
ヲ尊重致シテ居ル次第アリマス、決算ノ  
提出ハ出来得ル限り速カニ取運ブ方針ノ下  
ニ努力致シテ居ルノデアリマス、併シナガ  
ラ御承知ノ通り決算ハ何分過去一箇年度ニ  
至ル國家歳計ノ全般ニ關シマシテ、其ノ結  
末ヲ付ケルノデアリマスカラ、慎重審査ヲ  
遂ゲル必要ガアリ、各所管大臣ノ報告ヲ基  
礎ト致シマシテ決算ヲ調整シ、更ニ之ヲ會  
計検査院ニ送付シマシテ、其ノ検査確定ヲ  
待チマシテ、然ル後ニ議會ニ提出致シマス  
ルヤウナ關係カラ致シマシテ、其ノ間相當  
ノ時日ヲ要スルノデアリマス、併シナガラ  
御意見ハ誠ニ御尤ト存ジマスルシ、又政府  
ニ於キマシテモ前申上ゲマシタ如ク、決算  
ノ極メテ重要ナルモノデアルト云フコトハ  
御同感ナノデアリマスルカラ、將來一層ノ  
努力ヲ致シマシテ、之ガ提出ノ時期ヲ出來  
得ル限り速カニ致シ、十分ニ御審議ノ御便  
宜ヲ圖リタイト存ズル次第アリマス  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 三件トモ決  
算委員長ノ報告通りテ御異議ゴザイマセヌ  
カ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

## 北支那開發株式會社法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十三年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

北支那開發株式會社案

衆議院議長小山松壽

北支那開發株式會社法案

第一章 總則

第一條 北支那開發株式會社ハ北支那ニ

於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合調整

ヲ圖ルヲ目的トスル株式會社トシ其ノ

本店ヲ東京ニ置ク

第二條 北支那開發株式會社ノ資本ハ三

億五千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ

之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 政府ハ一億七千五百萬圓ヲ限り

北支那開發株式會社ニ出資スベシ

政府ハ金錢以外ノ財產ヲ以テ出資ノ目

的ト爲スコトヲ得

政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ

株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第四條 北支那開發株式會社ノ株金ノ第

一回ノ拂込金額ハ株金ノ六分ノ一迄下

ルコトヲ得

政府ハ金錢以外ノ財產ヲ以テ其ノ所有

スル株式ノ第二回以後ノ株金拂込ニ充

ツルコトヲ得

第五條 北支那開發株式會社ハ株金全額

拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコト

ヲ得

第六條 北支那開發株式會社ノ株式ハ記

名式トス

第七條 北支那開發株式會社ニ非ザルモ

ノハ北支那開發株式會社又ハ之ニ類似

ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得

ズ

第八條 北支那開發株式會社ノ定款ノ變

更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ

其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第二章 役員

第九條 北支那開發株式會社ニ總裁一

人、副總裁二人、理事五人以上及監事

二人以上ヲ置ク

第十條 總裁ハ北支那開發株式會社ヲ代

表シ其ノ業務ヲ總理ス

總裁事故アルトキハ副總裁ノ一人其ノ

職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職

務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定

ムル所ニ從ヒ北支那開發株式會社ノ業

務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監

查ス

第十一條 總裁及副總裁ハ勅裁ヲ經テ政

府之ヲ任命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府

ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四

年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ

任期ヲ三年トス

第十二條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌ス

ル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スル

コトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 北支那開發株式會社ニ顧問若

干人ヲ置クコトヲ得

顧問ハ總裁ノ諸問ニ應ジテ意見ヲ開陳

ス

顧問ハ北支那開發株式會社政府ノ認可

ヲ受ケ之ヲ委嘱ス

第三章 業務

第十四條 北支那開發株式會社ハ左ノ事

業ノ主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資

ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整スルモノト

一 交通、運輸及港灣ニ關スル事業

二 通信ニ關スル事業

三 發送電ニ關スル事業

四 鑄產ニ關スル事業

五 鹽ノ製造、販賣及利用ニ關スル事

業

六 前各號ノ外北支那ニ於ケル經濟開

發ヲ促進スル爲特ニ統合調整ヲ必要

トスル事業

第四章 北支那開發債券

第十五條 北支那開發株式會社ハ拂込株

金額ノ五倍ヲ限り北支那開發債券ヲ發行

スルコトヲ得

北支那開發株式會社ハ北支那開發債券借

換ノ爲一時前項ノ制限ニ依ラズ北支那

開發債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ

於テハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金

額ニ相當スル舊北支那開發債券ヲ償還ス

ベシ

北支那開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ

商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコ

トヲ要セズ

第十六條 北支那開發債券ヲ發行セントス

ル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ

償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ

得

第十七條 政府ハ北支那開發債券ノ元本ノ

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ

ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第五章 準備金

第十九條 北支那開發株式會社ハ毎營業

年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補

爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且

ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第六章 政府ノ監督及助成

第二十條 政府ハ北支那開發株式會社ノ

業務ヲ監督ス

第二十一條 北支那開發株式會社借入金

ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受

クベシ

第二十二條 定款ノ變更、合併及解散ノ

決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ

其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十三條 北支那開發株式會社ハ政府

ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處

分ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十四條 北支那開發株式會社ハ每營

業年度ノ投資及融資ノ計畫ヲ定メ事業

開始一月前迄ニ之ヲ政府ニ提出シ認可

ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘン

トスルトキ亦同ジ

第二十五條 政府ハ北支那開發株式會社

ノ業務ニ關シ監督上、國防上又ハ北支

那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合

調整ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ爲スコト

ヲ得

前項ノ規定ニ依リ國防上必要ナル命令

ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル

所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償

ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ

要スペキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協  
賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於  
テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十六條 政府ハ北支那開發株式會社  
監理官ヲ置キ北支那開發株式會社ノ業  
務ヲ監視セシム

北支那開發株式會社監理官ハ何時ニテ  
モ北支那開發株式會社ノ金庫帳簿及諸  
般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

北支那開發株式會社監理官ハ必要ト認  
ムルトキハ何時ニテモ北支那開發株式  
會社ニ命ジテ業務ニ關スル諸般ノ計算  
及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

北支那開發株式會社監理官ハ株主總會  
其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳  
述スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ北支那開發株式會社  
ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ  
基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ  
公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ  
取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十八條 北支那開發株式會社ハ每營  
業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額  
ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込  
金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル  
迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配  
當ヲ爲スコトヲ要セズ

第二十九條 北支那開發株式會社ノ每營  
業年度ニ於ケル投資及融資ニ因ル收入  
ノ投資及融資ノ總額ニ對スル割合(以  
下收入割合ト稱ス)ガ年百分ノ六ニ達  
セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後  
五年間左ノ各號ノ金額ノ合計額ヲ限度  
トシ配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外  
ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ

年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄其ノ不足  
額ニ相當スル金額ヲ付給ス

一 投資及融資ノ總額中政府以外ノ者

ノ所有スル株式ノ拂込金ニ依リタル  
部分ニ百分ノ七ヨリ收入割合ヲ減ジ  
タル差ヲ乘ジテ得ベキ金額

二 投資及融資ノ總額中社債收入金  
(社債前借金ヲ含ム以下同ジ)ニ依リ  
タル部分ニ百分ノ五ヨリ收入割合ヲ  
減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益  
金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ  
拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超  
過スルトキハ其ノ超過額ハ先づ之ヲ前  
項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ

第一項ノ投資及融資ニ因ル收入、投資  
及融資ノ總額並ニ其ノ中政府以外ノ者  
ノ所有スル株式ノ拂込金ニ依リタル部  
分及社債收入金ニ依リタル部分ノ計算  
方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 北支那開發株式會社ノ每營業  
年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ  
政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金  
額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル  
場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株  
式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益  
配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過ス  
ル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂  
込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達  
スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ  
金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ

行ス

第三十五條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施  
附 則

第三十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ北支  
那開發株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ  
事務ヲ處理セシム

第三十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政  
府ノ認可ヲ受クベシ

第三十八條 政府出資財產評價委員會ニ關スル規程  
ノ議ヲ經ベシ

第三十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ  
年月日並ニ商法第百二十六條第二項第  
二號、第四號及第五號ニ規定スル事項  
ヲ記載スベシ

第四十條 設立委員ハ株主ノ募集終リタ  
ルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其  
ノ検査ヲ受クベシ

第四十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受  
ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂  
込ヲ爲サシムベシ

第四十二條 設立委員ハアリタルトキハ設立委員ハ  
遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第四十三條 創立總會終結シタルトキハ  
設立委員ハ其ノ事務ヲ北支那開發株式  
會社總裁ニ引渡スベシ

第四十四條 政府第四條第二項ノ規定ニ  
依リ金錢以外ノ財產ヲ以テ其ノ所有ス  
ル株式ノ株金拂込ニ充ツル場合ニ於テ  
ハ其ノ財產ノ價格ニ付政府出資財產評  
價委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十五條 政府ハ北支那開發株式會社  
ニ對スル出資ノ目的ニ充ツル爲帝國鐵  
道特別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無價ニ

令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌  
年ヨリ十年間所得稅及營業收益稅ヲ免  
除ス

第三十二條 北海道、府縣、市町村其ノ  
他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間北支  
那開發株式會社ノ事業ニ對シ地方稅ヲ  
課スルコトヲ得ズ

第三十三條 北支那開發株式會社ガ設  
立、資本ノ增加、合併又ハ第二回以後  
ノ株金拂込ノ登記ヲ受クル場合ニ於テ  
ハ其ノ登錄稅ノ額ハ拂込株金額、增資  
拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分  
ノ一トス

### 第七章 罰則

第三十四條 北支那開發株式會社ガ本法  
若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ  
基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總  
裁又ハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ  
處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ル  
トキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スル  
コト亦同ジ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百  
八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス  
行ス

第三十五條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施  
附 則

第三十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ北支  
那開發株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ  
事務ヲ處理セシム

第三十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政  
府ノ認可ヲ受クベシ

第三十八條 政府出資財產評價委員會ニ  
依リ金錢以外ノ財產ヲ以テ其ノ所有ス  
ル株式ノ株金拂込ニ充ツル場合ニ於テ  
ハ其ノ財產ノ價格ニ付政府出資財產評  
價委員會ノ議ヲ經ベシ

第三十九條 政府ハ北支那開發株式會社  
ニ對スル出資ノ目的ニ充ツル爲帝國鐵  
道特別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無價ニ

テ一般會計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得  
第四十六條 登錄稅法第六條第一項第十  
一號中「東洋拓殖債券」ノ下ニ「北支開  
發債券」ヲ加フ

中支那振興株式會社法案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議  
院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十三年三月二十四日

衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
中支那振興株式會社法案  
第一章 總則  
第一條 中支那振興株式會社ハ中支那ニ  
於ケル經濟ノ復興及開發ヲ助成スルヲ  
目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ上  
海ニ置ク

第二條 中支那振興株式會社ノ資本ハ一  
億圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増  
加スルコトヲ得  
第三條 政府ハ五千萬圓ヲ限り中支那振  
興株式會社ニ出資スベシ

政府ハ金錢以外ノ財產ヲ以テ出資ノ目  
的ト爲スコトヲ得  
第四條 中支那振興株式會社ハ株金全額  
拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコト  
ヲ得  
第五條 中支那振興株式會社ノ株式ハ記  
名式トス  
第六條 中支那振興株式會社ニ非ザルモ  
ノハ中支那振興株式會社又ハ之ニ類似

ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得  
ズ  
第七條 中支那振興株式會社ノ定款ノ變  
更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ  
其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第二章 役員  
第九條 總裁ハ中支那振興株式會社ヲ代  
表シ其ノ業務ヲ總理ス  
副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ  
ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ  
行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定  
ムル所ニ從ヒ中支那振興株式會社ノ業  
務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス  
監事ハ中支那振興株式會社ノ業務ヲ監  
査ス

第十條 總裁及副總裁ハ勅裁ヲ經テ政府  
ノ命ジ其ノ任期ヲ五年トス  
理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府  
ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四  
年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ  
任期ヲ三年トス

第十一條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌ス  
ル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スル  
コトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタル  
トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 中支那振興株式會社ハ左ノ事  
業ニ對シ投資又ハ融資ヲ爲スモノトス  
一 交通及運輸ニ關スル事業  
二 通信ニ關スル事業

三 電氣、瓦斯及水道ニ關スル事業  
四 鐵產ニ關スル事業  
五 水產ニ關スル事業  
六 前各號ノ外中支那ニ於ケル公共ノ  
利益又ハ產業ノ振興ノ爲必要ナル事  
業号ニ掲ガル事業ヲ自ラ經營スルコトヲ  
得

第四章 中支振興債券  
第十三條 中支那振興株式會社ハ拂込株  
金額ノ五倍ヲ限り中支振興債券ヲ發行  
スルコトヲ得

中支那振興株式會社ハ中支振興債券借  
換ノ爲一時前項ノ制限ニ依ラズ中支振  
興債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ  
於テハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金  
額ニ相當スル舊中支振興債券ヲ償還ス  
ベシ

中支振興債券ヲ發行スル場合ニ於テハ  
商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコ  
トヲ要セズ

第十四條 中支振興債券ヲ發行セントス  
ル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ  
第十五條 政府ハ中支振興債券ノ元本ノ  
償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ  
得

第十六條 中支振興債券ノ所有者ハ中支  
那振興株式會社ノ財產ニ付他ノ債權者  
ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權  
利ヲ有ス

第五章 準備金  
第十七條 中支那振興株式會社ハ每營業  
年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ

爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立て且  
利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額  
ノ百分ノ二以上ヲ積立てベシ

第六章 政府ノ監督及助成  
第十八條 政府ハ中支那振興株式會社ノ  
業務ヲ監督ス

第十九條 中支那振興株式會社借入金ヲ  
爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ク  
得

第二十條 定款ノ變更、合併及解散ノ決  
議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其  
ノ效力ヲ生ゼズ

第二十一條 中支那振興株式會社ハ政府  
ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處  
分ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條 中支那振興株式會社ハ每營  
業年度ノ投資及融資並ニ自營事業ノ計  
畫ヲ定メ事業開始一月前述ニ之ヲ政府  
ニ提出シ認可ヲ受クベシニ重大ナル  
變更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第二十三條 政府ハ中支那振興株式會社  
ノ業務ニ關シ監督上、國防上又ハ中支  
那ニ於ケル公共ノ利益若ハ產業ノ振興  
ノ爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ國防上必要ナル命令  
ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル  
所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償  
ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ  
要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協  
賛ヲ經タルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル  
テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 政府ハ中支那振興株式會社  
監理官ヲ置キ中支那振興株式會社ノ業  
務ヲ監視セシム

中支那振興株式會社監理官ハ何時ニテ  
モ中支那振興株式會社ノ金庫帳簿及諸  
般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

中支那振興株式會社監理官ハ必要ト認  
ムルトキハ何時ニテモ中支那振興株式  
會社ニ命ジテ業務ニ關スル諸般ノ計算  
及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

中支那振興株式會社監理官ハ株主總會  
其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳  
述スルコトヲ得

第二十五條 政府ハ中支那振興株式會社  
ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ  
基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ  
公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ  
取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十六條 中支那振興株式會社ハ每營  
業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額  
方政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込  
金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ達スル  
迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配  
當ヲ爲スコトヲ要セズ

第二十七條 中支那振興株式會社ノ每營  
業年度ニ於ケル投資、融資及自營事業  
ニ因ル收入ノ投資、融資及自營事業資  
本ノ總額ニ對スル割合(以下收入割合  
ト稱ス)ガ年百分ノ六ニ達セザルトキ  
ハ政府ハ初營業年度及爾後五年間左ノ  
各號ノ金額ノ合計額ヲ限度トシ配當シ  
得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有  
スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六  
ノ割合ニ達スル迄其ノ不足額ニ相當ス  
ル金額ヲ補給ス

一 投資、融資及自營事業資金ノ總額  
中国政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂  
込金ニ依リタル部分ニ百分ノ七ヨリ  
少くナク各株ニ付第一回ノ拂込  
及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得  
中支那振興株式會社監理官ハ必要ト認  
ムルトキハ何時ニテモ中支那振興株式  
會社ニ命ジテ業務ニ關スル諸般ノ計算  
及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得  
中支那振興株式會社監理官ハ株主總會  
其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳  
述スルコトヲ得

收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベ  
キ金額

二 投資、融資及自營事業資金ノ總額  
中社債收入金(社債前借金ヲ含ム以  
下同ジ)ニ依リタル部分ニ百分ノ五  
ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ  
得ベキ金額

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益  
金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ  
拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超  
過スルトキハ其ノ超過額ベ先づ之ヲ前  
項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ

第一項ノ投資融資及自營事業ニ因ル收  
入、投資融資及自營事業資金ノ總額竝  
ニ其ノ中政府以外ノ者ノ所有スル株式  
ノ拂込金ニ依リタル部分及社債收入金  
ニ依リタル部分ノ計算方法ハ命令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第二十八條 中支那振興株式會社ノ每營  
業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額  
方政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込  
金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過ス  
ル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル  
株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利  
益配當ヲ爲サントストキハ其ノ超過  
スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付  
拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ  
達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式  
ノ拂込金額及政府ノ所有スル株式ノ拂  
込金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之  
ヲ配當スベシ

第三十九條 創立總會終結シタルトキハ  
設立委員ハ其ノ事務ヲ中支那振興株式  
會社總裁ニ引渡スベシ

八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス  
附 則

第三十條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行

第三十一條 政府ハ設立委員ヲ命ジ中支  
那振興株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ  
事務ヲ處理セシム

第三十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政  
府ノ認可ヲ受クベシ

政府前項ノ規定ニ依ル認可ヲ爲サント  
ストキハ政府ノ出資ノ目的タル金錢

以外ノ財產ノ價格及之ニ對シテ與フル  
株式ノ數ニ付政府出資財產評價委員會  
ノ議ヲ經ベシ

政府出資財產評價委員會ニ關スル規程  
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 前條ノ認可アリタルトキハ  
設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツ  
ベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付

株主ヲ募集スベシ

第三十四條 株式申込證ニハ定款認可ノ  
年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第  
二號、第四號及第五號ニ規定スル事項  
ヲ記載スベシ

第三十五條 設立委員ハ株主ノ募集終リ  
タルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ

其ノ検査ヲ受クベシ

第三十六條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受

ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂

裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル  
副總裁ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ  
處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ル  
トキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スル  
コト亦同ジ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百  
八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十七條 創立總會ニ於テハ第十條ノ  
シ

規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベ

第三十八條 創立總會終結シタルトキハ  
設立委員ハ其ノ事務ヲ中支那振興株式  
會社總裁ニ引渡スベシ

第三十九條 政府ハ中支那振興株式會社  
ニ對スル出資ノ目的ニ充ツル爲帝國鐵  
道特別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無償ニ  
道一般會計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得

〔國務大臣吉野信次君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(吉野信次君) 只今議題トナリ  
マシタニツノ法案ニ付キマシテ、一括シテ  
其ノ提案ノ理由ヲ御説明申上げタイト存ジ  
マス、今次ノ事變ノ終局ノ目的ニ顧ミマシ  
テ、北支及中支ノ經濟ノ復興及開發ヲ圖ッ  
テ、以テ日滿支三國ノ提携、共榮實現ノ基  
礎ヲ確立致シマスルコトハ、帝國政府ガ夙  
ニ其ノ方針トセル所デアリマス、政府ハ右  
ノ方針ニ基キマシテ、支那現地ノ資本並ニ  
我が方ノ資本及技術ヲ緊密ニ結合セシメ、  
經濟各部門ヲ開發整備シテ、秩序ノ回復及  
維持、並ニ民衆生活ノ向上ヲ圖リ、以テ東  
亞ノ安定ニ資シマスル爲ニ、北支那及中支  
ニ國策會社トシテ、ソレハ北支那開發株  
式會社及中支那振興株式會社ヲ設立スルコ  
トト致シタ次第アリマス、先づ北支那開  
發株式會社法案ニ付テ申上ダヌルガ、本  
會社ハ北支那ノ經濟開發ヲ促進シ、其ノ統  
合調整ヲ圖ル爲、同地方ニ於キマシテ交通

込ヲ爲サシムベシ  
前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ  
遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ  
第三十七條 創立總會ニ於テハ第十條ノ  
規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベ  
シ

第三十八條 創立總會終結シタルトキハ  
設立委員ハ其ノ事務ヲ中支那振興株式  
會社總裁ニ引渡スベシ

第三十九條 政府ハ中支那振興株式會社  
ニ對スル出資ノ目的ニ充ツル爲帝國鐵  
道特別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無償ニ  
道一般會計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得

〔國務大臣吉野信次君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(吉野信次君) 只今議題トナリ  
マシタニツノ法案ニ付キマシテ、一括シテ  
其ノ提案ノ理由ヲ御説明申上げタイト存ジ  
マス、今次ノ事變ノ終局ノ目的ニ顧ミマシ  
テ、北支及中支ノ經濟ノ復興及開發ヲ圖ッ  
テ、以テ日滿支三國ノ提携、共榮實現ノ基  
礎ヲ確立致シマスルコトハ、帝國政府ガ夙  
ニ其ノ方針トセル所デアリマス、政府ハ右  
ノ方針ニ基キマシテ、支那現地ノ資本並ニ  
我が方ノ資本及技術ヲ緊密ニ結合セシメ、  
經濟各部門ヲ開發整備シテ、秩序ノ回復及  
維持、並ニ民衆生活ノ向上ヲ圖リ、以テ東  
亞ノ安定ニ資シマスル爲ニ、北支那及中支  
ニ國策會社トシテ、ソレハ北支那開發株  
式會社及中支那振興株式會社ヲ設立スルコ  
トト致シタ次第アリマス、先づ北支那開  
發株式會社法案ニ付テ申上ダヌルガ、本  
會社ハ北支那ノ經濟開發ヲ促進シ、其ノ統  
合調整ヲ圖ル爲、同地方ニ於キマシテ交通

ヲ業務トスルモノニ投資又ハ融資ヲ致スコト  
本金ハ三億五千萬デアリマシテ、本會社ノ資  
間ニ於キマシテ半額ツツ出資ヲ致シマシテ、  
拂込資本金ノ五倍迄社債ノ發行ヲ爲シ得ル  
コトニナツテ居リマス、次ニ中支那振興株式  
會社法案ニ付キマシテ申上ゲマス、本會社  
ハ中支那ニ於ケル經濟ノ復興及建設ヲ助成  
致シマスル爲ニ、同地方ニ於キマシテ交通  
運輸及通信事業、電氣、瓦斯、水道事業、  
礦山事業、水產事業等ニ投資又ハ融資ヲ致  
シマスルコトヲ主タル業務トスルモノニア  
リマス、本會社ノ資本金ハ一億圓デアリマ  
シテ、政府及民間ノ折半出資致シマシ  
テ、拂込資本金ノ五倍迄社債ヲ發行シ得ル  
コトハ前ニ述ベタ北支那ノ方ノ會社ト同様  
デアリマス、次ニ此ノ兩會社ノ使命及性質  
ニ鑑ミマシテ、政府ハ會社ニ對シテ、民間  
出資ニ對シマシテハ、優先配當權ヲ認メ、  
又會社ニ對スル一定期間ノ利益補給ニ依ツ  
テ配當ノ確實ヲ期スル等、適當ナル優遇方  
法ヲ講ズルコト致シタノデアリマス、政  
府ハ兩國策會社ノ設立ニ依リマシテ、支那  
ニ於ケル第三國ノ既存權益ヲ何等阻害スル  
ガ如キ意圖ノナイコトハ申ス迄モナインデ  
アリマシテ、更ニ進ンデハ寧ロ第三國ノ資  
本及技術トノ提携ヲ希望致ス者デアリマス、  
以上ハ兩法案ノ提出ヲ致シマシタ大體ノ理  
由デゴザイマス、會期ガ押詰リマシテ提出  
スル運ビニナリマシテ、誠ニ恐縮ニ存ズル  
次第デゴザイマスガ、何卒御審議ノ上、御  
協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 質疑ノ通告  
ガゴザイマス、大藏男爵  
〔男爵大藏公望君演壇ニ登ル〕  
○男爵大藏公望君 會期切迫ノ折柄、本會  
議ニ於テ質問ヲシマスルコトハ誠ニ恐縮  
萬デアリマスルガ、併シナガラ私ノ考ニ於  
キマシテハ恐ラク今回ノ議會ニ於キマシテ、

野舉<sup>シテ</sup>之ヲ援助スル、最モ熱心ニ、最モ忠  
實ニ之ヲ助ケルト云フコトガ必要デアル、  
殊ニ政府ニ於キマシテハ此ノ會社ヲ御作リ  
ニナリマシタダケニ、又此ノ會社ノ事業ノ  
性質上カラ見マシテモ、私ハ全力ヲ注イデ  
此ノ會社ノ成功ヲ期スルト云フコトヲ御考  
ニナラナケレバナラヌ、斯ウ信ズルノデア  
リマス、然ラバ如何ニシテ此ノ會社ガ成功  
スルダラウカト考ヘマスル時分ニ、私ハ從  
來ノ半官半民會社ガ、何故ニ大體ニ不成績  
デアッタカト云フコトヲ考ヘナケレバナラ  
ヌ、斯ウ考ヘルノデアリマス、私ノ知ツテ居  
リマスル所ニ依リマスト、從來ノ半官半民會  
社ガ大體ニウマク行カナカツタ、若シクハ其  
ノ經營者ガ非常ニ困難シテ居ルコトハ、主  
トシテ政府ノ監督如何ニアル、政府ノ監督ノ  
ハ決シテ從來ドノ會社ニ對シテモ一途ニ出  
テ居リマセヌ、政府ノ方針ガハッキリ御定リ  
ニナリマセヌ爲カ、若シクハ各官廳間ノ繩  
張争ヒノ爲デアリマセウカ、決シテ監督ノ  
途、命令ノ途ト云フモノハ一途ニ出テ居ラ  
ナイノデアリマス、大體ノ半官半民會社ハ、  
悉ク政府ノ關係アル總テノ部門ニ向テ交  
渉ヲ持チ、其ノ方々カラノ命令ヲ背クコト  
ヲ強要サレマス、又肯カナケレバウマク經  
營サレマセヌノデ、ドノ位苦心シテ居ルカ  
分ラヌト云フコトヲ私共ハ感ズルノデアリ  
マス、從來出來テ居リマスル會社ハマダ  
マダ宜シイノデアリマスガ、假ニ此ノ新シ  
イ會社ガ、今カラシテ作り上ゲヨウツル  
會社ガ、今申シマシタヤウニ各方面ノ指揮  
監督命令ヲ受ケルヤウデハ、到底此ノ會社  
マス、此ノ點ニ關シマシテ曾テ後藤新平伯  
ガ、滿鐵ノ總裁ヲ御引受ニナリマシタ時分  
ノ經緯ヲ知リマシテ、私ハ痛切ニ其ノ當時  
ノ御心境ニ無理カラヌ點ガアッタコトヲ痛

感スルノデアリマス、少シク時間ヲ頂戴シ  
ニシテ、其ノ當時ノ經過ヲ申上げテ見タイ  
ト思フノデアリマス、是ハ後藤サン自身ガ  
御書キニナリマシタ、満鐵總裁就任情由書  
ト云フ書キ物デアリマシテ、ソレニ其ノコ  
トガ、詳細載ツ居リマス、其ノ一節ニ曰  
ク「明治三十九年七月二十一日召ニ應シテ、  
入京スルヤ先ツ謁ヲ原内務大臣ニ取リ内務  
大臣ノ示ニ據リテ直チニ、首相閣下ニ參見  
シ茲ニ満洲鐵道總裁ノ職ニ就クヘキコトヲ  
勸メラル某仍リテ満洲鐵道經營ノ全局カ  
何人ノ監督ニ屬シ其統理ノ中心點ヲ那邊ニ  
求メラルヘキヤヲ進問セシニ首相閣下ノ  
告ヶラレシ所ニ曰ク監督權ハ關東都督ニ在  
ルモ中央政府ノ責任者ハ外務大臣タルヘシ  
ト」後藤サンハ御就任ニナリマス時ニ、眞先  
ニ誰ガ一體監督スルカト云フコトヲ聽キマ  
シタ時ニ、政府ハ現地ニ於キマシテハ、關  
東都督ガ監督シ、政府ニ於キマシテハ外務  
大臣ガ中心點ニナルノダ、斯ウ云フ返事ガ  
アリマシタノデ、後藤サンハ是デハ辻モ滿  
鐵ノ總裁ハ引受ケラレナイト云フノデ、御  
斷リスルト云フノデ即座ニ斷フレタノデア  
リマス、ソレデ色々政府モ心配ラシマシテ、  
是非後藤サンノ就任ヲ求ムルノ餘リニ兒玉  
サンヲ說イテ、兒玉サンヲシテ直接ニ後藤  
サンヲ說カシメタ、兒玉サンハ御承知ノ通  
リニ後藤サンノ最モ尊敬スル、最モ自分ノ  
引立テラレタ先輩デアリマシテ、恐ラク兒  
玉サンノ仰シヤルコトナラバ、何デモ後藤  
サンハ御引受ニナルグラウト云フコトヲ政  
府ハ考ヘタノデアリマセウ、ソレデ其ノ日  
ノ午後ニ兒玉サンニ會ハレテ、サウシテ後  
藤サンハ又兒玉サンカラ三時間半ニ亘ツテ  
色々ノ勸誘ヲ受ケラレタヤウデアリマス、  
リ席上對晤堅ク辭意ヲ陳シ爲メニ參謀總長  
ヲシテ三時間半ノ談說ヲ勞スルニ至ラシメ

タリシハ今ニシテ之ヲ思ヘバ實ニ某平生不  
償ノ一恨事タリ「兒玉大將ハ此ノ時ニ此  
ノ後十時間ニシテ御亡クナリニナックノデ  
アリマスルガ、其ノ前ニ於キマシテ兒玉サ  
ンハ後藤サンニ向ッテ、三時間半ノ久シキニ  
瓦ツテ就職ヲ御勸メニナックノデアリマスル  
ガ、後藤サンハドウシテモ御肯キニナラナ  
カツタ、其ノ時ノ兒玉サンノ言ハレタ所ノ一  
節ニ曰ク、「今日ノ事衆ニ選ヒテ一大臣ノ才  
ヲ得ンコトハ易ク滿洲問題解決ノ爲メニ一  
士ヲ得ンコトハ難シ今衆口相合シテ君ノ適  
材ヲ推ス君若シ時ト睽クコトナクンバ必ズ  
進ミテ之ニ當レ」オ前デナキヤイケナイト  
皆ガ言フノダカラ是非引受ケロト云フコト  
ヲ熱心ニ御勸メニナックノデアリマスルガ、  
後藤サンハ今ノ監督權ノ問題カラシテ、ド  
ウシテモ御引受ニナラナカツタ、兒玉サンモ  
困ラレマシテ、ソンナラ一遍山縣元帥ニ會  
ヘト云フコトヲ兒玉サンハ言ハレマシタノ  
デ、二十三日ノ午後ニ會ハレタ、二十三日  
ノ午後ノ四時、「元帥閣下」、是ハ山縣サン  
デアリマス、「元帥閣下ヲ訪ヒ滿洲鐵道經營  
ニ關スル鄙見ヲ呈シ會社ノ組織計畫ニシテ  
果シテ所聞ノ如クンハ總裁ノ如キハ之ヲ陸  
軍官憲ヨリ選用スルノ優レルニ如カサヘル  
キヲ陳ス元帥閣下乃チ曰ク武官總裁モ亦置  
キ難キニ非ナルヘシ但々適材ヲ選ハシカ爲  
メニ君ニ及フノミト其是ニ於テ元帥閣下別  
ニ其人ヲ選ハルヘキヲ庶幾セリ」と云フノ  
デ、山縣サンノ御勸メモ斷ラレタノデアリ  
マス、其ノ日ニ兒玉參謀長ハ亡クナラレタ、  
翌日更ニ西園寺公爵ニ御會ヒニナリマシ  
タ、頻リト西園寺サンカラモ言ハレタノデ  
アリマスルガ、「二十四日首相閣下ニ謁シ居  
ネテ辭意ヲ陳ス」斯ウ云フ風ニ言ハレテ居  
リマス、「二十五日元帥閣下ニ謁シテ辭意ヲ  
陳ス」二十三日モ二十四日モ二十五日モ、  
何方ニ御會ヒニナッテモ皆斷ラレタ、ソレデ  
結局ハ西園寺首相モ亦山縣元帥モ、殖民政

策、滿洲經營ノ中心ヲオ前ニ委セルカラ、  
一ツオ前引受ケテ吳レナイカト云フコトヲ  
御決意ニナックヤウデアリマス、此ノ文ニ  
ハ「首相、元帥兩侯閣下ハ皆既ニ殖民政策  
ノ中心點ヲ併セテ某ニ寄屬シ某ヲシテ無申  
心ノ疑問ヲ以テ推選ヲ辭スルニ由ナカラシ  
メントスルニ似タリ」ト云フノデ、到頭斯  
ウ云フ風ナ條件付デ、後藤サンハ八月ノ一  
日ニ至ヅテ滿鐵ノ總裁ヲ御引受ニナックノデ  
アリマス、後藤サンノ言ハレタ趣旨ノ二  
三節ヲ御参考迄ニ申上ガタイト存ジマス  
ルガ、或場合ニ於キマシテハ「官僚政治ノ  
流弊此間ニ滲入シ殖民政策上無經驗ノ徒此  
權宜ノ事局ヲ解セス漫ニ法律官制ノ具文ニ  
奉カレ枝葉ノ理論ニ趣リ實務ヲ口舌ノ間ニ  
誤ルカ如キコトアルニ至ランカ是レ寔ニ滿  
洲經營ノ大患ナリ」ト言ハレテ居リマス、又  
「所謂殖民政策ニシテ果シテ紙上ノ空論タラ  
ハ即チ已ム苟モ國家重大ノ事實問題タルヨ  
リ以上ハ空理ニ拘ハリ議論ニ束ネラレ觸處  
相掣累シテ以テ大局ヲ誤ツコト世間往々見  
ル所ノ外交事弊ノ如クナルヘカラス」又次  
ニ「然レトモ外務省ハ實ニ滿洲政治ノ主務  
省ナリ中央政府ニ於ケル最上監督官廳ナリ  
滿洲經營ニ於ケル事實上ノ主力ヲ假シテ之  
ヲ鐵道總裁ニ委スルカ如キ外相閣下ノ容  
易ニ同意ヲ表セラルヘキ所ナルヤ否ヤ未タ  
知ルヘカラス果シテ斯クノ如クナラハ某願  
ハクハ此際ニ於テ外相閣下ト著實親切ニ是  
非ヲ論究シ得失ヲ決定ゼン假シ所見ヲ直言  
スルコトヲ許サハ從來外務省ノ殖民政策ニ  
ハ誤リデアルカモ知レマセヌ、私ハ其ノ點  
ニ付テ質問セムトスルモノデアリマスルガ、  
私共ノ了解スル所ニ依リマスルト、又先般政  
府當局ノ衆議院ニ於テ御答辯ニナリマシタ  
云フモノガ出來ル、サウシテ日支經濟委員  
會ニハ既ニ其ノ首班トシテ北支ノ經濟ハ俺  
セラレルデアラウ、後藤サンガ現地ニ於キ  
マシテ關東都督一ツ、内地ニ於テ外務省ト一  
ツト云フ時デサヘアレ程頑張ラレマシタノ  
テ、色々註文ガ必ズヤ此ノ會社ニ向ッテ發  
セラレルデアラウ、後藤サンガ現地ニ於キ  
ノ尊敬スペキ平生サンガ其處ニモ居ラレ  
テ、色々註文ガ必ズヤ此ノ會社ニ向ッテ發

ノ不當ヲ論明セハ某應サニ罪ヲ引イテ前言  
ヲ撤回スヘシ萬一單ニ其言ヲ咎メテソノ實  
ヲ效スニ客ナラハ帝國殖民政策ノ前途豈勝  
事務ヲ取扱フダケデアリマシテ、決シテ  
ノ大會社ヲ監督スルニ堪ヘヤシナイ、是ハ  
單ニ事務ヲ取扱フダケデアリマシテ、決シテ  
ノ實ヲ舉ゲ得ナイ、是ガ前ニ言ハレマシ  
ケテ言フヘケンヤ語ニ云フ言者罪ナシ聞者  
戒ムルニ足ルト假シ某カ言ヲ以テ聽クヘキ  
ノ理アリトセラレンカ滿洲經營殖民政策ノ  
中心主持其宜シク何人ニ委スヘキカニ至リ  
ウ云フ風ナ條件付デ、後藤サンハ八月ノ一  
日ニ至ヅテ滿鐵ノ總裁ヲ御引受ニナックノデ  
アリマス、後藤サンノ言ハレタ趣旨ノ二  
三節ヲ御参考迄ニ申上ガタイト存ジマス  
ルガ、或場合ニ於キマシテハ「官僚政治ノ  
流弊此間ニ滲入シ殖民政策上無經驗ノ徒此  
權宜ノ事局ヲ解セス漫ニ法律官制ノ具文ニ  
奉カレ枝葉ノ理論ニ趣リ實務ヲ口舌ノ間ニ  
誤ルカ如キコトアルニ至ランカ是レ寔ニ滿  
洲經營ノ大患ナリ」ト言ハレテ居リマス、又  
「所謂殖民政策ニシテ果シテ紙上ノ空論タラ  
ハ即チ已ム苟モ國家重大ノ事實問題タルヨ  
リ以上ハ空理ニ拘ハリ議論ニ束ネラレ觸處  
相掣累シテ以テ大局ヲ誤ツコト世間往々見  
ル所ノ外交事弊ノ如クナルヘカラス」又次  
ニ「然レトモ外務省ハ實ニ滿洲政治ノ主務  
省ナリ中央政府ニ於ケル最上監督官廳ナリ  
滿洲經營ニ於ケル事實上ノ主力ヲ假シテ之  
ヲ鐵道總裁ニ委スルカ如キ外相閣下ノ容  
易ニ同意ヲ表セラルヘキ所ナルヤ否ヤ未タ  
知ルヘカラス果シテ斯クノ如クナラハ某願  
ハクハ此際ニ於テ外相閣下ト著實親切ニ是  
非ヲ論究シ得失ヲ決定ゼン假シ所見ヲ直言  
スルコトヲ許サハ從來外務省ノ殖民政策ニ  
ハ誤リデアルカモ知レマセヌ、私ハ其ノ點  
ニ付テ質問セムトスルモノデアリマスルガ、  
私共ノ了解スル所ニ依リマスルト、又先般政  
府當局ノ衆議院ニ於テ御答辯ニナリマシタ  
云フモノガ出來ル、サウシテ日支經濟委員  
會ニハ既ニ其ノ首班トシテ北支ノ經濟ハ俺  
セラレルデアラウ、後藤サンガ現地ニ於キ  
マシテ關東都督一ツ、内地ニ於テ外務省ト一  
ツト云フ時デサヘアレ程頑張ラレマシタノ  
テ、色々註文ガ必ズヤ此ノ會社ニ向ッテ發

ノ不當ヲ論明セハ某應サニ罪ヲ引イテ前言  
ヲ撤回スヘシ萬一單ニ其言ヲ咎メテソノ實  
ヲ效スニ客ナラハ帝國殖民政策ノ前途豈勝  
事務ヲ取扱フダケデアリマシテ、決シテ  
ノ大會社ヲ監督スルニ堪ヘヤシナイ、是ハ  
單ニ事務ヲ取扱フダケデアリマシテ、決シテ  
ノ實ヲ舉ゲ得ナイ、是ガ前ニ言ハレマシ  
ケテ言フヘケンヤ語ニ云フ言者罪ナシ聞者  
戒ムルニ足ルト假シ某カ言ヲ以テ聽クヘキ  
ノ理アリトセラレンカ滿洲經營殖民政策ノ  
中心主持其宜シク何人ニ委スヘキカニ至リ  
ウ云フ風ナ條件付デ、後藤サンハ八月ノ一  
日ニ至ヅテ滿鐵ノ總裁ヲ御引受ニナックノデ  
アリマス、後藤サンノ言ハレタ趣旨ノ二  
三節ヲ御参考迄ニ申上ガタイト存ジマス  
ルガ、或場合ニ於キマシテハ「官僚政治ノ  
流弊此間ニ滲入シ殖民政策上無經驗ノ徒此  
權宜ノ事局ヲ解セス漫ニ法律官制ノ具文ニ  
奉カレ枝葉ノ理論ニ趣リ實務ヲ口舌ノ間ニ  
誤ルカ如キコトアルニ至ランカ是レ寔ニ滿  
洲經營ノ大患ナリ」ト言ハレテ居リマス、又  
「所謂殖民政策ニシテ果シテ紙上ノ空論タラ  
ハ即チ已ム苟モ國家重大ノ事實問題タルヨ  
リ以上ハ空理ニ拘ハリ議論ニ束ネラレ觸處  
相掣累シテ以テ大局ヲ誤ツコト世間往々見  
ル所ノ外交事弊ノ如クナルヘカラス」又次  
ニ「然レトモ外務省ハ實ニ滿洲政治ノ主務  
ト云フモノハ、滿鐵ノ使命ヨリハ遙カニ重  
大デアルト云フ點ガ違フダケド思フノデ  
アリマス、私ハ後藤サンガ、監督ヲ關東都  
督ガヤラレテ、中央ニ於テハ外務省ガヤル  
ト云フコトダケデ以テ、是程ノ辭退ヲサレ  
タ、アノ偉才ガ、アノ非常ナ雄渾ナ氣魄ヲ  
持ツテ居ラレル方ガ、本當ニ滿洲經營ヲスル  
爲ニハ是デナキヤイカヌト云フコトヲ言フ  
ト云フコトダケデ以テ、是程ノ辭退ヲサレ  
タ、アノ偉才ガ、アノ非常ナ雄渾ナ氣魄ヲ  
心カラノ上輩タル兒玉大將ノ言ヲモ退ケテ、  
此ノ言ヲ爲サレタト云フコトハ、誠ニ故ア  
ルト私ハ考ヘルノデアリマス、然ラバ今度  
ノ會社ト云フモノハ一體誰ガ監督スルノダ  
ラウカト云フコトヲ考ヘマスルト、是ハ或  
ハ誤リデアルカモ知レマセヌ、私ハ其ノ點  
ニ付テ質問セムトスルモノデアリマスルガ、  
私共ノ了解スル所ニ依リマスルト、又先般政  
府當局ノ衆議院ニ於テ御答辯ニナリマシタ  
云フモノガ出來ル、サウシテ日支經濟委員  
會ニハ既ニ其ノ首班トシテ北支ノ經濟ハ俺  
セラレルデアラウ、後藤サンガ現地ニ於キ  
マシテ關東都督一ツ、内地ニ於テ外務省ト一  
ツト云フ時デサヘアレ程頑張ラレマシタノ  
テ、色々註文ガ必ズヤ此ノ會社ニ向ッテ發

フモノハ極メテ小サナ局デアリマシテ、到底  
ノ大會社ヲ監督スルニ堪ヘヤシナイ、是ハ  
單ニ事務ヲ取扱フダケデアリマシテ、決シテ  
ノ實ヲ舉ゲ得ナイ、是ガ前ニ言ハレマシ  
ケテ言フヘケンヤ語ニ云フ言者罪ナシ聞者  
戒ムルニ足ルト假シ某カ言ヲ以テ聽クヘキ  
ノ理アリトセラレンカ滿洲經營殖民政策ノ  
中心主持其宜シク何人ニ委スヘキカニ至リ  
ウ云フ風ナ條件付デ、後藤サンハ八月ノ一  
日ニ至ヅテ滿鐵ノ總裁ヲ御引受ニナックノデ  
アリマス、後藤サンノ言ハレタ趣旨ノ二  
三節ヲ御参考迄ニ申上ガタイト存ジマス  
ルガ、或場合ニ於キマシテハ「官僚政治ノ  
流弊此間ニ滲入シ殖民政策上無經驗ノ徒此  
權宜ノ事局ヲ解セス漫ニ法律官制ノ具文ニ  
奉カレ枝葉ノ理論ニ趣リ實務ヲ口舌ノ間ニ  
誤ルカ如キコトアルニ至ランカ是レ寔ニ滿  
洲經營ノ大患ナリ」ト言ハレテ居リマス、又  
「所謂殖民政策ニシテ果シテ紙上ノ空論タラ  
ハ即チ已ム苟モ國家重大ノ事實問題タルヨ  
リ以上ハ空理ニ拘ハリ議論ニ束ネラレ觸處  
相掣累シテ以テ大局ヲ誤ツコト世間往々見  
ル所ノ外交事弊ノ如クナルヘカラス」又次  
ニ「然レトモ外務省ハ實ニ滿洲政治ノ主務  
ト云フモノハ、滿鐵ノ使命ヨリハ遙カニ重  
大デアルト云フ點ガ違フダケド思フノデ  
アリマス、私ハ後藤サンガ、監督ヲ關東都  
督ガヤラレテ、中央ニ於テハ外務省ガヤル  
ト云フコトダケデ以テ、是程ノ辭退ヲサレ  
タ、アノ偉才ガ、アノ非常ナ雄渾ナ氣魄ヲ  
心カラノ上輩タル兒玉大將ノ言ヲモ退ケテ、  
此ノ言ヲ爲サレタト云フコトハ、誠ニ故ア  
ルト私ハ考ヘルノデアリマス、然ラバ今度  
ノ會社ト云フモノハ一體誰ガ監督スルノダ  
ラウカト云フコトヲ考ヘマスルト、是ハ或  
ハ誤リデアルカモ知レマセヌ、私ハ其ノ點  
ニ付テ質問セムトスルモノデアリマスルガ、  
私共ノ了解スル所ニ依リマスルト、又先般政  
府當局ノ衆議院ニ於テ御答辯ニナリマシタ  
云フモノガ出來ル、サウシテ日支經濟委員  
會ニハ既ニ其ノ首班トシテ北支ノ經濟ハ俺  
セラレルデアラウ、後藤サンガ現地ニ於キ  
マシテ關東都督一ツ、内地ニ於テ外務省ト一  
ツト云フ時デサヘアレ程頑張ラレマシタノ  
テ、色々註文ガ必ズヤ此ノ會社ニ向ッテ發

ノ命令ヲ發シ、若シクハ監督ヲ振り廻ス  
ヤウデアリマシタナラバ、此ノ會社ハ到底  
立ッテ行カナイノデアリマス、更ニ色々私共  
ハ此ノ會社ニ付キマシテハ質問ヲ持テ居  
リマス、何十カノ質問ヲ持テ居リマス、例  
へバ一體誰ガ此ノ會社ノ中心ヲ任命スルノ  
カ、滿鐵ガ出來マシタ時分ニハ、政府ハ後  
藤サン一人ヲ任命シタ、後ノ副總裁ニアラ  
ウガ、理事ニアラウガ、悉ク後藤サンガ勝  
手ニ決メラレタノデアリマス、從ツテ其ノ理  
事者ハ年齢三十幾歳ト云フヤウナ極メテ若  
イ、而モ從來餘リ世間ニ出テ居ナカッタ三  
井物産ノ支店長ト云フヤウナ非常ニ適材ノ  
方ヲ選ンダ、ソレガ可能デアッタガ、今日果  
シテ斯ウ云フコトガ可能デアリマセウカ、  
私共ハ頗ル疑ナキヲ得ナイ、恐ラク總裁モ  
副總裁モ、若シクハ理事モ、アツチコツチカ  
ラノ自選他選ノ運動ニ依テ、政府ガ之ヲ御  
命ジニナルニ相違ナインデハナイカト云フ  
コト迄心配スルノデアリマスガ、是ハ本日  
ノ質問ノ範圍外ノコトデアリマス、私ノ質  
問、心配スル所ハ、是デハ到底此ノ小サナ  
會社ガ成立シ得ナイト云フコトヲ痛感シマス  
ノデ、一體誰ガ此ノ會社ヲ監督セラレルノ  
デアラウカ、又其ノ監督ニ際シマシテハ、  
其ノ會社ノ總裁ト云フモノハ、曾テ後藤サ  
ンガ滿洲ニ於テ、滿洲經營ノ中心ニナラレ  
タヤウニ、其ノ會社ノ總裁ガ果シテ北支ニ  
於テ、北支經營ノ中心ニ置カレルノデアリ  
マセウカ、又内地ト竝ニ現地トノ關係ニ於  
キマシテ、誰ガドウ云フ風ニ纏メテ、サウ  
シテ現地ニ於テハ如何ナル監督ヲナサルカ  
ト云フコトヲ私ハ御伺シ、ソレガドウカ先  
程申上ゲマシタヤウナ、後藤サンノ希望サ  
レタヤウニアラムコトヲ希望シテ、此ノ  
質問ヲ致ス次第デアリマス、ドウカ明快ナ  
ル御答辯ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 杉山陸軍大  
臣

ノ命令ヲ發シ、若シクハ監督ヲ振り廻ス  
ヤウデアリマシタナラバ、此ノ會社ハ到底  
立ッテ行カナイノデアリマス、更ニ色々私共  
ハ此ノ會社ニ付キマシテハ質問ヲ持テ居  
リマス、何十カノ質問ヲ持テ居リマス、例  
へバ一體誰ガ此ノ會社ノ中心ヲ任命スルノ  
カ、滿鐵ガ出來マシタ時分ニハ、政府ハ後  
藤サン一人ヲ任命シタ、後ノ副總裁ニアラ  
ウガ、理事ニアラウガ、悉ク後藤サンガ勝  
手ニ決メラレタノデアリマス、從ツテ其ノ理  
事者ハ年齢三十幾歳ト云フヤウナ極メテ若  
イ、而モ從來餘リ世間ニ出テ居ナカッタ三  
井物産ノ支店長ト云フヤウナ非常ニ適材ノ  
方ヲ選ンダ、ソレガ可能デアッタガ、今日果  
シテ斯ウ云フコトガ可能デアリマセウカ、  
私共ハ頗ル疑ナキヲ得ナイ、恐ラク總裁モ  
副總裁モ、若シクハ理事モ、アツチコツチカ  
ラノ自選他選ノ運動ニ依テ、政府ガ之ヲ御  
命ジニナルニ相違ナインデハナイカト云フ  
コト迄心配スルノデアリマスガ、是ハ本日  
ノ質問ノ範圍外ノコトデアリマス、私ノ質  
問、心配スル所ハ、是デハ到底此ノ小サナ  
會社ガ成立シ得ナイト云フコトヲ痛感シマス  
ノデ、一體誰ガ此ノ會社ヲ監督セラレルノ  
デアラウカ、又其ノ監督ニ際シマシテハ、  
其ノ會社ノ總裁ト云フモノハ、曾テ後藤サ  
ンガ滿洲ニ於テ、滿洲經營ノ中心ニナラレ  
タヤウニ、其ノ會社ノ總裁ガ果シテ北支ニ  
於テ、北支經營ノ中心ニ置カレルノデアリ  
マセウカ、又内地ト竝ニ現地トノ關係ニ於  
キマシテ、誰ガドウ云フ風ニ纏メテ、サウ  
シテ現地ニ於テハ如何ナル監督ヲナサルカ  
ト云フコトヲ私ハ御伺シ、ソレガドウカ先  
程申上ゲマシタヤウナ、後藤サンノ希望サ  
レタヤウニアラムコトヲ希望シテ、此ノ  
質問ヲ致ス次第デアリマス、ドウカ明快ナ  
ル御答辯ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 杉山陸軍大  
臣

○國務大臣(杉山元君) 只今大藏君ノ御尋  
ニナリマシタ此ノ開發、振興兩會社ノ監督  
ニ滿鐵ガ出來マシタ時分ニハ、政府ハ後  
藤サン一人ヲ任命シタ、後ノ副總裁ニアラ  
ウガ、理事ニアラウガ、悉ク後藤サンガ勝  
手ニ決メラレタノデアリマス、從ツテ其ノ理  
事者ハ年齢三十幾歳ト云フヤウナ極メテ若  
イ、而モ從來餘リ世間ニ出テ居ナカッタ三  
井物産ノ支店長ト云フヤウナ非常ニ適材ノ  
方ヲ選ンダ、ソレガ可能デアッタガ、今日果  
シテ斯ウ云フコトガ可能デアリマセウカ、  
私共ハ頗ル疑ナキヲ得ナイ、恐ラク總裁モ  
副總裁モ、若シクハ理事モ、アツチコツチカ  
ラノ自選他選ノ運動ニ依テ、政府ガ之ヲ御  
命ジニナルニ相違ナインデハナイカト云フ  
コト迄心配スルノデアリマスガ、是ハ本日  
ノ質問ノ範圍外ノコトデアリマス、私ノ質  
問、心配スル所ハ、是デハ到底此ノ小サナ  
會社ガ成立シ得ナイト云フコトヲ痛感シマス  
ノデ、一體誰ガ此ノ會社ヲ監督セラレルノ  
デアラウカ、又其ノ監督ニ際シマシテハ、  
其ノ會社ノ總裁ト云フモノハ、曾テ後藤サ  
ンガ滿洲ニ於テ、滿洲經營ノ中心ニナラレ  
タヤウニ、其ノ會社ノ總裁ガ果シテ北支ニ  
於テ、北支經營ノ中心ニ置カレルノデアリ  
マセウカ、又内地ト竝ニ現地トノ關係ニ於  
キマシテ、誰ガドウ云フ風ニ纏メテ、サウ  
シテ現地ニ於テハ如何ナル監督ヲナサルカ  
ト云フコトヲ私ハ御伺シ、ソレガドウカ先  
程申上ゲマシタヤウナ、後藤サンノ希望サ  
レタヤウニアラムコトヲ希望シテ、此ノ  
質問ヲ致ス次第デアリマス、ドウカ明快ナ  
ル御答辯ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 杉山陸軍大  
臣

○國務大臣(杉山元君) 只今大藏君ノ御尋  
ニナリマシタ此ノ開發、振興兩會社ノ監督  
ニ滿鐵ガ出來マシタ時分ニハ、政府ハ後  
藤サン一人ヲ任命シタ、後ノ副總裁ニアラ  
ウガ、理事ニアラウガ、悉ク後藤サンガ勝  
手ニ決メラレタノデアリマス、從ツテ其ノ理  
事者ハ年齢三十幾歳ト云フヤウナ極メテ若  
イ、而モ從來餘リ世間ニ出テ居ナカッタ三  
井物産ノ支店長ト云フヤウナ非常ニ適材ノ  
方ヲ選ンダ、ソレガ可能デアッタガ、今日果  
シテ斯ウ云フコトガ可能デアリマセウカ、  
私共ハ頗ル疑ナキヲ得ナイ、恐ラク總裁モ  
副總裁モ、若シクハ理事モ、アツチコツチカ  
ラノ自選他選ノ運動ニ依テ、政府ガ之ヲ御  
命ジニナルニ相違ナインデハナイカト云フ  
コト迄心配スルノデアリマスガ、是ハ本日  
ノ質問ノ範圍外ノコトデアリマス、私ノ質  
問、心配スル所ハ、是デハ到底此ノ小サナ  
會社ガ成立シ得ナイト云フコトヲ痛感シマス  
ノデ、一體誰ガ此ノ會社ヲ監督セラレルノ  
デアラウカ、又其ノ監督ニ際シマシテハ、  
其ノ會社ノ總裁ト云フモノハ、曾テ後藤サ  
ンガ滿洲ニ於テ、滿洲經營ノ中心ニナラレ  
タヤウニ、其ノ會社ノ總裁ガ果シテ北支ニ  
於テ、北支經營ノ中心ニ置カレルノデアリ  
マセウカ、又内地ト竝ニ現地トノ關係ニ於  
キマシテ、誰ガドウ云フ風ニ纏メテ、サウ  
シテ現地ニ於テハ如何ナル監督ヲナサルカ  
ト云フコトヲ私ハ御伺シ、ソレガドウカ先  
程申上ゲマシタヤウナ、後藤サンノ希望サ  
レタヤウニアラムコトヲ希望シテ、此ノ  
質問ヲ致ス次第デアリマス、ドウカ明快ナ  
ル御答辯ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 杉山陸軍大  
臣

○子爵秋田重季君 贊成  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 戸澤子爵  
「異議ナシ」と呼フ者アリ  
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ  
マシタ所ノ方針等ハ、之ヲ軍司令官ニ指命  
シマシテ、軍司令官ハ其ノ下ニ經濟委員會  
ヲ設ケマシテ、内地ヨリ商工、大藏、農林、  
經濟事務局ニ依ツテ之ヲ監督スルコトニナッ  
テ居ルノデアリマス、御說ノ如ク此ノ支那ニ  
對スル極メテ重大ナル經濟、其ノ他ノ問題  
ヲ處理致シマスル爲ニハ、斯クノ如キ機關ヨリ  
一層大規模ノ機關ヲ設置致シマスマルト云フ  
事柄ハ、是ハ理想アルト考ヘルノデアリマス  
ルガ、之ガ爲ニ直チニ斯クノ如キ機關ヲ設  
置致シマスル爲ニハ、今日ノ各省ノ官制ニ相  
當ナ變革ヲ加ヘナケレバナリマセヌノデ、  
短い時日ノ間ニ急イデ占據地ニ於キマスル經  
濟ノ發展ヲ期シマスル爲ニハ、取敢ズノ機關  
トシテ、對支經濟事務局ヲ設クルコトニ相成ツ  
タ次第デアリマスル、而シテ此ノ對支事務  
局ノ事務ノ外ニ、全般的ニ瓦リマシテ  
經濟、文化、其ノ他各方面ニ瓦ツテ考ヘナ  
ケレバナラヌ事柄ニ付キマシテハ、特ニ對  
支審議會ヲ設ケマシテ、尙御承知ノ如ク此  
ノ事變ノ爲ニ特ニ設ケラレマシタ内閣參議  
ノ諮詢ヲ經マシテ、支那ニ對スル諸般ノ處  
理ヲ進メテ行キマシテ存ジテ居リマシテ、  
差當リノ處置トシテハ是デ差支ハナイト考  
ヘテ居ルノデアリマスルガ、此ノ點ニ付  
キマシテハ將來一層考究ヲ致サナケレバナラ  
ハ終リマシタ  
○子爵戸澤正己君 只今日程ニ上リマシタ  
ノ席カラ述ベルコトヲ御許シ願ヒマス  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 質疑ノ通告  
イマス

○男爵大藏公望君 只今ノ御説明ニ依リマ  
シテ或部分ハ分リマシタガ、未ダ相當疑ガ  
アリマス、併シナガラソレハ他ノ機會ニ致  
スコトニシテ、私ノ質問ハ是デ終リマス  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 質疑ノ通告  
イマス

○土方寧君 私ガ、去ル八日デアリマス、  
陸軍省ノ西ノ門ト陸軍大臣ノ官舍ノ前ニ、  
兩側ニ十一枚位、電柱ニ不穏ノ「ピラ」ガ貼  
テアリマシタ、大部分ガ抹消ヲ裝フテアリ  
マシタガ、大體讀メルヤウナモノデアリマ  
シタ、二ツハ完全ニ其ノ儘ニナッテ居リマ  
ス、是ハ何レモ議員ノ言論ヲ掣肘スル爲ニ  
暴行ヲ教唆シタモノデアリマス、コンナモ  
ノハ看過スペキモノデナインダガドウカト  
云フコトヲ政府ニ御尋ね致シマシタ處ガ、  
内務大臣ハ、只今ノ御話ヲ聽イテ實ハ驚キ  
マシタ、早速事實ヲ取調べマス、左様ナコ

トガアリマスレバ直チニ取締リマス、陸軍大臣ハ、同ジャヤウナコトヲ……只今御話ニナリマシタコトハ初メテ私モ承リマシテゴザイマス、陸軍ニ關係シテ居リマスル範圍ニ於キマシテハ、十分ニ取締ヲ致シマス、斯ウ云フ御答デス、内務大臣ハ驚イタト仰シヤルケレドモ、私ノ眼ニハ驚イタヤウニ見エマセヌ、ソレハ十時過ギノコトデゴザイマシタ、晝頃其處ヲ通ツガ、其ノ儘、元ノ儘ニナッテ居リマシタ、翌日十時前ニ彼處ヲ通ツタラ、ソレハ綺麗ニ抹消シテアリマシタケレドモ、誰が貼ツタノカ、ソレヲ調べルト云フコトヲ内務大臣ガ言ツテオ出デアリマスガ、御調ニナッタカドウカ、御調ニナッテ分々タカドウカ、ソレガ伺ヒタイ、暴行教唆ハ犯罪デアリマス、ソレヲ其ノ儘ニシテ置イタカ、御調ニナッタカ、御調ニナッテモドウ調べテモ分ラヌカ、其ノ點ヲ伺ヒタイ、之ニ付テ私が此ノ會期切迫ノ時ニ重ネテ伺フト云フヤウナコトハ、實ハ遺憾至極デアリマスガ、ドウモ我ガ國ノ現状ニ於テ多數ノ人、殊ニ内閣ノ方々デモ、此ノ人物ト云フノハ動キスルト人ニ危害ヲ加ヘムトスル虞ノアル人デアリマス、此ノ取締ニハ危険人物ガ隨分アリマス、世間デ危険人物ト云フノハ動キスルト人ニ危害ヲ加ヘラムトスル虞ノアル人デアリマス、此ノ取締ニ積極的危険人物ト云ヘバ、危害ヲ加ヘラガ十分付イテ居ナイ、ヲカシナ言葉ヲ使ヒマスケレドモ、危険人物ト云ツデモ私ハ二様アルト思フ、モウ一ツハ人ニ危害ヲ加ヘラレル虞ガアル、普通危険人物ト云フノヲ假ニ普通選舉ニ反対シタ時ト云フモノハ、約一週間餘リト云フモノハ、巡查ニ護衛セラレテ、誠ニ不自由ニ感ジマシタ、現在モ電氣二種アルト思フ、現ニ我が輩ガ大正十四年ノ案ニ強ク反対スル我々ノ同僚ノ或人ノ所ニ

八、隨分多クノ人ガ警衛シテ居ルサウデス、  
宅ニ警衛スル、往來ニ護衛シテ居ル、是ハ  
一時ノコトデアリマセウガ、高位高官ニ在  
ル方ハ常ニ其ノ職ニ在ル間ハ隨分澤山ノ巡  
査官邸ニ、私宅ニ、往來ニ、警衛シテ居  
ル、總理大臣初メ總テノ大臣……總理大臣  
ノ方ナドハ幾人カ知リマセヌガ、十人モ居  
ラレルカ知ラヌ、私宅モ一ツ持ツ居リマ  
ス、現在ドウ云フ割合ダカ知リマセヌガ、  
警視廳管内ノ人口ト巡查ノ割合ガ、マア大  
體考ヘマス所デ、巡查一人ガ七百人ヲ保護ス  
ルコトニツキテ居ヤシナイカト思ヒマス、假ニ  
總理大臣ノ官邸私邸ナドニ十人程デ護ツテ  
居レバ、六七千人分ノ巡查一人デ獨占シ  
テ居ラレルコトニナル、是モ總理大臣其ノ  
他ノ大臣、要職ニ在ル方が危険ヲ加ヘラレ  
ル虞ガアルト云フナラ必要モアリマセウ、  
現ニ五・一五事件ノ時ニハ、白晝時ノ總理大  
臣ガ官邸デ射殺サレルト云フヤウナコトガ  
アツクノデスカラ、ソレハ御取締ニナル必  
要ガゴザイマセウ、ケレドモ其ノ必要デアリ  
コトハ實ニ情ナイ、歐米文明國ニ於キマ  
シテハ……露西亞ハ知リマセヌガ、大臣ハ  
皆、澤山巡査ガ護衛シテ居ナケレバ安全デ  
ナイト云フヤウナコトハ、實ニ情ナイ話デ  
アリマス、畢竟警察察ノ方デ共產主義ナドノ  
取締ハ實ニ行届イテ居マス、其ノ反對ノ  
右翼ノ方ハ、動機サヘ良ケレバ手段ハ間ハ  
スト云フヤウナ間違ツタ考、動モスルト  
暴行ヲセムト云フヤウナ者ガ隨分アリ  
マスガ、其ノ方ノ取締ガ隨分不行届デ、  
ソレガ故ニ保護ヲ要スル人ガ出テ來マス、  
是ハ要スルニ我國ノ恥辱ト思ヒマス、ド  
ウカ此ノ方面ニ付テモ十分ニ取締ヲ願ヒタ  
イト思ヒマスカラ、執拗イヤウデアリマス  
ケレドモ、此ノ會期切迫ノ時ニ、改メテ政  
府當局ノ御所見ヲ……御決心ヲ承リタイ  
(國務大臣末次信正君演壇ニ登ル) 土方博士ノ御質

問ニ御答へ申上ゲマス、過日御質問ノアリマス、  
是ハ其ノ前ニ不穏ナ立看板「ボスター」等ノ  
撤去ヲ命ジマシテ、一月ノ二十八日中ニハ全  
部撤去致シタノデアリマスガ、偶ニ御目ニ留  
リマシク陸軍省前ノ「ボスター」ヘ、非常ニ  
能ク糊ガ利イテ居リマシテ、ナカノ「ボスター」  
取レナカツタノダサウデアリマス、御注意ニ  
依リマシテ早速は綺麗ニ剝ギ取ッタノデ  
アリマス、是ハ大日本青年黨ノ「ボスター」  
デアリマス、爾來不穏ナ「ボスター」ハ嚴重ニ  
取締ジテ居リマス、尤モ近頃又二三現レテ參  
リマシタガ、是ハ電力國家管理案ヲ支持セ  
ヨト云々タ程度ノモノデアリマシテ、治安維  
持上安寧秩序ト云フ見地カラ、サシテ差支  
ナイモノデアリマスカラ、其ノ儘ニ致シテ  
アリマス、政府ノ閑僚、或ハ貴衆兩院議員  
ノ一部分ノ方々、其ノ他ニ對シマシテ、  
警官ヲ護衛ノ爲ニ附ケテアリマス、之ニ對  
シテ御注意ノアリマシタ件々ハ、警察當局  
ト致シマシテモ衷心同感ニ存ジテ居ルノデ  
アリマスガ、今日ノ世情ニ於キマシテハ、  
誠ニ已ムヲ得ザル必要ニ出テ居ルノデア  
リマスカラ、是ハ世ノ中ガ直リマセヌト云  
フト、チヨットドウシタラ宜イト云フ良案ガ  
浮バナイノデアリマスカラ、暫ク此ノ儘忍  
ブ外ハナイト思ヒマス、甚ダ遺憾ノコトデ  
ハアリマスガ、如何トモ致シヤウガナイノ  
デアリマス、其ノ點御諒承ヲ願ヒタイト思  
ヒマス

〔國務大臣杉山元君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(杉山元君)　只今土方博士カラ  
御尋ニ相成リマシタ件ニ付キマシテハ、二  
月中旬頃ニ、「ビラ」ヲ陸軍省附近ノ電柱ニ  
貼付ヲ致シタノデアリマシテ、直チニ之ヲ  
發見致シマシテ除去致シマシタノデアリマ  
スルガ、内務大臣カラ申上ゲマシタ如ク、  
非常ニ糊ガ能ク利イテ居リマスルモノハ、  
取去ルコトガ出來マセヌノデ已ムヲ得ズ之

ト消シテ置クト云フヤウナ處置ヲ執リマス  
ト同時ニ、憲兵ハ内務當局ト能ク聯繫ヲ致  
シマシテ、爾後斯クノ如キモノニ對スル行  
動ニ付テハ、注意ヲ致シテ參<sup>ツ</sup>テ居ルノデア  
リマス

○土方寧君 簡單デスカラ此ノ席カラ御許  
シヲ願ヒタウゴザイマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 宜シウゴザ  
イマス

○土方寧君 「ボスター」ヲ除ケタカラ宜イ  
ト云フ御答デアリマシタガ、アレハ明カリ  
犯罪ヲ教唆スルモノデアリマス、暴行ヲ教  
唆スルモノデアリマス、ソレヲ唯剝ガシタ  
ダケデナク、唯ガ貼ツタカト云フコトヲ調ベ  
テ、分ッタラ相當ノ處罰ヲシナケレバナラヌ  
ト思ヒマス、ソレヲ放任ナサル御趣意ニア  
リマスカ、ソレヲ伺ヒマス

(國務大臣末次信正君演壇ニ登ル)

○國務大臣(末次信正君) 只今話題ニナツ  
テ居リマス「ボスター」ハ、大日本青年黨ト  
ノミデ其ノ誰ガヤリマシタカハ、「マダ突止  
メテ居リマセヌ、取調中デゴザイマス

○土方寧君 簡單デスカラ……取調べテマ  
ダ分ラナイト云フコトデアリマスガ、分レ  
バア、云フモノヲ貼ツタナラバ、相當ノ處分  
ヲスベキモノト思ヒマスガ、サウ云フ御考  
デアルカ、其ノ儘ニシテ置ク御考デアルカ、  
其ノ點ヲ聞キタイ、何故コンナコトヲ聞ク  
カト云フト、實<sup>ハ</sup>暴行者ノ取締ラナサルト  
仰ツシヤルケレドモ、ドウモ私ハ手緩イト思  
フ、共産主義者ヲ取締ルニ付テハ、警察ハ  
非常ナ意氣込デアルガ、ソレニ比ベタラ殆  
ド放任シテ居ル、二大政黨ノ本部ヲ大舉シ  
テ占領シタト云フヤウナコトモ、當局ガソ  
レヲ知ラナカッタ云フコトハ信用ガ出来  
ナイ位デアル、實ニ遺憾デアル、兎角ドウ  
モ……或ハ悪ク推量スレバ政府ノ主張ニ都  
合ノ好イヤウナ暴行者ハ、看過スルト思ヘ  
レテモ仕様ガナイヤウナ態度デアルノハ實



ノ戦争ニ準ズベキ事變ニ該當スルノデアルガ、是ガ運用ノ方針  
本法ガ成立スレバ、本法各條ハ固ヨリ今次事  
變ニ發動シ得ルノデアルガ、是ガ運用ノ方針  
トシテハ政府ハ現ニ軍需工業動員法ニ依リ、  
工場ノ管理ヲ實施シテ居ルノデアルカラ、之  
ニ關スル部分ハ右動員法ヲ廢止シテ、ソレニ  
代ルモノヲ本法ノ施行ト同時ニ發動セシメ  
ル、又支那事變關係臨時諸法律ハ、今後事  
態ノ著シキ變化ナキ限り其ノ儘施行スルノ  
モノデアルテ、必要ヲ生ズル場合ニハ之ヲ發  
動セシムルモノデアルト云フ説明ガアリマ  
シタ、次ニ本法案ノ各條ニ關シテ、先ヅ第  
三條第七號ニ關シ、政府ハ新聞紙發行業務  
ガ總動員業務ニ含マレルコトヲ説明サレタ  
ノデアルガ、從ツテ其ノ新聞紙ノ施設ハ之ヲ  
徵用シ得ルコトナルト思フガ、言論機關  
ニ對シスクノ如キ立入ツカ措置ヲ執ルコト  
ハ國民ノ精神的協力ヲ妨ギ、却テ總動員ノ  
目的ニ合シナイ結果ヲ來ス虞ガアル、政府  
ハ果シテ新聞ニ對シ其ノ施設迄徵用スル等  
ノ意思ガアルカト云フ質問ガアリマシタ、  
之ニ對シ政府ヨリ、新聞發行業務ヲ總動員  
業務トシタノハ、戰時ニ於ケル新聞業務ノ  
重要性ニ鑑ミ、之ヲ本法ノ規定ヨリ除外ス  
ルコトヲ不適當トセルニ依ルノデアルガ、  
其ノ施設ヲ徵用收用スル等ノコトハ、今日  
全ク之ヲ豫想シテ居ナイ旨ノ答辯ガアリマ  
シタ、又第二十條ニハ總動員ノ必要上、記  
事ノ掲載ヲ禁止制限スル規定ガアリマスケレ  
ドモ其ノ運用ニ付テモ十分之ヲ注意致スト  
云フ説明ガアッタノデアリマス、次ニ本案第  
二十八條ノ損失補償及第二十九條ノ損失補  
償委員會ニ關シテ質問ガアッタノデアリマ  
ス、ソレハ損失補償ノ適否ハ、本法ノ如ク  
軍需ノミナラズ民需ニモ及ブ廣汎ナルモノ

ニアツテハ、殊ニ國民ノ利害ニ重大ナル關係ガアルガ、其ノ金額ハ補償委員會ノ議ヲ總ニ定メルコトニナツテ居ルノハ宜シイ、唯之ニ對シテ不服ノアル場合ノ救濟規定ヲ缺クノハ不當デハナイカ、斯ウ云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ、補償委員會ヲ設ケル其ノ趣旨ハ、現行ノ軍需工業動員法ニ依ル軍需評議會設置ノ目的ト同様、戰時ニ際シテハ國民ト政府トノ間ニ補償金額等ニ付幾多ノ訴訟問題、係争問題等ノ起ルコトハ適當デナイト思フカラ、政府ハ豫メ慎重ナル手續ヲ踏ンデ適切ナル補償ヲシテ、サウシテ兩者ノ關係ヲ成ルベク速カニ解決シタイト思フカラ、別ニ救濟手段ヲ設ケテナイ、斯ウ云フ説明デアリマシタ、從ツテ審議會ノ規定ガアルノデアリマスガ、此ノ審議會ノ規定ニ關係ヲ致シ、此ノ總動員法案ハ廣汎ナル事項ヲ勅令ニ委任シテ居ルコトハ極メテ必要ナルコトデアル、總動員審議會ハ此ノ目的ニ副フモノデアルトハ思フケレドモ、其ノ重要ナル趣旨ニ鑑ミ、之ヲ單ナル諮詢機關トセズ、更ニ進ンデ議決機關トスベキデハナイカト云フ質問ガアツタル、之ヲ議決機關トスルコトハ却テ責任アルカラ、之ヲ諮詢機關ニスルノガ至當デアル、之ヲ答辯ガアツタノデアリマス、審期スル趣旨ニ出ヅルノデアルガ、本法運用ニ關スル全責任ハ政府ガ之ヲ負擔スルノデ、會設置ノ目的カラ言フテ好マシカラ又コトアルカラ、之ヲ諮詢機關ニスルノガ至當デアル、之ヲ答辯ガアツタノデアリマス、審

貴衆兩院議員ヲ以て之ニ充テルノデアルト  
云フ衆議院ニ於ケル政府ノ言明ニ關聯シマ  
シテ、其ノ選任ニ當ルテハ政府ハ貴族院ノ各  
會派又ハ衆議院ノ政黨ノ意思ヲ尊重スル方  
針ナリヤ否ヤト云フ質問ガアツタノデアリ  
マスガ、之ニ對シ政府ハ政府ノ適任ナリト  
認ムルモノヲ選任スル方針デアルガ、唯結  
果ニ於テハ大體左様ニナルデアラウカト思  
フト云フヤウナ答辯ガアリマシタ、審議會  
ノ權限ニ關シマシテ、第五十條ニ括弧ノ内  
ニ軍機ニ關スルモノヲ除クト云フ文句ガア  
ルノデアリマスガ、此ノ文句ハ統帥事項ガ本  
法ノ範圍内ニアルガ如キ誤解ヲ生ゼシメ  
ルト思フガドウデアルカト云フ質問ガ出マ  
シタガ、之ニ對シテハ、軍機軍令其ノモノ  
ハ當然本法ノ範圍外ニアル、併シ本法ノ範  
圍内ノ事項中ニハ、矢張リ軍機ニ關聯スル  
モノガアル、即チ審議會ニ諸問スベキ第五  
十條ノ重要事項ト云フ中ニハ、勅令ノ内容  
タルベキ事項ト本法運用ノ方針ニ關聯スル事  
項トヲ含ムモノデアツテ、勅令事項ハ之ヲ公  
表セラルベキモノデアルカラ、軍機ニ關ス  
ル事項ヲ含ムコトノナイトハ明瞭デアル、  
唯運用方針ノ中ニハ軍機ニ關係ヲ持ツモノ  
ガ相當ニアル、是モ亦本條ノ重要事項タル  
コトハ勿論デアルカラ、審議會ニ懸クベシ  
ト云フ議論ガ生ズルコトノ可能性ガアルノ  
デアルカラ、法文ニ左様ナモノハ是ハ審議  
會ニ懸ケナイト云フコトヲ明瞭ニシテ置イ  
タ次第デアルト云フ説明デアルノデアリマ  
ス、其ノ他本法ヲ圓滑ニ實施スル爲ニハ、  
單ニ法規ヲ整備スルノデハ不十分デアル、  
之ガ運用ニ當ルベキ中央及地方ノ行政機關  
ヲ擴充改善スルコトガ必要デアル、又官吏  
制度ヲ改革シテ、官吏ノ素質ヲ向上セシメ、  
更ニ國民精神ヲ作興シ、教學ヲ刷新スル等  
ノ事柄ガ極メテ重要デハナイカト云フ質問  
ニ對シマシテ、政府ハ同感ノ意ヲ表セラレ

本法案中最モ問題トナツノハ、勅令ニ委任シタ事項ガ餘リニ廣汎ナルコトナキハ勿論、茲ニ大ナル不安ヲ惹キ起シタ次第デアリマスガ、之ニ關シ政府ハ、委任勅令ガ本法ノ規定ノ範圍外ニ出ヅルコトナキハ勿論、其ノ範圍内ニ於テモ必要ノ程度ヲ超エナイヤウニ深甚ノ注意ヲ拂フベキ旨ヲ言明セラレマシタ、最後ニ世上ニハ此ノ法案ヲ提出スルニ至リタル其ノ裏面ニハ、憲法政治ニ背反スル指導精神ノ伏在スルコトヲ懸念スル者ガ尠クナイガ、政府ノ所見果シテ如何ト云フ質問ニ對シマシテハ、近衛總理大臣ノ答辯ニ依リマシテ、此ノ法案ハ近時「ヨーロッパ」ノ或國々ニ行ハレテ居ル獨裁政治ノ思想トハ根柢ヲ異ニシテ居ル、我ガ國ニハ上ニ萬邦無比ノ皇室ヲ戴キ、又欽定憲法ガ儼存致シテ居ルノデアツテ、政治ハ飽ク迄モ憲法ノ條章ニ從ツテ行ハレナケレバ、ナラナシ、又此ノ法案ハ今日ノ時局ニ際シ卒然トシテ起草セラレタモノデハナクテ、十數年以前ヨリ資源局等ニ於テ長ク考究セラレ、又「ドイツ」ノ千九百三十三年ノ「ナチス」ノ授權法等トハ異ツテ居ツテ、本法ハ主トシテ討論ニ入りマシテ、修正案方提出セラレマシタ、其ノ修正案ハ本法ノ第一條、第三條及第十八條ノ規定中「勅令ヲ以テ」トアルヲ「別ニ」ト改メ、第四條乃至第十一條、第十三條乃至第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定中「勅令ノ」トアルヲ「別ニ」ト改メムトスル修正ノ動議ガ提出セラレマシタガ、此ノ修正案ハ採決ノ結果、少數ニテ否決セラレマシタ、仍テ更ニ原案ニ付テ採決致シマシタ處、一委員ヲ除クノ外委員會全部ノ賛成ヲ以テ本案ハ可決ト相成ツタ次



ハ「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」ト云フ字句  
布ニナツタ後カラ此ノ憲法ガ出來マシテ後、公  
例ヘバ何人カ此處へ斯ウ、此處ハア、ト云ツ  
テ、幾分ノ修正ノ意見ガアリマシテモソレ  
ハ仕方アリマセヌガ、ドウ云フモノカ伊藤  
ケレドモ、歐米ノ學者ナドガ之ヲ見テドウ  
云フ風ニ判断スルダラウ、其ノ意見ヲ聽イ  
テ見タイモノダト云フ御考デ、金子サンガ  
憲法ヲ持テ歐米ヲ巡遊セラレマシタ、「ア  
メリカ」、「イギリス」、「ドイツ」ト方々ノ  
學者ニ會ツテ憲法ヲ示シテ、斯ウ云フモノ  
ヲ今度日本デ作ツタ、是デ立憲政治ヲ行フ積  
リデアルガ、オ前等ノ考ハドウデアルカ、  
腹藏ナキコトヲ聽カシテ吳レト、「アメリカ  
カ」デハ「ウォンデル・ホルムス」ト云フ、當  
時合衆國ノ中央ノ高等法院ト云ヒマスカ、  
日本ノ大審院ニ當ルモノデ、ソコノ判事デアリ  
マス、其ノ前ニハ「マサチュー・セツ」州ノ  
最上ノ裁判所、上告裁判所ト云ヒマスカ、  
日本ノ大審院ノ判事ニ當ル人デアリマス、  
「マサチュー・セツ」州ノ判事デアッタ時分ニ  
「ボストン」ノ法律學校デ講義ヲシタコトガ  
アッテ、本ガ出テ居リマスガ、小サイ本デ  
アリマスケレドモ、ソレガ爲ニ學界ニ名ヲ  
得タ人デアリマス、其ノ人ニ聽キ、ソ  
レカラ「イギリス」デハ「ゼームス・ブライス」  
ク判決文ト云フモノ、「ホルムス」ノ判決文  
是ハ「アメリカン・コンモンウェルス」、「ア  
メリカ」共和制ト云フモノヲ二冊本ラ書イ  
テ居ル、是ハ「アメリカ」人モ自國ノコトヲ  
是程簡明ニ正確ニ説イテ吳レタ人ハナイト  
言ツテ稱讚シテ居ル人デアリマス、其ノ著者  
デアリマス、ソレカラ「オックスフォード」  
大學デ「オール・ソーラス」ト言ヒマスカ、日  
本ノ學長ニ當リマセウ、「アンソント云フ

人、此ノ「アンソン」ト云フ人ハ大學ノ教授ヲシテ居ル外ニ「ロード・エンド・カストム・オブ・イングリッシュ・コンスティチューション」、憲法ノ法律及慣習ト云フニ二冊本デアリマス、一冊ハ「パリヤメント」、議會ノコトデアリマス、二冊目ハ「シクラオン」、行政官廳ト云フノデアリマスガ、行政官廳ノコトヲ説イタモノデアリマス、此ノ二冊本ハ類似ノ本ガ餘計外ニハアリマセス、「イギリスト」ノ行政官廳ノコトハ實ニ分リニクイ、「アンソーン」モ殆ド半生以上苦心シテ出來タ結果ト言シテ居リマス、是ハ私モ其ノ著書ニ依ツテ知シテ居ル人デアリマス、面識ハアリマセヌガ、金子サンカラ御話ヲ聞イテ覺エテ居リマス、大陸ノ學者ノ名ハ聞キマシタガ今記憶シマセヌガ、金子サンガ是等ノソレソレノ學者ニ憲法ヲ示シテ意見ヲ徵セラレタ所ノ結果ハ、皆實ニ是ハ立派ナモノデアル、日本ノヤウナ君主國ガ立憲政治ヲ行フト云フ時、其ノ爲ニ造ッタ憲法トシテハ殆ド完全デアル、若シ自分が他ノ君主國カラ立憲政治ヲ行フ爲ニ憲法ヲ起草シロト賴マレタラ、大體此ノ通リスルガ一番良イト思フ位ト、非常ナ稱讚ヲ得ラレタ、ソレデ正ラ立憲政治ヲ行フ時ニ伊藤公ニ御話ニナッタ、伊藤公モ非常ニ御喜ビニチタヤウデアリマス、其ノ譯デアル、西洋ノ憲法ハ何レモ完全ナモノハナイト云フノハ、時々改正ヲシナケレバナラズ、何處ノ國ノ憲法デモ屢々改正ヲシテ居リマス、處方日本ノ憲法ハ、憲法發布ノ時ノ勅諭ニ、明治天皇御自身ニ、將來憲法ノ改正ヲスル必要ガアッタ典デアリマス、サウシテ是ガ將來ノコトハ人間ノ力デ想像シ切レマセヌケレモ、先づ私ノ考デハ、日本ノ憲法フ御趣意ノコトガアリマス、所謂不磨ノ大ト云フモノハ將來ドンナニ時世ガ變遷シテ

モ、此ノ條章ヲ改正スル必要ハナイ、完全ニ出来テ居ル、總テノ場合ガ出来テ居ル、ソレヲ稱讚シタ、例ヘバ外ノ國デハ若シ行持デ次ノ議會ノ時期迄待ツ、更ニ都合好クモ融通ノ付クヤウニナツテ居ル、ソレカラ今ノ非常緊急勅令ト云フヤウナコトモ後デ勿論話シマスガ、先月ノ丁度紀元節ニ憲法發布五十年ノ式典ガ舉ガラレマシタ時ニ、畏クモ秩父宮殿下ガ御名代デ勅語ヲ賜リマシタ、其ノ時ノ勅語ノ中ニモ「憲章ヲ奉遵シテ」ト云フヤウナ字句ガアツタ思ヒマス、總理大臣ノ御奉答ニモ同ジヤウナ文句ガアツタ思ヒマス、然ルニ私ノ考へマス所デハ、初ニ申シマス通りニ、ドウモ此ノ法案ト云フモノハ憲法ノ精神ニハ反スル、此ノ法律カガアルガ、ソレニ依ラヌト云フコトハ、ソレダケ本法ニ依ル勅令ガ出で來ルト、勅令デ決メルヤウナコトハ、同ジコトガ憲法ノ條章ニ依テ、法律カ或ハ緊急勅令デアル場合ガアルガ、ソレニ依ラヌト云フコトハ、ソレハ、憲法ノ條章ノ適用ガナイト云フコトニナリマス、ケレドモ違憲ト云フコトハ言ハナシ、イ、委任立法ト云フコトハアリマス、今迄モ始終ヤツテ居ルコトデス、其ノ委任ノ範圍ノ廣狭デアリマス、廣イ狭イニ依ツテ違憲アルカナイカト云フコトノ差別ガアル譯ノモノデハアリスマシイ、性質論カラ言ヘバ、委任ノ範圍ガ廣クテモ狹クテモ委任ガ出来ルモノナラバ、立憲的デ、ソレハ違憲トハ言ヘマスマイ、ダカラ私ハ違憲トハ申シマセヌ、ケレドモ此ノ法案ニ副フタヤウナ廣範圍ノ委任、マア世間ノ人ハ白紙委任レデ私ガ、本案ニ反対スル、反対スルト云フ

ノハ本案ノ不成立ヲ希望スル譯デアリマス、不成立ニナツタラ後ハ困リヘセヌカ、ケレドモ、私ノ考デハ少シモ困ラヌ、矢張リ憲法ノ條章ヲ奉遵シテ、立憲的ニ此ノ法案ト同ジ目的ヲ達シ得ルト思フノデス、若シ此ノ法案ニ副フト云フヤウナ勅令ヲ必要トスル場合ガ起ツタ時ニハ、議會開會中デアリマシタナラバ、矢張リ早速議會ニ提出シテ協賛ヲ求ムレバ宜イ、サウ云フ場合ガ出来マシタラ夜中モ宜イト思フ、直チニ議會ニ提出シテ、急速ニ協賛シテ與レト云フ請求ヲナサツタラ宜イ、サウ云フ場合ニハ、私ノ者ヘル所デハ、貴衆兩院議員トモ夜中デモ何デモ來集シマシテ、或ハ委員付託ダトカラ云フコトヲ略シテ、本會議デ、或ハ三讀會順序モ略シテ、直チニ本會議ヲ開イテ審議シテ、數時間ニシテ、其ノ内容ガ餘り混ミ入ッタ時ニハ、掛リマセウケレドモ、何モ御心配ニナルヤウナ小田原評定ヲスルヤウナコトハ決シテナイト思フ、其ノ位ニ我ハサウトシテ、第一回ダケハ其ノ削減ノ額ヲ減ジテ折合ヲ付ケタ、二回目ハ又衝突シタ、其ノ云フノデス、處方初メテノ議會ニ解散ト云フコトハ政府モ好マスト云フノデ、妥協ヲシテ、第一回ダケハ其ノ削減ノ額ヲ減ジテ選舉シテハナラヌゾト云フ、各府縣知事ニ對シテノ嚴命デアリマス、私ノ郷里ナドハソレカラ日清戰爭迄ハ始終ゴタ／＼シテ居タ、ソレダカラコソ、日本ハ内争ガアルカ腕ガ利イテ居リマシタノデ、拔刀デ候補者ヲ護衛シテ參リマシタ、ソンナコトガアツタマシタ、品川サンガ内務大臣デ、政府ニ反對スル議員ハ國賊デアルカラ、左様ナ者ヲ

ラ與シ易イト李鴻章ハ思ツタノデセウ、是コ  
ソ朝鮮ニ對スル野望ヲ達スルニ適當ト思ツ  
タノデセウ、ソレガア、云フ戰ガ起ツタ主ナ  
原因ダト思ヒマス、支那人ハ日本人モ支那  
人ノヤウナ心ト思ツタノデセウ、處ガソレガ  
大變ナ違ヒデ、サア戰トナルト、内輪喧嘩  
ヲシテ居ル者ハ誰モアリマセヌ、政府ノ提  
出シタ豫算ヲ直グニ協賛シタ、ソレカラ日  
清戰爭ガ濟ミマシタ後ハ又ゴタヽシマシ  
タガ、ドウシテモ立憲制ヲ布イタ以上ハ、  
議會ヲ相手ニシナケレバ政治ノ仕様ガナイ、  
議會ガ基礎トナル、殊ニ衆議院ノ政黨ノ了  
解ガナケレバ、圓滿ニ行政ノ行ハレヤウガ  
ナイト云フノデ、板隈内閣ガ出來タリ、桂  
サンガ同志會ニ居ツテモ、十分ニ立法府、行  
政府ノ間ノ融和ガ付イテ居ナイ、ゴタヽ  
シテ居ル、其ノ中又日露戰爭ニナッタ、  
サウナルト、内爭ヲ止メテ舉國一致、政府  
ヲ援助シテアノ戰爭ニ臨ンダ譯デス、サウ  
云フ譯デ有事ノ場合ニハ、ドンナ緊急ノ案  
ヲ出サレタ時デモ、無用ナ小田原評定ヲシ  
テ急ノ場ニ間ニ合ハヌト云フヤウナ御心配  
ヲ掛ケルコトハ決シテナイト私ハ思ヒマス、  
ダカラ開會中ナラバ、法律案デ出シテ私達  
ヲ出サレタ時デモ、ソレカラ若シ閉會  
中ト云フ、其ノ場合ガ多イデセウ、會期ハ  
三箇月位デスカラ、閉會中ノ時ガ多イデセ  
ウ、コンナ場合ガ起ル時ハ、其ノ時ニハ所  
謂非常勅令、法律ニ代ル勅令ト云フモノヲ  
樞密院ニ御諮詢ニナツタ上デ御定メニナレ  
ベ宜イ、樞密院ニアリマシテモ、サウ云フ  
急場ノ場合ニヘ、夜會議ヲ催サレテモ必ズ  
皆出ルダラウト思フ、隨分老人が多イノデ  
スケレドモ、サウ云フ場合ニハ命賭ケデ  
モ出ルダラウト思フ、平生餘り出ナイヤウ  
ナ人ニアリマシテモ、非常ノ場合デアルノ  
ダカラ、急ヲ要スルト云フノデ、夜ニナッテ  
樞密院ノ會議ヲ開カレテモ、出來ルダケ出  
ルダラウト思フ、現ニ大正十二年ノ關東ノ

震災後ノ緊急勅令ノ如キ、確カ夜御諮詢ニナツテ、即決シテ奉答シタト云フコトヲ聞イテ居リマス、ソレダカラシテ、急場ノ間ニ合ハナイ、人ニ相談シテハイケナイト云フレデハ聖德太子ノ「獨斷ス可カラズ」ト云フ御趣意、「廣々會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」ト云フ明治維新ノ御趣意、ソレニ依ツク欽定憲法ノ其ノ精神ト云フモノヲ全ク沒却シテ居ルト私ハ思フ、私ノ考デハ、サウ云フ精神デ法律案ヲ議會ニ提出サレ、或ハ樞密院ニ諮詢セラレル所ノ勅令案ガ、大變ニ混ミ入ツク案デアリマシタラバ、或ハソレヲ見タ上デ、一部分、是ハアヽ、是ハアト云フ修正ノ意見ガ出ルカモ知レマセヌ、ソレガアッテコソ衆智ヲ利用スル所以デアリマス、ケレドモ故ナク、唯時間ヲ浪費スルヤウナコトハ決シテナイト思ヒマス、若シ斯ウ云フ風ニ純粹ニ日本ノ憲法ニ相應シタ立憲的ノ方法ヲ採ラレマシタラバ、私ハ是デコソ本當ニ國民ノ精神總動員ノ寶ガ舉ガルト思フ、若シ衆議院ニ相談シリ、議會ニ懸ケテ居タク日ニハ間ニ合ハヌカラト云ッテ、時ノ政府ガ獨斷デヤラレタ日ニハ、必要デアルコトナラ國民ハ屈服スルカモ知レマセヌガ、内心政府ニ協力シテ、官民一致デ其ノ實現ニ努ムルト云フコトノ熱情ガ生ズマイト思ヒマス、ドンナ急場ノ場合デアッテモ、ソレドヽノ途ノ立憲的ノ機關ニ御尋ニナツテ、サウシテヤラレタナラバ、國民モ心中カラ真ニ其ノ緊急ノ法令ト云フモノノ實行ニハ努ムルヤウナコトニナラウト思フ、ソコデ初メテ國民精神總動員ノ寶ガ舉ガルト思フ、ソレデアリマスカラ私ハ此ノ本案ハ法案トシテ之ヲ制定スルコトハ反對シマスガ、其ノ代リ此ノ法案其ノモノハ全部國民精神總動員ノ材料トシ

テ、サウシテ全國民ニ成ルタケ此ノ法案ノ  
内容ノ意味ノ分ルヤウニシテ置ク、他日時  
局ノ發展次第デハ、此ノヤウナ中ノドウカ  
フコトヲスルカ分ラヌ、其ノ結果私ハ國民  
ノ日常生活ニ非常ニ不自由ヲ感ズルヤウ  
ナコトニナルカモ分ラスケレドモ、サウ云  
フコトガナイトモ限ラヌカラ、サウ云フ場  
合ニハドウスルト云フ位ナ覺悟ヲ極メテ居  
ナケレバナラス、デ是ハ法案トシナイデ、  
國民精神總動員ノ資料トシテ、成ルベク國  
民全體ニ其ノ意味ノ了解ヲサセルコトニ努  
メル、斯ウシタ方ガ私ノ考デハ非常時ニ於  
ケル立法デアリマシテモ立憲的ニ出來、而  
シテ國民精神總動員ノ實ヲ舉ゲル所以デア  
ルト思ヒマス、長イコト言ツテモ無益ト思ヒ  
マス、四時間半ヤッテ大變ニ馬鹿ヲ見マシタ、  
今見テ下サレバ尤モダト仰シヤル方モアアル  
ト思ヒマス、其ノ時ニハ西洋カブレノ方々ガ  
多カツタヤウニ思ヘレマス、私ノ外ニハ絶對  
反対者ハアリマセヌデシタ、今日ノ問題ノ大  
勢ハ見エテ居リマス、ケレドモ私ハ議席ヲ  
持ツテ居ル以上ハ、欽定憲法ノ趣意ト云フモ  
ノヲ實現スルト云フコトノ必要ヲ痛感スル  
私トシテハ、苟モ忠良ナル臣民タラムト欲  
スルナラバ、是ダケノコトヲ言ハナケレバ  
良心ガ許シマセヌ、故ニ是ダケヲ申シマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 山岡萬之助君

(山岡萬之助君演壇ニ登ル)

○山岡萬之助君 私ハ只今上程セラレテ居  
リマスル國家總動員法案ニ對シマシテ、贊  
成ノ意見ヲ表白致シタイノデアリマス、本  
案ハ總動員計畫ヲ法規化シマシテ、現下ノ  
時局ノ推移及將來ノ戰時若シクハ準戰時ニ  
備フル所ノモノデアルノデアリマシテ、近  
代戰ガ國家ノ全力ヲ以テスル、所謂國力戰  
ト云フコトニナリマシタル以上、國家總動  
員ノ必要ト云フコトハ恐ラク何人モ異存ナ  
ク認メルコトデアルト確信致スノデアリマ  
ス、然ル處此ノ法案ニ對シマシテハ、只今

反對論ヲ述ベラレテ居ルノデアリマス、是故ニ案ハ實ニ劃期的ノ法律デアリマス、是故ニ政府ニ於テ之ヲ立案シ、又其ノ趣旨ノアル所ヲ説明致サレルコトニモ相當ナ困難ヲ感ゼラレタコト思ヒマス、是故ニ其ノ法案ノ構成若シクハ説明ニ付テ、遺憾ノナイトハ決シテ申サレヌノデアリマスガ、政府ノ苦心ノアル所ハ是ハ諒トシナケレバナラスト私ハ思フノデアリマス、唯併シ此ノ法案ニ對シマシテハ、法案ガ重大デアルダケニ憲法上ノ議論、若シクハ國民生活カラ考ヘテ來タ所ノ議論ガ上下サレタノデアリマス、是故ニ本案ノ本體ヲ能ク審議スルト云フコトハ、是ハ帝國議會ノ義務デアルト言ハナケレバナラスト思ヒマス、之ニ關シマシテ委員會ニ於テ精密ナル審査ヲ遂ゲテ、其ノ結果ハ委員長ヨリ御報告ノアツ通りデアリマシテ、之ヲ御承知ニ相成リマシタル皆様ハ、大體ニ於テ、否正確ニ、憲法ニハ違反シテ居ラヌモノデアル、又憲法ノ精神ニモ抵觸シテ居ラヌモノデアルト云フコトニ關シテ御聽取りニナタカコト考ヘマス、此ノ法案ニ付キマシテ何ガ故ニ左様ナ問題ニナル點ガアルノデアルカ、之ヲ考ヘマスルト、我ガ國ノ憲法ノ由來、若シクハ明治以來ノ政治上、社會上若シクハ思想上ノ發展ト云フコトニ、私ハ關係シテ居ルト思フノデアリマス、明治以來既ニ七十有餘年、時代ノ進化ハ非常ナモノデアルト云フコトハ申上ガル迄モナイコトデアリマス、ソコデ憲法ノ制定ノ由來ニ鑑ミマスルニ、封建制度ヲ改メテ、所謂皇政ヲ布ク、斯ウ云フコトニナリマシテ茲ニ公私一新ノ時期、所謂明治維新ト云フモノガ現レテ參ク、然ラバ何ヲ土臺ニシテ明治ノ制度ヲ立テルノデアルカト申シマスレバ、當時ノ事情カラ行キルマスルト、ドウシテモ西洋ノ文物ヲ採用スル外ハナイ、ソレデアリマスルカラ、十九世紀ニ於キマスル所ノ向フノ自由主義、個

人主義ト云フモノガ入ッテ來タコトハ當然デアリマス、ソコデ自由主義カラ見タ人格ノ自由、サウ云フコトガ總テノ事柄ノ土臺ニナッテ來テ、是ハ併シ實ニ有難イコトデアリマシテ、其ノ以前ニ於テハ人格ノ自由ト云フモノハナカツタ、ソレヲ段々明治ノ初年ヨリノ各種ノ制度ニ依ッテ之ヲ認メ、殊ニ刑法ノ實施ニ依ッテ我々國民ハ法律ニ依ルニアラザレバ、處罰サレルコトナシ、是ガ完全ニ臣民ノ權利ヲ確保シタノデアリマス、ソレヨリ憲法ノ發布トナリマシテ、憲法ニ於テ日本臣民ハ法律ニ依ラナケレバ、逮捕、監禁、審問、處罰ハサレヌ、斯ウ云フ規定ヲ置イテ、舊刑法ノ第二條ハ之ニ相當スル所ノモノデアリマス、サウ云フ譲合カラ致シマシテ、憲法ノ第二章ノ規定ト云フモノハ實ニ大切ナモノデアリマス、ソノ權利、自由ヲ確保シ、之ヲ保障シタ、憲法發布ノ由來ニ微シマスレバ、昭々トシテ之ヲ認メルコトガ出來ルノデアリマス、ソコデアリマスルカラ、此ノ見地カラ考ヘマスレバ、斯カル法案ハ如何ニモ廣イコトヲ規定シタノデ、危險極マル、斯ウ云フ風ナ考ノ出テ來ルノハ、是ハマア當然ナコトノヤウニ私ハ思フノデス、唯併シナガラ非常ニ世ノ中方變ッテ參リマシテ、而モ我ガ國ノ國情ト云フモノハ、東洋ノ平和ヲ雙肩ニ擔ハナケレバナラヌ、斯ウ云フ建前ニ迄ナッテ來タ以上デス、眼ヲ轉ジテ一ツ考へネバナラヌ、否現實ノ時代ハ何デアルカ、現實ノ時代ニ處シテ何ヲシナケレバナラヌカ、斯ウ云フコトヲ考ヘル時ニ於テハ所謂明治時代ニ於テ我々ノ人格、自由ヲ確保セラレタラ考ヘマシタ時ニハ、其ノ權利、自由ニ關係ガアリマシタ事柄デモ、適度ニ茲ニ規定レバナラヌコトハ勿論デアリマス、去リナラ置イテ、全體ノ爲ニ個人ノ權利、利益ヲ

制限スルト云フコトハ已ムヲ得ナイト、斯ウ云フ考ガソコヘ出テ來ナケレバナラヌノデアリマス、即チ國家ノ爲ニ個人ノ權利自由ノ多少ノ制限ハ是ハ已ムヲ得ナイ、斯ウ云フ考ガ、即チ此ノ法案ガ現レテ來タ所以保障シテ居ル所ノ臣民ノ權利、自由、ソレヲ更ニ是ダケ國家ノ高イ見地カラ茲ニ制限ヲ與ヘテ、其ノ線ヲ是ハ畫イテ居ル、此ノ線ノ引キ方ガ最モ公平無私ニ、而モ現代ノ要求ヨリ一步モ餘計ニ出ナイ、ソコガ大切デアリマス、即チ線ノ引キ方ガ今日ノ時代ノ要求ニ最モ適スルヤウニ、臣民ノ權利、自由ノ保護ヲシナケレバナラヌコトハ、最早申上げル必要ハナイ、唯高キ國家ノ見地カラ見テ、何處迄此ノ要求ノ線ヲ引クカ、是ガ政府ニ於テモ考ヘラレ、而シテ其處ニ國民自ラモ此ノ法規ヲ遵守シテ、生活シテ行カナケレバナラスト云フコトニナッタノノ故ニ今後我々國民ハ此ノ總動員法案ノ示ス所ノ條規ニ從ツテ、國家ノ爲御奉公致シ、此ノ動員法ト云フ一ツノ條規ヲ與ヘタ、此ノマシテハ、反對論若シクハ憲法ニ抵觸シテデアリマス、サウ云フ次第デアリマスルカラシテ、之ヲ我々協賛スルト云フニ當リ居ルト云フヤウナコトガアルノナラバ、何處迄モ之ヲ辯明シ、之ヲ明カニシテ、我々安心シテ行ケルノデナケレバナリマセヌシ、又國民ニ對シテモ此ノ事ヲハッキリトスルノデナケレバ、我々ノ義務ト云フモノハ盡多クヲ茲ニ申述ベルコトハ差控ヘマス、唯右述ベマシタ趣旨カラシテ必要ト致シマスル二三ノ點ヲ申述ベルニ止メタイノデアリマス、第一ニ、憲法ノ三十一條ニ示シマス

所ノ非常大權ノ關係デアリマス、此ノ事ガ  
圖ラズモ此ノ法案ノ提出ト共ニ論議サレル  
ニ至リマシタ云フコトハ、段々御承知デ  
アリマスルヤウニ、此ノ法案ガ四條以下、  
否初メノ方カラト申シテモ宜イ程、二條以  
下ト申シテモ宜イガ、勅令ノ定メト云フ  
コトヲズット規定ヲ致シテ居リマス、サウス  
ルト、政府ハ其ノ勅令ニ依ッテ何ヲ定メルノ  
デアルカ、斯ウ云フコトハ何人モ直考ヘ  
ルコトデアリマス、ソレダカラ、何ヲ定メ  
ルノダラウ、是非其ノ内容ヲ知リタイト云  
フノガ、所謂施行要綱ト云フモノガ、議會ニ  
委員會ナリニ提出セラレタ所以デアリマ  
ス、サウ云フ次第カラ致シマシテ「戰時ニ  
際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定  
ムル所ニ依リ」、大體斯ウ云フ形デアリマ  
ス、處デ三十一條ハ矢張リ「本章ニ掲ケタ  
ル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ、  
天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ」書キ出  
シガ、丁度同ジコトニナリマスルノデ、戰時  
又ハ國家事變ノ場合ニ於テ、所謂非常時ニ  
於テ、本案モ其ノ非常時ニ於テ國家總動員  
上必要ガアレバ、斯ウ云フノデアリマスル  
カラ、三十一條ニ依リマスル所ノ非常大權  
ガ勅令ナリ或ハ處分ナリ、色々ナ形式ヲ取  
ルノデアリマスガ、勅令ノ形式ヲ取りマシ  
タ時ニハ、正ニ似寄ッタモノデアリマス、ソ  
レデアルカラ、戰時、事變ニ際シマシテ發  
布サレタ所ノ、勅令ダケ發布サレタトスレ  
バ、ソレハ何ニ依ツテ發布サレルト云フコト  
ガ、モウ少シ進ンデ考ヘナケレバ、分ラヌヤ  
ウナ形ガ出來テ參ルノデアリマス、茲ニ於  
テカ三十一條ニ依ツテ勅令ガ得出ルノヲ本  
法案ニ於テ委任立法トシテ、サウシテ政府  
ガ責任ヲ以テ勅令ノ發布ヲ奏請スル、斯ウ  
云フコトハ三十一條ノ大權ヲ干犯スルモノ  
デハナイカ、斯様ナ議論ノ出テ來ルノハ、  
左様ナ所カラ私ハ來タモノト考ヘマスル、  
然ルニ此ノ議論ハ既ニ委員長ヨリ報告モア

ヒマシタルヤウニ、本案ハ憲法ノ條款ニ從レタノデアリマシテ、憲法ノ第二章ニ於キマスル所ノ三十條迄ノ臣民ノ権利自由ヲ保障致シマシタル規定内ニ於ケル法律ノ定ムル所、若シクハ法律ノ範圍内、斯様ナコトガ書イテアル、其處ノ制限ヲ爲スガ爲只今申述ベマシタル憲法ノ十八條ヨリ三十一條ニ至リマスル所ノ此ノ憲法ノ法規ヲ全ク超シテ、是等ノ規定ニ何等ノ關係ナシニ非常緊急ノ場合ニ於テハ、陛下ノ大權ニ依ッテ如何ナル御處置ヲモ遊バサレル、斯ウ云フコトデアリマスルカラ、本質ガ非常ニ違ラズテ居ルノデアリマス、ソコデ此ノ非常大權ニ依リマシテ、勅令ナリ或ハ處分ナリト云リマセウ、併シソレハ此ノ臣民ノ権利自由ノ範圍内ニ於テノ勅令乃至處分デハナクシテ、此ノ規定ヲ全然引離レタ高キ見地カラノ措置デアリマス、ソレ故ニ本法案ハ全ク此ノ憲法ノ臣民ノ権利義務ヲ保障シタル所ノ規定ニ於ケル法律ノ範圍内ヲ制限スル所ノ規定デアリマス、殊ニ本案ノ内容ニ於テハ、矢張リ二十七條ノ第二項ニ依リマスル所ノ制限ガ大部分デアリマス、試ニ憲法二十七條ノ第二項ヲ申述ベマスレバ「公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」、斯ウ云フコトデアリマスルカラシテ、茲ニ於テ國家緊急已ヲ得ザル場合ニ發動致シ次第デ、私共ハ此ノ三十一條ニ於ケル勅令乃至處分ト云フモノハ、非常ニ廣イ範圍内

ノ説明ヲ承リマシタ、ハッキリト了承致シタ  
ノデアリマス、次ニ此ノ本案ノ内容ニ入り  
マシテ、所謂委任勅令デアリマスルガ、此  
ノ委任勅令ヲ申上ガル爲ニ、本案ノ第四條  
ヲ引用致シタイト思ヒマス、本案ノ第四條  
ハ「帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事  
セシムルコトヲ得」ト、斯ウ云フコトデアリ  
マス、ソコデ只今申述ベマシタルヤウニ、  
ソレダケノ規定デ我ガ帝國ノ臣民ハ國家ノ  
必要ニ應ジテ國家ノ御役ニ立チ、總動員ノ  
業務ニ從事シナケレバナラスト云フコトハ  
極メテ明白デアリマス、之ヲ何ガ故ニ勅令  
ヲ以テ補充スルガ必要デアルカ、委任命令  
ハ即チ補充命令デアリマス、此處デ私が申  
上ゲテ、ソレヲ何ヲ補充スル必要ガアリヤ  
ト云フ間ヲ起シタ時ニ、何モノモナイト思  
云フコトヲ御答スルヨリ外ハナイト思フノ  
デアリマス、ソレダカラ、勅令ト云フモノ  
ガ書イテアル以上ハ、何カ是ハ此ノ規定以  
上ニ書クノデハナイカト云フ疑ガ其處へ當  
然ノ推論トシテ出デ參リマス、此處ガ其ノ  
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フノヲ抜キ  
マシテ、「必要アルトキハ……總動員物資ヲ  
使用又ハ收用スルコトヲ得」斯ウ書イテア  
リマスレバ、國家ガ總動員上必要デアリマ  
スナラバ、總動員ノ物資ト云フノハ、即チ  
第二條ニ明示シテアリマス其ノ物資ヲ使用  
シ收用スルコトガ出來ルト書イテアリマス  
カラ、是レ以上何ヲ勅令ハ我々ノ権利義務  
ヲ制限スルト書クノデアルカト言ツタラ、何  
物モナイ、我々ハ既ニ臣民ノ權利義務ハ四  
條、十條ヲ例示シテ申上ガタノデアリマス  
ガ、是デ完全ニ義務付ケラレテ居ルノデア  
リマス、ソコデ此ノ勅令ノ解釋ニ付キマシ  
テ、委員會ニ於キマシテモ政府トノ間ニ質

問應答ヲ致シタノデアリマス、政府ニ於テ  
ハ、此ノ各本條ニ示シマシタ義務ガ明カニ  
ナツテ居ルニ拘ラズ、勅令ガ規定シテアルト  
云フノハ、施行命令デ足ル場合モ相當アル、  
斯ウ云フ御説明ガアリマシタ、此ノコトハ  
私ガ只今申上ガタ同様ナ趣旨デ、各本條  
デ義務付ケテ居リマスルカラ、ソレヲ施行  
スル爲ニ細則ヲ定ムルノデアリマスルカラ、  
ソレヲ「勅令ニ依リ」ト、斯ウ云フヤウニ解釋  
致シマスト、漸ク解釋ガ出來テ來ルノデア  
リマス、處ガ其ノ解釋ダケデ宜シイカドウ  
カト云フ問題ニナリマスルト、政府ニ於テ  
ハ、イヤソレダケデハ困ル、戰時ニナリマ  
スト云フト、ドウ云フ事態ガ起キテ來ルカラ、  
豫メ豫測ガ出來ナイ、千變萬化ノ状態デア  
ルカラ、ソコデ法規トシテノ規定ヲモシナ  
ケレバナラヌト思ハレル、故ニ唯之ヲ以テ  
施行命令ダケト解スルコトハ、ソレハイケ  
ネイ、此ノ場合ニ於テハ、矢張リ左様ナ規  
定ノ中ニハ法規命令ガ書ケルヤウニ、即チ  
補充命令ガ出來ルヤウニ考ヘテ置キタイ、  
斯ウ云フヤウニ言ハレマスノデアリマス、  
然ラバデス、其ノ言葉ヲ其ノ儘ニ借り來ル  
ト云フト、各本條ニ於テ既ニ義務付ケテ居  
ルコトヲ、ソレ以外ノ法規命令ヲ出シタイ  
ト云フナラバ、各本條ノ義務以外ノコトヲ  
何カ書クコトデアラウト云フコトガ、其ノ  
言葉自體カラ想像セザルヲ得ナイノデアリ  
マス、サウスルト、此ノ法律ハ憲法ニソコ  
デ觸ツテ來ル、斯ウ言ハナケレバナラヌノデ  
アリマス、ソコデ委員會ニ於テハ政府ニ對  
シテ、然ラバ施行命令ノ外ニ委任命令、補  
充命令ガアリトシテ、各本條ニ示シテアル  
條ノ義務ヲ一歩モ出ナイノデアル、之ヲ言  
明致サレタノデアリマス、茲ニ於テ委員會  
伺ヒマシタ場合ニ於テ、政府ハソレハ各本

ラウト、兎モ角効令ト云フモノハ各本條ノ  
義務付ケラレタル以上ニハ、一步モ出ナイ  
ト云フ以上ハ、我々共此ノ法律ヲ協賛シテ、  
其ノ義務ヲ認メマシタル以上ハ、其ノ義務  
ノ範圍内ホカ出ナイトスレバ、之ヲ協賛シ  
テ、政治的方面カラ考ヘテ何モ支障ガナイ  
ト云フコトヲ考ヘラレマス、ソレデ憲法ノ  
若シクハ法律ノ解釋ト致シマシテ、施行命  
令デアルカ、委任命令デアルカト云フコト  
ハ、是ハ學者ガ其ノ他ノ人達ガ自由ニ議論  
ヲシテ居ツテ宜シイコトデアリマス、サウ  
云フコトニ拘ハル必要ハナインデ、何處迄  
モ各本條ニ義務付ケタ範圍ダケガ勅令ニ規  
定出来ルト云フコトデアリマスカラ、我々  
ハソレニ依ツテ少シモ懸念ハナイ、即チ憲  
法ノ精神ニモ牴觸シナイト、斯様ニ考ヘラ  
レル次第デアリマス、而シテ此處ニ特ニ申  
上ゲタイコトハ、形式上ノ議論ハ左様ナ譯  
デ、先ゾ大體了解出来ルト思フ、今度實質  
上ノ議論デアリマス、各本條ニ斯クノ如ク  
ニ廣ク義務付ケテ居ルノデアリマス、其ノ  
廣ク義務付ケタト云フコトハ、戰時ニ際シ  
マシテ色々ノ事態ニ照應シテ國家ノ必要ナ  
ル活動ヲシタイ、言葉ヲ換ヘレバ、國力戰  
ニ害ノナイヤウニ致シタイ、斯ウ云フ考ヘ  
方デアリマスカラ、恐ラク此ノ規定ト云フ  
モノハ、實際ノ必要カラ考ヘル以上ニ規定  
ハ出テ居ルト思フノデアリマス、即チ十數  
年來、國家總動員ノ計畫ト云フモノガ既ニ  
出來テ居リマス、其ノ總動員ノ計畫ト云フ  
モノガ茲ニ事實上出來テ居ル、ソレヲ法規  
化シテ、ドノ總動員ノ項目ヲモ完全ニ此ノ  
範圍内ニ於テ動キ得ル、斯ウ云フコトニ目  
標ヲ立案者ハ置イタト思ヒマス、サウデア  
リマスレバ、此ノ義務範圍ト云フモノハ、  
實際論カラ申セバ、可ナリ寧ロ場合ニ依ツタ  
ラ廣過ギル、斯ウ云フコトニナルノデアリ  
マス、茲ニ於テ此ノ各本條ニ「勅令ノ定

クナル面ニ於テ效力ヲ認メルコトガ出来ルノデアリマス、例ヘバ只今例示致シマシタ第四條ニ於キマシテ、帝國臣民ハ總テ徵用出來ルト云フノハ、勅令ニ依リマシテ定メマシテ、六十歳以上ハ徵用セズ、十五六歳以下ハ之ヲ徵用セズ、或ハ其ノ他、性ノ區別ニ依リ、或ハ身體ノ健康問題ニ依リ、之ヲ徵用スル場合トシナイ場合ヲ規定スルノ致シマスレバ、義務ガソコニ於テ具體化シテ來ル、而モ其ノ義務ハ法律ニ義務付ケタ範圍ニ止ルノデアリマス、其ノ點ハ委員會ニ於キマシテモ、勅令ノ定ムル所ト云フノハ、法文ノ關係ヲ具體化シテ、義務ヲ制限スルト云フ御説明モアツタノデアリマスガ、其ノ御説明ノ以外ニ於テ、先ニ申上ゲマシタヤウニ施行命令デハナクシテ、何處迄モ委任命令ガ此ノ中ニナケレバイケナイシテアル、斯ウ云フ御説明ニナル、ソコトハドウモ喰合ハナイノデアリマス、喰合ハヌノデアリマスルケレドモ、私共ト致シマシテハ何處迄モ法定ノ即チ各本條ノ所定ノ義務ニ止ルト云フ所、立法上トシテハ安心ノ出來ル譯デアリマス、斯様ナ次第デ此ノ各本條ニ於テ「勅令ノ定ムル所ニ依リ」ト云フノハ、之ヲ以テ憲法ノ精神ニ抵觸スルモノデナイ、斯様ニ考ヘラレルノデアリマス、唯尙一言致シテ置キタイコトハ、サウ云フ廣イ規定ヲスルコトハ、憲法ヲ制定スル時ハ何處迄モ臣民ノ權利義務ヲ保障スルノデアル、其ノ廣イ規定ヲスルコトハ即チ臣民ノ權利義務ヲ不當ニ制限スルノデアル、斯ウ云フ考へ方ハ各本條ノ此ノ法案ノ法文自體ニ付テ出テ來ル論デアリマス、ソレハ勅令ニ委任シタカラ、出ルノデハナイ、法文自體カラ出ル論デアリマス、其ノコトニ付キマシテハ、觀察ノ仕方ニ依ルノデアリマス、沿革的ニ之ヲ見マシテ、臣民ノ人格ヲ保障シタ、茲ニ於テ憲法第二章ノ規定ハ何

處迄モ嚴肅ニ考ヘナケレバナラスト云フ沿革的ニ見タ考ハ、先ニ申上ゲマシタヤウニ、其ノ面カラ見レバ、ドウモ行キ過ギテ居ル、斯ウ考ヘルノデアリマス、私共ハ政府ノ段々ニ説明ヲ承リマシテ、今日ノ此ノ情勢ハ、何處迄モ一層國防力ヲ強化致シマシテ、我ガ國ノ大任ヲ十分ニ果スコトガ出來ルヤウニスルコトガ、今日ノ國際情勢カラ見テモ相當デアルト、斯様ニ考ヘマシタ次第アリマス、デ、今日ノ如ク日支事變ガ展開致サレテ居リマス際ニ、「ヨーロッハ」ノ狀態ト云フモノモ、刻々變化致シテ居ルコトハ御承知ノ通リデアリマス、ソコデ戰爭ニハ勝タネバナラヌト云フコトハ、私ガ茲ニ喋々スル迄モナイコトデアリマス、サウ云フ次第デアリマスレバ、此ノ憲法上ノ疑義ト云フモノガナイ限り、此ノ疑義ガ説明シ得ル限り、速カニ之ヲ國法ト致シマシテ、サウシテ國家ノ要求スル所ニ應ジ得ルコトガ、相當ナリト思フノデアリマス、斯様ナ次第デ、法律上ノ見地カラ申シマスレバ、憲法ノ表ニ抵觸シ若シクハ精神ニ抵觸スルト云フコトハ、大體之ニ依テ無イモノデアルト深ク信ズルノデアリマス、併シ本案ハ右ニ述べマシタル如ク、劃期的ノ立法アリマシテ、而シテ含蓄スル所極メテ廣イノデアリマス、之ヲ實施致シマスルニ付キマシテハ、其ノ法ノ精神、其ノ他必要ナル計畫ヲ立テマシテ、目的ヲ達成スルコトガ必要ナリト思ヒマス、此ノ點ニ付キマシテ、私ハ一二ノ點ヲ申添ヘテ置キタイト思ヒマス、デ、今日迄十數年、此ノ動員計畫ト云フモノハ致サレテ居ルノデアリマスルガ、ドウモ國民ノ多クハ之ヲ矢張リ了知シテ居ラヌノデアリマス、ソコデ事變ノ突發ト同時ニ、法文ノ中ニモ演練スルト云フヤウナ文字モ

アリマスルガ、ソレノ如クニ訓練ラシテ、サウシテ一朝事アル時ニ、本案方勤ク時ハ、斯クノ如キモノデアルト云フコトヲ能ク了解サシテ、而モ其ノ時ノ必要ノ程度ダケ此ノ法律ヲ動カスト云フコトニ致スコトガ、即チ國民ガ喜ンデ此ノ總動員ニ參加スル所以テアラウト思ヒマス、ソレカラ本案ノ規定ガ極メテ廣イノデアリマスルカラ、之ヲ實行致シマスル場合ニ於キマシテハ、政府ニ於キマシテモ此ノ點ヲ言明セラレテ居リマシタガ、最小程序ニ本案ヲ施行スル、デ、最小程序ノ施行ヲ以テ國家ノ最大ノ目的ヲ達成スルト云フコトガ肝要デアルト思ヒマス、而シテ先ニ申述ベマシタヤウニ、憲法ノ二十七條ノ關係ガ大體ノモノデアリマス、是故ニ私有財產ノ制度ニ關係ヲ持シテ居ルモノデアリマシテ、此ノ私有財產ノ制度ニ付キマシテハ、憲法ノ保障スル所ハ、如何ナル財產ヲ保障スルト云フヨリモ、財產ハ寧ロ金錢ニ見積リ得ルコトヲ以テ原則ト致シテ居ルノデアリマスルカラ、賠償ヲスルト云フコトガ大切ノ點デアリマス、國有鐵道ヲ買收シタ……鐵道ヲ買收シテ國有鐵道ト致シタ、完全ナ賠償ヲスルト云フコトニ依シテ、決シテ憲法ノ二十七條ニ抵觸スルモノデハナインデアリマス、サウ云フ意味デアリマスルカラ、其ノ賠償ト云フコトガ、伊藤公ノ憲法義解ニモ、大切ナモノデアルト云フコトガ、特筆サレテ居ルノデアリマス、デアリマスルカラ此ノ總動員法ヲ運用セラレマスル所ノ當局ハ、其ノ意ノアル所ヲ十分ニ體セラレマシテ、賠償ノ運用ニ付キマシテハ深甚ナル注意ヲナサルコトガ適當ダト思ヒマス、斯クノ如クニ致シマシテ、國民ガ此ノ法律ニ對シマスル所ノ今日迄考ヘタヤウナ不安ヲ一切除去致シマシテ、國民ハ、此ノ總動員法案ト云フモノハ國家ノ高キ見地カラ必要ナモノデアル、唯徒ニ臣民ノ權利自由ヲ制限スルト云フ考ノモノデ

ノイ、斯様ナコトヲ能ク理解致シマシテ、  
之ニ依テ不安ヲ一掃シ、一意君國ノ爲ニ盡  
スノ覺悟ヲ益、同上セシムルノ必要ガアル  
ト考ヘマス、斯様ナ希望ヲ以チマシテ、此  
ノ劃期的重大法案ニ對シマシテハ贊成ノ意  
ヲ表スルモノニアリマス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 討論ノ通告ハ終  
リマシタ、他ニ御發言ガナケレバ本案ノ採  
決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコト  
ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
(起立者多數)  
○議長(伯爵松平頼壽君) 過半數ト認メマ  
ス  
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 贊成  
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題  
ニ供シマス、本案全部委員長ノ報告通リデ  
御異議ゴザイマセヌカ  
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス  
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 贊成  
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本日豫算委員長ヨリ報告書ノ提出サレマシタ昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案第二號、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件、追第二號、昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案第三號、昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案特第二號、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スルノ件追第三號、以上五案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シ、一括シテ議題トナシ、之ガ會議ヲ開キ委員長ノ報告ヲ煩シタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、豫算委員長林伯爵  
一昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)  
一豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第二號)  
一昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)  
一昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)  
一豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第三號)  
右衆議院ヨリ受領シタル各案ヲ審査シ總て衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十三年三月二十四日  
委員長 伯爵林 博太郎  
貴族院議長伯爵松平頼壽殿  
○伯爵林博太郎君演壇<sup>(登ル)</sup>  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

加豫算案全部ニ付キマシテ豫算委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス、昭和十三年度歲入歲出總豫算追加案第二號ニ付キマシテ先づ申上ゲタイトと思ヒマス

〔副議長候爵佐佐木行忠君議長席ニ著  
ク〕

歲入歲出共ニ一億五千五百三十餘萬圓ト相成ツ  
豫算ハ經常部ニ於テ一千五百六十萬圓、臨時部ニ於テ一億五千五百三十餘萬圓ト相成ツ  
テ居リマス、普通歲入ニ於テ森林收入ノ增加四百九十餘萬圓、刑務所收入ノ增加千  
餘萬圓、之ニ印紙收入增加、印刷局益金增加、雜收入增加ヲ加ヘテ合計千七百十  
餘萬圓ト相成リマス、公債金ニ付キマシテ道路改良費ノ財源ニ充ツベキ公債金  
ノ增加百二十萬圓、歲入補填ノ財源ニ充ツベキ公債金ノ增加一億五千二百五十  
餘萬圓合計一億五千三百八十餘萬圓ト相成ツテ居リマス、歲出豫算ニ付テ申シマ  
スト、經常部ニ於テ五千五百十餘萬圓、臨時部ニ於テ一千五百八十一萬餘圓、右  
ノ中、主ナルモノハ支那事件ニ關スル經費千三百七十餘萬圓、地方財政援助ニ要スル  
經費ノ增加三千萬圓、氣象觀測施設ノ整備擴充ニ關スル經費四百餘萬圓、「バルブ」資  
材ノ增産竝ニ造林等ニ要スル經費六百萬圓、是ハ主トシテ内地ニ於ケル「バルブ」等  
ノ資材ヲ増産スル爲ニ計上サレタノデアリマス、災害其ノ他施設費ノ增加四百餘萬圓、  
恩給ノ增加四百五十餘萬圓、第二豫備金ノ增加二千萬圓、其ノ外石油消費規正實施ニ  
要スル經費、物價調整竝ニ貯蓄獎勵ニ要スル經費、刑務所軍需作業施行等ニ要スル經  
費增加、農山漁村應急施設ニ關スル經費、テニ三ノ説明ヲ加ヘタイト思ヒマスケレド  
テモ、此ノ際ハ之ヲ省略致シマス、尙以上ノ航空ニ關スル經費ノ增加、青年移民ニ關ス  
ル經費等モ入ツテ居マス、此ノ中ニ付キマシテニ三ノ説明ヲ加ヘタイト思ヒマスケレド

外、通商應急對策ニ要スル經費、物資需給調整ニ要スル經費、破安供給確保ニ關スル經費、農產物其ノ他販賣斡旋統制設施ニ計上サレテアルト云フ說明デアリマス、豫算、外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件、追第二號、此ノ主ナルモノハ造船資金貸付補給及損失補償ノ擴張、開墾助成金ノ增加、航空輸送補助等デゴザイマス、昭和十三年度歲入歲出總豫算追加第三號、是ハ歲入歲出共ニ八千九百二十餘萬圓、歲入豫算ニ付キマシテ申上ゲマス、此ノ經常部ガ八十餘萬圓、臨時部八千八百三十餘萬圓、其ノ内補填ノ財源ニ充ツベキ公債金ノ増加八千七百餘萬圓、歲出豫算ニ付テ申上ゲマスト、經常部二百五十餘萬圓、其ノ外計二百十餘萬圓ト相成ルノアリマス、公債金デ歲入職業紹介所開設ノ經費ガ三百九十餘萬圓デアリマス、是ハ職業紹介所ヲ國營ニ致シマシテ、益々其ノ方面ノ發展ヲ圖リタイト云フコトカラ計上サレタノデアリマス、先程上程サレマシタ所ノ北支那開發株式會社設立ノ經費ガ二千五百十餘萬圓竝ニ中支那振興株式會社設立ノ經費ガ千百三十餘萬圓デ軍人保護ニ要スル經費三千五百三十餘萬圓、軍事援護相談所設置等ニ要スル經費百十餘萬圓等デアリマス、傷痍軍人保護ノ經費、厚生省ノ外局ト致シマシテ傷兵保護院ト云フモノヲ造ル爲ニ、其ノ經費ガ計上サ

レタノデアリマス、又軍人援護相談所、且  
ハ軍人、軍屬ノ遺族家族ニ關スル相談指  
導ヲナス爲ニ、其ノ設置ノ助成等ニ要スル經  
費ト云フコトデアリマス、次ニ昭和十三年  
度特別會計歳入歳出豫算追加特第二號、且  
ハ對支文化事業、造幣局、印刷局、大藏廳、  
預金部、國債整理基金、公債金、關東局、  
帝國大學、學校及圖書館、通信事業、朝鮮  
總督府、臺灣總督府、樺太廳、南洋廳等之  
各特別會計ニ屬スルモノデアリマス、豫算  
外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件、  
追第三號在支一般居留民業務復興資金貸付補給  
補給及損失補償、在支邦人企業復興資金貸付  
算委員會ハ三月二十四日午前十時開會致  
通損失補償、大型優秀船建造助成金竝ニテ  
那事變關係ノ海運業損害復舊資金貸付補給  
竝ニ損失補償ニ關スルモノデアリマス、豫  
算委員會ハ三月二十四日午前十時開會致  
マシテ、鐵道ヲ除キマシテ各省大臣ノ詳  
ナル説明ヲ聽キマシテ、質疑ニ入りマシタ  
今其ノ主ナルモノヲ申上げテ見マス、「アニ  
スカ」漁業問題ニ付キマシテ、鮭、鱈是ノ問題  
題ニ付テノ質問ガアリマシタ、「ハネー」事  
件以來、動モスレバ米國ノ輿論ハ日本ヲ誤  
解セムトシテ居ル、然ルニ此ノ讒謗ノ類  
多ク米國ガ得意ニナッテ居ル、六十萬箱位  
需要ノアルノニ對シテ、百萬箱モ送ルヤウニ  
コトヲシタノデアリマス、米國デハ一昨年  
ノ如キハ鮭ノ漁業ヲ休マセテ、サウシテ禁  
ノ増殖ヲ圖ツテ居ルト云フヤウニ保護ラシニ  
居ルノデアリマス、之ヲ此ノ際日本方誤認  
ヲ受ケタリナシカスルヤウナコトガアリ  
シテハ、非常ナル損害デアルト思フガ、此  
ノ點ハドウデアルカ、之ニ對シテ政府ガ策  
ヘマスノニハ、國際法ノ規定ニ出來ルダ  
準據シテ背カナイヤウニヤリタイト思フ、  
米國ノ此ノ鮭ノ市場ノコトヲ能ク者ヘマン  
テ、日米間ニ話合ヒヲ能クシテ行カウト甲  
フ、農林省ノ派遣船ハ今年ハ出サナイ、而  
角蟹工船ヲ鮭ノ工船ト間違ヘルコトガ多ニ

ノデアル、假裝巡洋艦トカ、戰時用ノ船ニ代ヘルナドト云フヤウナコトハ、單ニ風評ニ過ギナイノデアル、日米間ノ了解ヲ出來ルダケ進捗スルヤウニヤリマシテ、遠カラズ之ニ付テハ發表スルヤウナ情況ニナツテ居ルト云フ答辯デアリマス、次ニ南洋ノ潛水夫、「ダイビング・ボート」ノ問題デアル、即チ水ヲ潛リマシテ貝ヲ採テ鉛等ニ細工ヲスル所ノ潛水夫ガナカ／＼多ク出テ居ルノデアルガ、是ガ二千萬圓モアルノデアリマシテ、非常ニ此ノ貿易ノ上ニ於テ利益ヲ挙ゲテ居ル、然ニモスレバ小サナル漁夫ガ澤山出テ居ルノデアリマスカラ、領海侵犯等ノコトガ起ラヌトモ限ラナイ、是等ニ付テハ政府カラシテ統制シタラドウデアルカ、之ニ對シテ政府ハ成ル程百五十モ船ガ今日ハ出テ居ルノデアリマス、サウシテ重要ノ産業トナシテ居ル、二ツノ會社ガアリマスガ、今回ノ方針トシテハ、之ヲ段々ト行動サシテ行キタイト思フ、ソレニハ色々歴史モアリマスコトデアリマスカラ、先ヅ運送船、是ノ運輸船ト云フモノノ方カラシステム制ヲ始メテ行キタイト思フト云フ答辯デアリマス、又日「ソ」問題ニ付テノ質疑ガアリマシタ、之ニ對シテ政府ハ兎角「ソ」聯側ニハ條約ノ違反ガアル、併シは穩カニ纏メタイモノデアル、北樺太ノ石油、石炭事業等ニ付キマシシテモ、條約上ノ權利ハ何處迄モ主張スルモノノデアル、是サヘ拂東支鐵道買收ノ最後ノ支拂ハ昨日デアッタノデアルガ、之ニハ「ソヴェエト」側ノ義務負擔ト云フモノモアルノデアルガ、是サヘ拂ベ滿洲國モ拂フコトト思フ、又次ニ滿洲國デ匪賊ト戦テ戦死シタ所ノ將校、下士、兵卒等ノ扶助ガドウモ少イヤウデアルガ、之ニ付テハドウ云フ考デアルカ、政府ハ之ニ答ヘマシテ、戰死者ニ對シテハ、兵ニハ千三百圓ヲ贈ルコトニナツテ居ル、是ハ一時金デアル、扶助料トシテハ、兵ニハ八割ヲ

増シ、上等兵百八十圓ヲ、今度ハ三百二十  
四圓ニ増シタノデアル、下士ハ五割増シマ  
シテ、伍長ガ二百二十五圓ヲ之ヲ三百三十  
八圓ニ増シタト云フヤウナ譯ズ、又少尉ハ  
四百六十七圓ヲ今回ハ六百五十四圓ニ殖シ  
タヤウナ次第デアツテ、上ニ行ク程率ハ惡イ  
ケレドモ、増シタ率ニ於テハ出來ルダケ之  
ニ努力シタノデアルト云フ答辯デアリマス、  
次ニハ此ノ貯金ノ獎勵ノ件ニ付テノ質疑應  
答ガアリマシタ、貯蓄銀行ノ利率ト云フ  
モノハ二分四厘ニシカナラナイ、然ルニ郵便  
貯金ノ方ハ三分三毛六絲位ニナツテ居ルノ  
デアル、デアルカラシテ、ドウシテモ此ノ  
際資金ガ預金ハ貯蓄銀行ノ方ニ薄クナツテ、  
サウシテ政府ノ方ニノミ集中スルヤウニナ  
ル、是テハ折角民間ノ銀行ガ漸次發達スル  
ヤウニナリ、又政府ガ民間ノ銀行ニ貯蓄ガ  
行クヤウニ獎勵シタ從來ノ方針ト背馳シタ  
方向ヘ向フヤウデアルガ、是ハ如何ナモノ  
デアルカト云フ質問ガアリマシタ、之ニ對  
シマシテ政府ハ成ル程ソレダケノ利率ノ差  
ハアルケレドモ、貯蓄銀行ノ方ニ預ケル人  
ト郵便貯金ニ預ケル人トハ人ガ違フノデア  
ル、デ此ノ金融業者ハ主ニドウシテモ此ノ  
貯蓄銀行ノ方ニ預ケル、何トナレバ之ヲ土  
臺ニシテ金ヲ借リテサウシテソレヲ金融ス  
ルコトガ出來ルカラデアル、郵便局ノ方ハ  
金融ノ爲ニ借リルト云フコトハ出來ナイノ  
デアルカラ、自ラ預金ニ於テモ分業ガ起シ  
來ルカラ差支ナイ、即チは從來ノ例ニ微  
シテ差支ナイノミナラズ、今回ニ於キマシ  
テハ非常ニ大キナ金ガ溢レテ出ルノデアリ  
マシテ、政府ニ於テハ寧ロ民間ノ銀行ニ於テ  
モ郵便局ニ於テモ此ノ金ヲ吸收シ切レナイ  
程ノ影響ガアリハシナイカト云フコトヲ惧  
レルノデアリマシテ、決シテ民間ノ銀行ガ金ガ  
流レテ來ナイデ困ルト云フヤウナコトハ  
全ク反対ノ考ヲ持ツノデアルノデアルトハ  
フヤウナ答辯デアリマシタ、本日午後二時

討論ニ入りマシテ、採決シマシタ所全會一  
致ヲ以テ只今問題トナツテ居リマスル追加  
豫算案全部原案通り可決ニ相成リマシタ次  
第デアリマス、此ノ段御報告ヲ終リマス  
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 質疑ノ通告  
ガゴザイマス、三室戸子爵  
(子爵三室戸敬光君演壇ニ登ル)  
○子爵三室戸敬光君 昭和十三年歲入歲出  
總豫算追加案第一號中ニ「紀元一千六百年  
奉祝會ヨリ依囑ニ係ル 神武天皇聖蹟調査及  
國史館建設事業施行ニ關スル經費ヲ要スル  
ニ依リ此ノ經費八千三百七十二圓ヲ臨時部  
第三十二款ニ豫算セリ」斯ウ掲ゲラレテア  
リマスノデ、之ニ關シテノ質問デアリマ  
ス、先頃私ガ此ノ場所カラ文部大臣ニ御質  
問ヲ致シマシタ一ツニ、神武天皇ノ御聖蹟  
ハ此ノ場合は非トモ二千六百年ヲ前ニ致シ  
テ居リマスル此ノ機會ヲ捉ヘテ、十分ニ一  
ツ御聖蹟ノ保存維持、或ハ確定ト云フヤウ  
ナコトニ御努力ヲ願ヒタイト云フコトヲ  
申上ゲテ置イタノデアリマス、此ノ豫算ニ  
付キマシテハ奉祝會ヨリノ依囑ニ御質問ヲ  
ガ、ソレハ何處カラ參ッテモ私ハ構ハヌノデ  
アリマスガ、日本ノ今日ニ於キマシテハ何  
事ヲ致ス場合ニ於テモ皆必要アリトシテ提  
出サレルノデアリマスガ、二千六百年ヲ前  
ニ致シマシテ、此ノ場合ニ於テ此ノ機會ヲ  
外シマシテハ遂ニ神武天皇ノ御聖蹟ノ幾  
ツカハ湮滅ニ歸スル虞ガアラウト考ヘマス、  
是非、幸ニ斯様ナ豫算ガ出タノデアリマス  
カラ十分ニ御熟考ヲ願ヒタノデアル、唯  
憾ムラクハ豫算ノ金額ガ如何ニモ少イノデ  
アリマス、併シマダ十四年度モアルコトデ  
合デアリマスカラ、是非斯ウ云フ場合ニ於  
ス、而モ勤モスレバ學者ハ自説ヲ固執致シ  
マシテ、一學者ノ是ナリトスル所ハ常ニ反  
對シテ居ルト云フヤウナ通弊勘カラザル場  
合デアリマスカラ、是非斯ウ云フ場合ニ於  
キマシテハ早ク其ノ位置ヲ御確定ニナル  
コトガ絶対ニ必要デアルト私ハ考ヘル、若  
シ已ムヲ得ナケレバ其ノ中ニ稍ニ信ズベキモ  
トガアリマスルガ、只今御話ノ例ヘバ傳說  
モアリマシタガ、御話ノ通リ學者ノ說ハ往  
往ニシテ衝突スルノデアリマシテ、其ノ結  
果ガナカノ確定ガ出來スト云フヤウナコ  
トガアリマスルガ、只今御話ノ例ヘバ傳說  
ノ地トシテ取敢ス之ヲ湮滅ニ歸セナイヤウ  
ニ處置シテ置クト云フヤウナコトニ付キマ  
シテハ、一つノ御考デアルト存ジマシテ假  
指定ト云フヤウナコトモヤツテ居リマスル場  
合モアルノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ付  
キマシテハ尙篤ト考感致シマシテ、此ノ種  
ノ史蹟ガ湮滅ニ歸セナイヤウニ十分努力シ  
モ出來ヨウカト思ヒマス、今日ノ儘ニ致シ  
テ置キマシタナラバ遂ニ湮滅ニ歸スル虞ガ  
尠カラザルコトカラ考ヘマシテ、是非斯ウ  
再ビ此處ニ御質問ヲ致シタノデゴザイマ  
ス

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 三室戸サン  
ニ御答ヲ致シマス、第一ノ御尋ノ 神武天皇  
ノ御聖蹟ノ調査ハ言フ迄モナク二千六百年  
ヲ記念致シマシテ之ヲ十分ニ調査シテ確定  
致シタイト存ズルノデアリマシテ、豫算ハ  
ス、ソレカラ國史館ニ關聯致シマシテ大和  
委員會等モ設ケマシテ十分調査シテ、此ノ  
御遷シシタ、其ノ笠縫邑ガ今日何處ニア  
テ遺憾ノ點ガ多イノデアリマス、是モ私ガ  
先年此ノ場所カラ申シタノデアリマスガ、  
業ガ常ニ必要デアルト云フコトハ皆言ツテ  
居ラレマスガ、實行ニ著手サレル場合ニ於  
ニ御遷シシタ、其ノ笠縫邑ガ今日何處ニア  
ルカト云フコトガ確定致シテ居ラヌノデア  
リマス、學者ノ所說ハ色々デアリマス、學  
者ハ所謂學者トシテノ立場カラ甲ノ位置デ  
ニ御遷シシタ、其ノ笠縫邑ガ今日何處ニア  
ルカト云フコトガ確定致シテ居ラヌノデア  
リマスガ、日本ノ今日ニ於キマシテハ何  
事ヲ致ス場合ニ於テモ皆必要アリトシテ提  
出サレルノデアリマスガ、二千六百年ヲ前  
ニ致シマシテ、此ノ場合ニ於テ此ノ機會ヲ  
外シマシテハ遂ニ神武天皇ノ御聖蹟ノ幾  
ツカハ湮滅ニ歸スル虞ガアラウト考ヘマス、  
是非、幸ニ斯様ナ豫算ガ出タノデアリマス  
カラ十分ニ御熟考ヲ願ヒタノデアル、唯  
憾ムラクハ豫算ノ金額ガ如何ニモ少イノデ  
アリマス、併シマダ十四年度モアルコトデ  
合デアリマスカラ、是非斯ウ云フ場合ニ於  
ス、而モ勤モスレバ學者ハ自説ヲ固執致シ  
マシテ、一學者ノ是ナリトスル所ハ常ニ反  
對シテ居ルト云フヤウナ通弊勘カラザル場  
合デアリマスカラ、是非斯ウ云フ場合ニ於  
キマシテハ早ク其ノ位置ヲ御確定ニナル  
コトガ絶対ニ必要デアルト私ハ考ヘル、若  
シ已ムヲ得ナケレバ其ノ中ニ稍ニ信ズベキモ  
トガアリマスルガ、只今御話ノ例ヘバ傳說  
モアリマシタガ、御話ノ通リ學者ノ說ハ往  
往ニシテ衝突スルノデアリマシテ、其ノ結  
果ガナカノ確定ガ出來スト云フヤウナコ  
トガアリマスルガ、只今御話ノ例ヘバ傳說  
ノ地トシテ取敢ス之ヲ湮滅ニ歸セナイヤウ  
ニ處置シテ置クト云フヤウナコトニ付キマ  
シテハ、一つノ御考デアルト存ジマシテ假  
指定ト云フヤウナコトモヤツテ居リマスル場  
合モアルノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ付  
キマシテハ尙篤ト考感致シマシテ、此ノ種  
ノ史蹟ガ湮滅ニ歸セナイヤウニ十分努力シ  
モ出來ヨウカト思ヒマス、今日ノ儘ニ致シ  
テ置キマシタナラバ遂ニ湮滅ニ歸スル虞ガ  
専カラザルコトカラ考ヘマシテ、是非斯ウ  
再ビ此處ニ御質問ヲ致シタノデゴザイマ  
ス

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 三室戸サン  
ニ御答ヲ致シマス、第一ノ御尋ノ 神武天皇  
ノ御聖蹟ノ調査ハ言フ迄モナク二千六百年  
ヲ記念致シマシテ之ヲ十分ニ調査シテ確定  
致シタイト存ズルノデアリマシテ、豫算ハ  
ス、ソレカラ國史館ニ關聯致シマシテ大和  
委員會等モ設ケマシテ十分調査シテ、此ノ  
御遷シシタ、其ノ笠縫邑ガ今日何處ニア  
ルカト云フコトガ確定致シテ居ラヌノデア  
リマス、學者ノ所說ハ色々デアリマス、學  
者ハ所謂學者トシテノ立場カラ甲ノ位置デ  
ニ御遷シシタ、其ノ笠縫邑ガ今日何處ニア  
ルカト云フコトガ確定致シテ居ラヌノデア  
リマスガ、日本ノ今日ニ於キマシテハ何  
事ヲ致ス場合ニ於テモ皆必要アリトシテ提  
出サレルノデアリマスガ、二千六百年ヲ前  
ニ致シマシテ、此ノ場合ニ於テ此ノ機會ヲ  
外シマシテハ遂ニ神武天皇ノ御聖蹟ノ幾  
ツカハ湮滅ニ歸スル虞ガアラウト考ヘマス、  
是非、幸ニ斯様ナ豫算ガ出タノデアリマス  
カラ十分ニ御熟考ヲ願ヒタノデアル、唯  
憾ムラクハ豫算ノ金額ガ如何ニモ少イノデ  
アリマス、併シマダ十四年度モアルコトデ  
合デアリマスカラ、是非斯ウ云フ場合ニ於  
ス、而モ勤モスレバ學者ハ自説ヲ固執致シ  
マシテ、一學者ノ是ナリトスル所ハ常ニ反  
對シテ居ルト云フヤウナ通弊勘カラザル場  
合デアリマスカラ、是非斯ウ云フ場合ニ於  
キマシテハ早ク其ノ位置ヲ御確定ニナル  
コトガ絶対ニ必要デアルト私ハ考ヘル、若  
シ已ムヲ得ナケレバ其ノ中ニ稍ニ信ズベキモ  
トガアリマスルガ、只今御話ノ例ヘバ傳說  
モアリマシタガ、御話ノ通リ學者ノ說ハ往  
往ニシテ衝突スルノデアリマシテ、其ノ結  
果ガナカノ確定ガ出來スト云フヤウナコ  
トガアリマスルガ、只今御話ノ例ヘバ傳說  
ノ地トシテ取敢ス之ヲ湮滅ニ歸セナイヤウ  
ニ處置シテ置クト云フヤウナコトニ付キマ  
シテハ、一つノ御考デアルト存ジマシテ假  
指定ト云フヤウナコトモヤツテ居リマスル場  
合モアルノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ付  
キマシテハ尙篤ト考感致シマシテ、此ノ種  
ノ史蹟ガ湮滅ニ歸セナイヤウニ十分努力シ  
モ出來ヨウカト思ヒマス、今日ノ儘ニ致シ  
テ置キマシタナラバ遂ニ湮滅ニ歸スル虞ガ  
専カラザルコトカラ考ヘマシテ、是非斯ウ  
再ビ此處ニ御質問ヲ致シタノデゴザイマ  
ス



處デ御答辯致シマスノトハ、全然其ノ精神ニ於テハ同ジナノアリマス

(子爵三室戸敬光君演壇ニ登ル)

○子爵三室戸敬光君 只今ノ御答辯ハ、實ハ私ノ御質問シタ要點ニ外レテ居ルノデアリマシテ、結局前言ヲ御繰返シニナッタノデアリマス、今モ申上ゲマスル通リ彼ガ日本ノ國體ヲ認識セズスカルモノヲ出シタノデアツテ、日本ノ國體ノ立派ナコトヲ證明スルモノデアル、斯ウ云フ御論ハドウカ歴史的ニ論理的ニ御辯明ヲ願ヒタイト申上ゲタ、ソレヲ伺ハナイ限りハ此ノ御答辯ハ全カラザルモノデアルト申サナケレバナラヌ、ドウカ是等ハ所謂辯明ニアラズシテ、本心カラノ御考ヲ能ク伺ハナケレバ、私モ此處ニ立チマシテ御尋ヲ致シタノデアリマスカガ、此ノ御答辯タケデハ如何ニシテモ引退ガルコトハ出來ナイノデアリマス、開會時間中ハ御質問ヲセネバナラヌヤウナコトニ相成ルノデアルマス、先程申上ゲマスル通り、日本ノ國體ノ尊嚴ハコンナモノガ無クテモ宜シイ、無クテ宜シイノデス、不幸ニシテ残ッテ居タ位ノモノデアル、併シ残ッテ居ルモノヲ殊更破ラウト云フヤウナコトハ私ハ敢テ申スノデハアリマセヌ、之ヲ國寶ニ指定スル理由ガ何處ニアルカ、國寶審議會ノ諸子ガ國寶ニスベキモノデアルト申シテモ、ソレ等ノ人ハデス、恐ラクハ國體觀念ニデス、認識ヲ缺イテ居ル明ノ皇帝ト同ジ考デアルノデス、ドウゾはデス、所謂辯明ニ非ズシテ本當ノコトヲ私ハ言ッテ戴キタイノデス、斯ウ云フ質問ニ對シテノ御辯明ハデス、唯法規ノ解釋トカ見解ノ相違ト云フヤウナモノニ於テ一掃サルベキモノデヘナインデアリマスカラ、極ク眞面目ニデス、曩ノ御答辯ノ御面目トカ何トカ云フコトデナクシテ、誰モガ承服ヲ致スダケノ御説明ヲ願ヒタイ、御辯明デナケレバ御説明デモ結構デアリマス、若シ私ノ申スコトニ

誤リガアルナラバ、ソコヲ正シテ戴キ

タイ、結局是ハ私ノ考へ達ヒヲ正シテ戴キ

ノミナラズ、若シサウデアルナラバ此ノ壇

上ヲ通ジテ國民ニデス、其ノコトヲ此ノ壇

ス、左様ニ仰セ下サレバドレダケ位國民教

育ニ效果ヲ現スカモ知レマセヌ、只今ノヤ

ウナ御辯明デ御止メニナリマシタナラバ、

是ハ問題ヲ非常ニ大キクスルノデアリマス、

此ノ御説明ヲ伺ヘマセヌケレバ私ハ更ニ他

ノ質問ヲ致シマスカラ、ソレハ申シタクナ

イノデアリマスガ、斯様ナコトニ相成リマスカラ、然ラバ次ノ問題ニ付テ御質問申

此ノ御説明ヲ伺ヘマセヌケレバ私ハ更ニ他

ノ質問ヲ致シマスカラ、ソレハ申シタクナ

スレバ私ハ更ニ他ノ質問ヲ申上ゲマスガ、

其ノ點カラモデス、此ノ私ノ只今伺ヒマ

シタモノニ付テ、正確ナル、誰モガ満足ヲ

スル國體ノ尊嚴ヲ云々ト云フヤウナコトニ依シテデス、此ノ文書ヲ國寶ニ致サレタコトニ付テノ御辯明ヲ、今少シクシッカリ伺ヒタイ、ソレヲ伺ハナケレバ更ニ私ハ第二第

三ノ質問ヲ申上ゲル考デゴザイマス

(國務大臣候爵木戸幸一君演壇ニ登ル)

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 三室戸サン

ニ御答ヲ致シマス、私ガ御答辯ヲ致シマス

ノ御答ヲ致シマス、私ガ御答辯ヲ致シマス

上ヲ以テ盡キテ居ル次第デアリマス

(子爵三室戸敬光君演壇ニ登ル)

○子爵三室戸敬光君 御答辯ハ非常ニ御立

一向辯明ニナッテ居ラヌノデアリマスガ、之ヲ私ガ又繰返シマシタ所デ同ジ結果ニナリ

マスカラ、然ラバ次ノ問題ニ付テ御質問申

上ガマス、國定教科書中ニ尋常小學ノ修身

デアリマシタカ、五年ノ書物ニ教育勅語ガ

掲ゲラレテ居ル、其ノ中ニ私共ガ曾テ拜戴

致シマシタ教育勅語トハ文字ガ一字違テ

居ルノガアリマスガ、是ハ何處ガ違テ居ル

カ文部大臣ハ御承知ダラウト思ヒマスガ、

一ツドウ云フ譯デ變ツテ居ルノデアリマス

カ、伺ヒタイノデアリマス、先刻土方博士

ノ御演説中ニモ、教育勅語ハ外ナラザル勅

語デアリマシテ、各大臣ノ副書モナク御済

發ニ相成シテ居ル、私ハ甚ダ歴史ニ乏シイ者

カ、伺ヒタイノデアリマス、其ノ中ニ百七十五字アルノデゴザイマス、其ノ中ニ獨り朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又

ガ、此處カラ申上ゲマス、教育勅語ハ御承

知ノ如ク三百五十一字ゴザイマシテ、漢字

ガ百七十五字アルノデゴザイマス、其ノ中ニ付テハ左様ナコトノ相成ラザルヤウ、即

チ古今ニ通シテ惇ラナイ事柄デゴザイマス

カラ、教育勅語ニ付テハ一字一句モ疎カニ出

ト云フコトガ出來ルノデアルガ、教育勅語

ニ付テハ左様ナコトノ相成ラザルヤウ、即

チ古今ニ通シテ惇ラナイ事柄デゴザイマス

カラ、教育勅語ニ付テハ一字一句モ疎カニ出

ト云フコトガ出來ルノデアルガ、教育勅語

ニ付テハ左様ナコトノ相成ラザルヤウ、即

チ古今ニ通シテ惇ラナイ事柄デゴザイマス

カラ、教育勅語ニ付テハ一字一句モ疎カニ出

ト云フコトガ出來ルノデアルガ、教育勅語

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 宜シウゴザイマス

(國務大臣候爵木戸幸一君演壇ニ登ル)

○子爵三室戸敬光君 御答辯ハ非常ニ御立

派デアリマスガ、一應御調ヲ願ヒマシテ、

明日御知ラセヲ一ツ願ヒタイト思ヒマス

マシタ點ハドノ點デゴザイマセウ

(國務大臣候爵木戸幸一君演壇ニ登ル)

○子爵三室戸敬光君 此處カラ甚ダ何デス

ガ、此處カラ申上ゲマス、教育勅語ハ御承

知ノ如ク三百五十一字ゴザイマシテ、漢字

ガ百七十五字アルノデゴザイマス、其ノ中

ニ付テハ左様ナコトノ相成ラザルヤウ、即

チ古今ニ通シテ惇ラナイ事柄デゴザイマス

カラ、教育勅語ニ付テハ一字一句モ疎カニ出

ト云フコトガ出來ルノデアルガ、教育勅語

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御答辯ハ非常ニ御立

派デアリマスガ、一應御調ヲ願ヒマシテ、

明日御知ラセヲ一ツ願ヒタイト思ヒマス

マシタ點ハドノ點デゴザイマセウ

(國務大臣候爵木戸幸一君演壇ニ登ル)

○子爵三室戸敬光君 御答辯ハ非常ニ御立

派デアリマスガ、一應御調ヲ願ヒマシテ、

明日御知ラセヲ一ツ願ヒタイト思ヒマス

マシタ點ハドノ點デゴザイマセウ

(石橋書記官朗讀)

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

支那事變特別稅案可決報告書



本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇  
ニ關スレ法肆案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十三年三月二十四日

委員長子爵前田利定  
義長伯爵松平頴壽殿

古方附錄卷之三

○子爵前田利定君 支那事變特別稅法案外

十二件ニ對シマスル委員會ノ審查報告ヲ

シテハ、去ル三月二十日本議場ニ於キマシ  
致シマス。答案ノ提案ノ趣旨内容ニ付ギ。

テ、大藏大臣ヨリ稍、詳細ナル演述ガアリマ

シタカラ、多數ノ諸君ニ於カセラレマシテ  
ハ既ニ即徳又ソロト、喜びテベレーヴ、ニ

其ノ折議席ニ御著席ノナカツタ方モオアリ

デアラウト思ヒマスルシ、多少日時モ経過

致シマシタカテ、皆様方ノ御記憶ヲ喚起ス

致シマシタ所ニ基キマシテ陳述致サウト思

ヒマス、便宜上、臨時租稅增徵法中改正法  
律案、所導說法、及三法建案、自讀說法中

徵案、所得稅法中改正法律案、相續稅法中改正法律案、登錄稅法中改正法律案、酒造

稅法中改正法律案、酒精及酒精含有飲料稅

法中改正法律案、麥酒稅法中改正法律案

案ハ政府ノ所謂部分的改正法案デアリマシ

テ、政府ノ申ス所ニ依リマスレバ、支那事  
變ノ爲ニ經濟事情立ニ國民ノ負擔力ニ變動

夢ノ爲ニ絶滅ニ情並ニ國民ノ貪摾力ニ變重  
ガ起リツ、アル際ニ、恒久的ノ稅制整理ヲ

致スト云フコトハ適當ノ時機ニアラズト見合ニシ、唯見三、兎則二十二、占來尋ノ果

合セテ、唯現在ノ税制ニ付テ、出來得ル限り負擔ノ適正ヲ圖ル趣旨カラ出タノデアル、

斯様ニ申サレテ居ルノデアリマス、次ニ支

那事變特別稅法案並二臨時利得稅法中改正  
法律案比ノ二案ハ、過般本議場ヲ通過致シ

マシタル四十八億ノ臨時軍事費ノ財源ニ關

支那事變特別稅法案外十二件 第一讀會ノ續

聯ヲ致シテ居ルモノニアリマシテ、其ノ大  
部分ハ御承知ノ通リニ公債ニ仰イダノデア  
リマスガ、其ノ一部ハ銃後ノ國民ト致シマ  
シテ、分ニ應ジテ此ノ際租稅ヲ負擔スルト  
云フコトハ適當アルト認メテ、其ノ増徵  
スルニ當リマシテハ、負擔力ニ留意致シ增  
徵ヲ行フト云フノデアリマシテ、ソレノミ  
ナラズ負擔力ノアル方面ニ對シマシテハ、  
物品ノ消費及行爲ニ付テ課稅ヲスルノ必要  
カラ物品稅ノ範圍ヲ擴張致シ、ソレト同時  
ニ入場稅又通行稅ヲ新設致シタノデアリマ  
ス、次ニ臨時租稅措置法案、此ノ法案ハ自  
作農者竝ニ中小商工業者ガ此ノ事變ノ影響  
ヲ受ケマシテ相當程度ノ減收ヲ致シテ居ル  
ト云フコトニ鑑ミマシテ、臨時ノ措置トシ  
テ相當程度ノ稅ノ輕減ヲ圖ツタノデアリマ  
ス、即チ地租竝營業收益稅ニ付テ輕減ヲ取  
計ラハレタノデアリマス、又其ノ他鑛物ノ  
產出ノ量ヲ助長スルガ爲ニ金、銅、錫、亞  
鉛等ノ鑛物ニ付キマシテ、新ラシク採掘權  
ヲ設定致シタ場合ニ於キマシテハ、之ヲ課  
稅外ニ置クト云フコトニスルト共ニ、是等  
ノ鑛物ノ產出量ガ昭和十二年度中ニ比シマ  
シテ其ノ產出量ガ超過シタ場合ニ於キマシ  
テハ、其ノ超過シタ部分ニ對シマシテ鑛產  
稅又特別鑛產稅ヲ免ズルト云フコトニサレ  
タノデアリマス、又砂金ヲ除ク砂鑛區千坪  
ニ付キマシテ三十錢程度ノ課稅ヲサレテア  
リマスノハ、即チソレ等ノ鑛物ノ產出ヲ助  
長スル爲デアルノデアリマス、又棉花ノ節  
約ニ資スルガ爲ニ「ステープル・ファイベー」  
ヲ混合致シマシタ綿絲ニ依ル所ノ織物ニ對  
シマシテハ、一部ノ織物ニ對シマシテハ課  
稅ヲ賦課シナイト云フコトニシ、又綿絲又  
ハ「ステープル・ファイベー」ヲ混紡致シ  
シタ綿絲ト人造絹絲トヲ以テ組成致シマシ  
タル織物ニ付キマシテハ、織物消費稅ヲ免

ズルト云フコトニ取計ラハレタノデアリマ  
ス、左様ナ次第デアリマシテ、此ノ臨時租  
稅措置法案ニ依リマシテ彼此減稅ニナリマ  
シタモノヲ合計致シマスト云フト、約一千  
萬圓ニナルノデアリマス、而シテ是等ノ此  
ノ支那事變特別稅法案、臨時利得稅法中改  
正法律案ノ通過ト共ニ、北支事件特別稅ト  
云フモノガ廢止ニナル次第デアルノデアリ  
マス、次ニ日滿國稅徵收事務共助法案ハ、  
是ハ御承知ノ通リニ滿洲國ノ發展ニ伴ヒマ  
シテ、日滿ノ交通ガ愈益頻繁ニナルニ鑑ミ  
マシテ、相互ノ間ニ於キマシテ此ノ兩國ノ  
國稅ノ徵收事務ヲ共助スルト云フ途ヲ開ク  
爲デアルノデアリマス、終リニ本邦内ニ於  
テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案  
ハ、即チ内國ニ於キマシテ募集シタル外國  
債ニ對シマスル待遇ヲ内國債同様ニ致シマ  
シテ是等ノ各法案ニ對シマシテハ、衆議院  
ニ於キマシテ其ノ各案中ニ修正ヲ加ヘテア  
ル立案趣旨ノ梗概デアルノデアリマス、ソレハ所  
シテ是等ノ各法案ニ對シマシテハ、衆議院  
シテ、サウシテ發行ノ便宜ヲ圖ルノ途ヲ開  
イタノデアリマス、以上ガ各案ニ對シマス  
ル立案趣旨ノ梗概デアルノデアリマス、而  
シテ是等ノ各法案ニ對シマシテハ、衆議院  
ニ改メマシテコト、相續稅ハ控除主義ニ  
則リマシテ保険金、郵便年金、退職金五千  
圓ヲ超過スルモノニ課稅ヲスルト云フコト  
得稅ノ第一種、第三種ノ增徵ヲ二割(一分五  
厘ニ改メマシテコト、相續稅ハ控除主義ニ  
則リマシテ保険金、郵便年金、退職金五千  
圓ヲ超過スルモノニ課稅ヲスルト云フコト  
ニ致シマシタ、砂糖消費稅ニ付キマシテハ  
第一種、第二種、第三種ヲ通ジマシテ、政  
府案ヨリ十錢ヅ引下ゲマシタ、入場稅ノ  
免稅點十九錢ヲ二十三錢ニ引上ゲマシタ、  
物品稅ノ保有數量ニ關スル經過規定ヲ改メ  
マシテ、控除主義ニ則リ緩和シ、價格三千  
圓ヲ超ユル「ストック」品ニ課稅ヲスルト云  
フコトニ致シマシタ、葡萄酒ハ一石十五圓ヲ  
十圓ニ引下ゲテ課稅ヲスルト云フコトニ致シ  
マシタ、酒ハ三十石ヲ超過スル數量、砂糖ハ

二萬斤ヲ超ニル數量、燐寸ヘ一千萬本ヲ超  
ユル數量ニ付テノミ課税ヲスルト云フコト  
ニ修正ヲ加ヘタノデアリマス、而シテ此ノ  
衆議院ノ修正ヲ加ヘタコトニ依リマシテ、  
各稅ノ徵收上ニ次ノヤウナ減收ト相成ルノ  
デアリマス、所得稅ニ於キマシテハ、初年  
度ノ減收額ガ一千萬圓、相續稅ニ於キマシ  
テハ初年度ノ減收額ヲ七萬二千圓、入場稅  
ニ付キマシテハ初年度ノ減收額ガ七十萬圓、  
砂糖消費稅ニ於キマシテハ、初年度ノ減收  
額ガ百二十萬圓、物品稅ニ於キマシテハ、  
初年度ノ減收額六十萬圓、葡萄酒稅ニ於キ  
マシテハ、初年度ノ減收額ガ九萬圓、以  
上初年度ノ減收額ヲ合計致シマスト、千  
二百六十有餘萬圓ニ相成ルノデアリマス、  
之ガ委員會ト致シマシテハ、之ヲ原案ト看  
做シマシテ、審議ヲ進メタノデアリマス、  
今是等ノ諸案ニ對シマスル質疑ノ模様ヲバ  
御參考ニ供シタイト思ヒマス、一委員ヨリ  
ハ増稅案ニ於テ附加稅ヲ許サヌガ、地方財  
政トノ關係如何トノ質疑ニ對シマシテ、賀  
屋藏相ハ、此ノ度ノ增稅ハ軍事費ノ財源ニ  
充當シタモノデアルガ故ニ、地方附加稅ヲ  
認メナシ方ガ適當デアルト答辯セラレマシ  
タ、一委員ヨリ此ノ增稅案ハ今日已ムヲ得  
ナイガ、併シ此ノ增稅ニハ國民方能ク理解  
スルヤウニ仕向ケネバナラヌ、最近政府ノ  
努力ガ足ラヌト思フガ如何トノ問ニ對シマ  
シテ、藏相ハ誠ニ同感デアル、今後大イニ  
理解セシムルヤウニ努力スルト答ヘラマ  
シタ、一委員ヨリ昭和十二年度ニ於ケル國  
民ノ總所得、總消費、總蓄積ハ幾許カノ質  
問ニ對シマシテ、大藏大臣ハ國民ノ所得ハ  
百五十億、蓄積ハ三十億カラ四十億ニ達シ  
テ居ルト思フ、消費ハ此ノ差額ノ百十億位  
ト申サレマシタ、一委員ヨリハ勞働者ノ一  
部ヲ強制的ニ貯金センメテ、公債消化ニ充

テテハ如何ト云フ質問ニ對シ、大藏大臣ハ、會社工場ニ貯蓄組合ヲ組織セシメ、貯金ヲサセテ行キタイト思フガ、法律的ニ強制スベキデナイト思フトノコトデアリマシタ、同一委員ヨリハ、國家總動員法ノ規定ニ依リ、稅制ノ上ニ影響スル所アルカニ對シマシテ、賀屋大藏大臣ハ、國家總動員法ニ依リ財政上特ニ負擔ヲ増スコトハナイ、同法ニ依リ經費ヲ要スル點ハ補償ノ場合、及ビ戰時ニ於テ新機關ヲ設置シ、機關擴充等ノ爲ノ費用ガ要ル程度デアルトノ答デアリマシタ、同委員ハ、國家總動員法デハ命令ニ依リ國稅、關稅ノ稅率ヲ動カスコトガ出來ルカニ對シマシテ、同大臣ハ、同法第九條ニ依リ、關稅ハ稅率ヲ動カシ、又ハ免稅スルコトガ出來ルトノ答辯、又國家總動員法ニ依リ、金融方面ニ影響ヲ與ヘルノカ、又國家總動員法ニ依リ物ヲ收用スル場合ニ於ケル賠償ノ金額ヲ與フルカ等ノ問ニ、同藏相ハ、同法第十一條ニ、金融ニ關シテ規定シテ居ガ、現在ノ情況ニ於テハ臨時調整法ニ依ッテヤツテ行ク、又物ノ收用ニ當ツテノ損失賠償ハ、損失其ノモノヲ賠償スル建前デアルトノ答辯デアリマシタ、一委員ヨリ事態ノ推移如何ニ依ッテハ增稅避ケ難シト云フコトデアルガ、之ニ對シテ政府ニ腹案アリヤニ對シマシテ、大藏大臣ハ、增稅スルトモシナイトモ言ヒ兼ネル、併シ增稅スル場合、稅率ノ變更ヲスルトカ、如何ナル新稅ヲ起スカハ今ノ處言ヘナイト申サレマシタ、一委員ヨリハ、擔稅力涵養ノ見地カラ平和產業ノ振興モ必要ト思フ、併シ資金統制案ノ爲是等產業ガ阻害サレテ居ルヤウデアルガ、政府ハ如何ニ考ヘテ居ルカトノ間ニ對シマシテ、藏相ハ、戰爭ニハ多大ノ物資ガ要ル、然ルニ物資ニハ限リガアルノデ、第一ニ軍事目的ニ向クテセネバナラヌ、從ツテ平

和産業ノ方面ハ暫ク我慢シテ貰ハネバナラ  
ヌトノ答辯アリマシタ、又一委員ヨリハ、  
本増税案ニ對シ、衆議院ニ於テハ修正ノ箇  
所アツテ、結局減收千二百六十有餘萬圓ヲ生  
ズルガ、政府ハ之ニ對シテ反対ナキヤトノ  
質問ニ、大藏大臣ハ、議論ヲスレバ同意出  
來ヌ點ナキニアラザルモ、根幹ニ觸レタル  
修正デモナク、又減收モ財政計畫ノ根本ニ  
觸レル程度ノモノデナキ故、貴族院方修正  
案ニ對シ賛成ト云フコトナラバ實行シテ參  
ルト、ハッキリトシタ答辯ガアリマシタ、永  
井遞相ノ出席ヲ要求シテ、一委員ヨリハ、  
日滿經濟關係ヲ律スル根本方針如何、海運  
ニ關スル日滿間ノ協定ヲ爲シ、共存共榮ノ實  
ラゲルヤウ政府ハ努力シテ欲シイト思ノ  
ガ如何ト云フニ對シ、永井遞相ハ、國防ハ共  
同防衛ニ依ラネバナラスト同様、經濟關係  
ニ於テモ一元的基礎ノ上ニ立チ、從ツテ日滿  
兩國ノ海運業ノ問題モ其ノ趣旨デ進ミタイ  
ト考へテ居ルトノ答辯ガアリマシタ、又出席  
サレタル農林大臣ニ對シ、一委員ハ、本來  
產業組合ニ對シテハ課稅スペキモノデナイ  
ト思フガ、其ノ代リ他ト競争スル仕事ヲ止メ  
テ欲シイモノデアル、併シ產業組合ノ仕事ガ殖  
エテ、競爭摩擦ヲ起シテ來ルト云フナラバ、  
此ノ特權ハ與ヘナイデ課稅スルガ宜イト思  
フガ如何トノ質問ニ、有馬農相ハ、產業組  
合ガ廣汎ニ亘ツテ他トノ摩擦ヲスルコトハ  
避ケナクテハナラス、必要ナ仕事ノミニシ  
タイト考へテ居ルガ、產業組合ノ本質ニ則ツ  
テ、課稅ヲセヌ從來ノ方針デ進ミタイト思  
フトノ答辯ガアリマシタ、一委員ハ、貿易  
長官ノ出席ヲ要求サレマシテ、次ノ質問ヲ  
發セラレマシタ、即チ貿易ノ統制ノ結果、  
輸出不振ヲ來ス虞アリ、之ガ對策如何ト、  
之ニ對シ同長官ハ、輸入原料ヲ制限スル結  
果、輸出不振トナラヌヤウ努力シテ居ルガ、

今後トモ適切ナル方策ヲ研究シテ行キタ  
ト思ズニ居ルトノ答ガアリマシタ、是ハ直  
接税法案トノ關係ハ稍薄イナウデアリマ  
スルガ、一委員ノ公債消化ノ方策ニ關聯シ、  
又資本ノ蓄積ニ付テ、遞信省ニ於テ郵便貯  
金ノ月掛金ヲ獎勵スルトノコトデアルガ、  
右ハ貯蓄銀行トノ相剋摩擦ヲ惹起シ、絶大  
ナル信用ヲ保有スル政府ニ對シ、民間ノ貯  
蓄銀行ガ競争スルコトナレバ、況シテ利  
率ガ差等アルニ依リ、結局民間當業者ハ悲  
況ニ沈淪スルコトニナルト思フガ如何トノ  
間ニ對シ、大藏政府委員ハ、其ノ點ニ付キヤ  
ハ能ク遞信當局トモ協合シ、相剋摩擦ノ起  
ヌヤウ、新機構ノ實現ニ依シテ、既存ノ民  
間業務ヲ壓迫スルガ如キコトノナキヤウ、  
實行ニ當ラテハ留意スルトノコトデアリマ  
シタガ、一委員ノ要求ニ依リマシテ、遞信  
政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、更ニ之ニ對  
シテ二三ノ質問ニ對シ、遞信政府委員ハ、  
月掛貯金制ノ施行ヲ都市ニ擴張シテモ、之  
ヲ利用スルモノガ貯蓄銀行ト異ルシ、又當  
局ニ於テモ其ノ狙ヒ所ガ違フガ故ニ、大シ  
タ影響モアルマイト思フガ、其ノ實行ニ際  
シテハ、其ノ邊ハ注意ヲ爲シ、利率ノ點其  
ノ他ニモ考慮ヲ拂ヒ、民間當業者トノ競争  
ニ陥ラザルヤウ努ムル旨ノ答辯ガアリマシ  
タ、是ハ本年豫算委員會ノ第二次追加豫算  
ヲ檢討スル際ノ質疑トシテ、最モ適當ノモ  
ノデアツカモ知レスノデアリマスガ、公  
債消化、物價騰貴抑制ノ方策トシテモ考  
合セラル、モノデアルニ依リ、此ノ場合ニ  
最後ニ此ノ質疑應答ヲバ御紹介申スコトニ  
致シタインデアリマス、質疑ハマダ是ド  
ロデハナインデアリマシテ、澤山ニ實ハアッ  
ケラレマシテ、三月ノ十九日迄委員會ニ掛

テ居ツタノデアリマス、其ノ間日ヲ費スト四十餘日、回ヲ重ヌルコト「十一回デアツクノデアリマス、ソレニ比ベマシテ吾ガ特別委員會ハ、去ル三月ノ二十日ニ此ノ法案ノ付託ヲ受ケマシテ、審査ニ掛ツタノデアリマシテ、爾後日數僅ニ五日間、會ヲ開クコト僅ニ四回、而モ會期ガ切迫致シマシテ、何トシテモ議會ノ會期中ニ決定ヲ致サナケレバナラナイ大切ノ法案デアルノデアリマス、申上ガル迄モナク此ノ法案ハ前申上がマシタ通りニ、臨時軍事費ノ追加豫算ノ財源ノ一部ヲ成スモノデアリマシテ、若シモ此ノ法案ノ議了ガ遅レマシテ、會期ニ間ニ合ハナイヤウナコトニナリマシタラバ、實ニ由々シキ軍國ノ大事ヲ惹キ起ス次第デアリマス、故ニ委員ニ於キマシテハ、非常ニ衆議院ノ特別委員會トハ比例ニモナラナイ短い時間ニ、熱心ニ精勵サレマシテ、特別委員會ノ開會ハ眞ニ時間ハ厲行サレタノデアリマス、而シテ其ノ質疑ハ大所高ヨリノ財政經濟ノ諸問題ハ勿論ノコト、各方面ノ内容ニ付キマシテモ細ニ入り微ヲ穿ツ底ノ内容ノ検討ノ質問モ、矢繼早ニ連續シタノデアリマス、單ニ大藏大臣、大藏省ノ政府委員ニ對シマスル質疑ノミナラズ、遞信大臣、農林大臣或ヘ貿易長官、地方局長、貯金局長ノ大官迄モ出席ヲ要求致シマシテ、サウシテ具サニ審査ヲ致シタノデアリマス、故ニ日數ガ甚ダ短イ割合ニハ、質疑應答ノ分量ハナカニ、豐富デアルノデアリマス、實ハ此處カラ引抜キマシテ、御紹介ヲ申シマスト云フコトハ實ニ困難ヲ感ズルノデアリマシテ、誠ニ名質問ガ澤山ニ續出セラレタノデアリマス、併シ之ヲ一々此ノ席デ以テ羅列シテ御紹介申上ゲマスト云フコトハ、時間ノ關係上出來得ナイノデアリマスルカラ、此處デ御披露漏レニナリマ

シタ質疑應答ノ點ニ付キマシテハ、何卒御  
是等委員會ノ速記錄ハ非常ニ輻輳シテ居リ  
マシテ、此ノ二十日ニ政府ノ説明ヲ聽キマ  
シタ議事速記錄ダケシカマダ我々委員ノ手  
ニハ渡ツテ居ラヌノデアリマス、從ヒマシテ  
此ノ質疑應答ヲ御参考迄ニ申上ゲタモノノ  
中ニ、私ノ記憶違ヒ、記憶漏レモ少クナナイデ  
アラウト思ヒマスシ、或ハ又間違ッタ點モア  
ルカモ知レヌト思フノデアリマス、ドウカ  
大ナル間違ガアリマシタナラバ、特別委員  
ノ中ノ先輩、僚友ノ方々カラ然ルベク御訂  
正ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、而シテ  
此ノ數多ノ質疑ガ終了致シマシタノデ、本  
日薄暮ノ頃、夕刻ニ迫リマシテカラ、討議  
ニ入ッタノデアリマス、先づ此ノ諸法案ノ中  
ニ、衆議院ノ修正ノ加ツテ居リマスル相續  
稅法中改正法律案ト支那事變専別稅法案ヲ  
一括シテ議題ニ供シマシテ討議ニ付シタノ  
デアリマス、一委員ヨリハ、次ノ要旨ノ贊  
成意見ノ陳述ガアリマシタ、即チ法案ノ内  
容ニ付テハ如何カト思ハレル點モアルカラ、  
若シ餘日ガアルナラバ色々論議スベキ  
コトモ生ジテ來ルト思フガ、先づ大體  
ニ於テ差支アルマイト考ヘルシ、其ノ缺  
點トシテ檢討セラレシ所ハ、政府ニ於テモ  
今後研究シテ之ヲ尊重スルトノ言明ガ  
アルガ、此ノ言明ヲ必ズ實行スルコトヲ切  
ニ望ムト云フ意味デ、本案ヲ贊成スルノデ  
アルト述ベラレタノデアリマス、又他ノ一  
委員ハ、只今ノ委員ノ賛成ノ趣旨ニハ同感

來アルガ、専門家ナラバ明瞭ニ理解セラレルデアラウガ、納稅者ノ側カラ見タナラバ混雜シテ見エルデアラウ、從テ納稅者ガ納得ガ出來ナイ感ジヲ懷クデアラウト思フ方故ニ、政府ハ根本的稅制ノ調整ノ必要ガアルケレドモ、此ノ場合極力納稅者ヲシテ納得出來ルヤウニ努力セラレムコトヲ望ンデ、贊成ノ意見ヲ表セラレタノデアリマス、又他ノ一委員ヨリヘ、前二人ノ委員ノ方ノ論旨ハ固ヨリ同様ノ贊意ヲ表スルノデアルガ、稅法ノ如何ニモ複雜ニ瓦ツテ居ル、物品稅ノ如キハ或種類ノモノダケデアッタノヲ、今回ソレヲ擴張シテ課稅スルト云フコトニナルカラ、納稅者ノ方ニ於テモ、又徵稅者側ニ於テモ不慣レデ居ル爲ニ、納稅者側モ、惡意デナク、或ハ手落ノアルト云フコトモアルカモ知レヌト思フ、收稅官吏ニ於テハ徵稅上苛酷ノコトノナイヤウニ取扱ッテ貴ヒタ、餘り嚴重ニナサルト云フト產業ノ進展ヲ阻害スル憂ガアルト思フ、殊ニ小サナ資本ヲ持ツテ營業スル向キモ少クナイカラ、此ノ邊ハ深ク留意アリタイ旨ヲ述ベラレマシテ、贊成ノ意ヲ表サレタノデアリマス、而シテ他ニ發言スル方モゴザイマセヌ故ニ、採決ニ付シマシタ所ガ、全會一致ヲ以テ此ノ二案ニ對シマシテハ、衆議院修正通リニ可決ニ相成ツタ次第アリマス、而シテ殘ル所ノ十一法案ヲ一括致シマシテ議題ニ供シマシテ、討議ニ付シマシタ所ガ、別段ノ御發言モゴザリマセヌガ故ニ、採決ニ間ヒマシタ所ガ是亦異議ナク、十一法案モ全部、政府原案ノ通リニ可決ニ相成ツタ次第アリマス、右御報告申上げマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
会ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 各案ノ第一讀會  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題  
ニ供シマス、各案全部、委員長ノ報告通り  
デ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 委員長ヨリ報告  
書ノ提出ガアリマシタ兌換銀行券ノ保證發  
行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案、印刷局  
メマス

昭和十三年法律第六號中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十三年三月二十四日

委員長 子爵大岡 忠綱

貴族院議長伯爵松平頼壽殿  
昭和十一年度第一豫備金支出ノ件、昭  
和十一年度特別會計第一豫備金支出ノ  
件、昭和十一年度特別會計豫備費支出  
ノ件、昭和十一年度滿洲事件第一豫備  
金支出ノ件、昭和十二年度第二豫備金  
支出ノ件、昭和十二年度特別會計第二  
豫備金支出ノ件、昭和十二年度特別會  
計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支  
出ノ件

右承諾スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十三年三月二十四日

委員長 子爵大岡 忠綱

(子爵大岡忠綱君演壇ニ登ル)

○子爵大岡忠綱君 只今上程ニ相成リマシ  
タ兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ  
關スル法律案、特別委員會ヲ審議ノ經過竝ニ  
結果ニ付テ御報告申上ガマス、本委員會ニ  
付託サレマシタ議案ハ、法律案四件、承諾  
ヲ求メル件七件デアリマシテ、是等議案ノ  
内容ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ既ニ政

府ヨリ説明ガアリマシタノデアリマスガ、  
今其ノ大要ヲ申述ベマスト、第一ハ兌換銀  
行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法  
律案デアリマス、本法律案ハ今回ノ事變ニ  
關聯シテ兌換銀行券ノ發行高ノ増加スル趨  
勢ニ對處スル爲、臨時ニ兌換銀行券ノ保證  
發行限度ヲ七億圓ダケ擴張シテ十七億圓ト  
スルモノデアリマス、第二印刷局据置運轉  
資本補足ニ關スル法律案デアリマス、此ノ

法律案ハ印刷局ニ於ケル各種製造品ノ數量  
ガ著シク增加シマシテ、同特別會計ノ現在  
ノ據置運轉資本百萬圓ヲ以テシテハ、事業  
遂行上時ニ困難ヲ伴ヒマスノデ、本法律案  
ニ依リ借入金ヲナシ、一時其ノ不足ヲ補足  
スル途ヲ講ジ、其ノ際國庫ノ餘裕金ガアリ

マシタ場合ニ於テハ、之ヲ繰替使用シ得ル  
ヤウニ致シ、事業遂行ノ圓滑ヲ期セムトス  
ルモノデアリマス、第三ハ昭和九年法律第  
七號中改正法律案デアリマス、昭和九年法  
律第七號ハ滿洲事件ニ關シ陸海軍軍人其ノ  
他ニ對シ、一時賜金トシテ交付スル所ノ公  
債五千八百四十萬圓ヲ發行スルコトニ關ス  
ルモノデアリマスガ、今回賜金ヲ與ヘラル  
人員ガ增加致シマシタノデ、本法律案ニ  
依リ右ノ公債發行限度ヲ四百二十萬圓ダケ  
増加シ、總額ヲ六千二百六十萬圓ト改メヨ  
ウトスルノデアリマス、第四ハ昭和十三年  
法律第六號中改正法律案デアリマス、昭和  
十三年法律第六號ハ、昭和十三年度一般會  
計歲出ノ財源ニ充ツル爲赤字公債ヲ發行ス  
ルコトニ關スル法律案デアリマス、即チ昭和  
十一年度追加豫算案第二號乃至第三號ニ計  
上シテアリマスル經費ノ所要財源ノ一部ニ  
充ツル爲本改正法律案ニ依リ右赤字公債ノ  
發行限度ヲ二億三千九百六十萬圓ダケ增加  
セムトスルモノデアリマス、最後ハ昭和十  
一年度第一豫備金支出外六件ノ事後承諾ニ  
關スルモノデアリマス、以上各種ノ法律案  
及事後承諾案ニ付テ委員會ニ於キマシテハ  
政府當局ノ詳細ナル説明ヲ求メ、又種々質  
問應答ヲ重ヌマシテ慎重審議ヲ致シタノデ  
アリマスガ、就中兌換銀行券ノ保證限度ノ  
維持スル考デアルト云フ答辯ガアリマシタ、  
更ニ本案ハ支那事變終了後一年以内ニ之ヲ  
廢止スルトセラレテ居ルガ、其ノ際ニ政府  
ハ如何ナル處置ヲ講ズル意向デアルカトノ  
ムル方針ダブアッテ、十分其ノ運用ニ留意スベキ  
旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ現在日本銀行  
ノ正貨準備八億餘萬圓ハ將來モ之ヲ維持ス  
ル考デアルカトノ質疑ニ對シ、政府ハ之ヲ  
維持スル考デアルト云フ答辯ガアリマシタ、  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題  
ニ供シマス、四案全部委員長ノ報告通リテ  
御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ  
シ、事後承諾案ニ付テハ承諾ヲ與ヘルコト  
シ、將來支出スペキ軍事費ヨリ推算致シマ  
スト、本年度ニ於ケル兌換銀行券ノ平均發  
行高ノ增加見込額トシテ五億圓乃至六億圓程  
度ノ數字ヲ得ラレマスノデ、之ニ多少裕リヲ  
見込ンデ七億圓ト定メタトコトデアリマス  
次ニ今回ノ保證發行限度ノ擴張ハ低金利促  
進ノ意味ヲ含ムノデアルカ、又政府ハ低金  
利ヲ人爲的ニ促進スル意思ガアルカトノ質  
問ニ對シマシテ、政府ヨリ何レモ然ラザル旨  
ノ答辯ガアリマシタ、次ニ將來ヲ見越シテ  
保證發行限度ヲ擴張スル時ハ兌換券ノ發行  
ヲ放漫ナラシムル虞ハナイカトノ質問ガア  
リマシタ、之ニ對シ政府ハ此ノ點ニ付テハ  
經濟界ノ實勢ニ即シ兌換券ノ發行ヲ行ハシ  
ムル方針ダブアッテ、十分其ノ運用ニ留意スベキ  
旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ現在日本銀行  
ノ正貨準備八億餘萬圓ハ將來モ之ヲ維持ス  
ル考デアルカトノ質疑ニ對シ、政府ハ之ヲ  
維持スル考デアルト云フ答辯ガアリマシタ、  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題  
ニ供シマス、四案全部委員長ノ報告通リテ  
御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ各案ノ第二讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 賛成  
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 四案ノ第二讀會  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題  
ニ供シマス、四案全部委員長ノ報告通リテ  
御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 四案ノ第三讀會  
ヲ開キマス、四案全部ニ二讀會ノ決議通リデ  
御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 次ニ七件ノ承諾  
ヲ求ムル件ノ採決ヲ致シマス、七件ニ對シ  
委員長ノ報告通りデ承諾ヲ與フルコトニ御  
異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 明日ハ午前十時  
ヨリ開會致シマス、議事日程ハ決定次第彙  
報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ  
散會致シマス

午後九時四十七分散會